西川町地域防災計画

令和6年10月

西川町防災会議

目 次

弟	1	編		総		則
	第	1	章		総	則
		第	1	節		目 的
		第	2	節	i	計画の方針
		第	3	節	i	計画の性格
		第	4	節	,	用語の意義
	第	2	章		西丿	川町の概況
		第	1	節		自然的条件
		第	2	節	7	社会的条件
	第	3	章		災領	害履歴
	第	4	章			想される災害
		第		節		自然現象に基づく災害
		第	2	節		人為的原因に基づく災害
		第	3	節		地震による被害想定
	第	5	章			災ビジョン
				節		基本理念と基本目標
		第	2	節	2	行政の責務と町民の心がまえ
		第	3	節		防災施策の大綱
	***				m. F A.	
	第	6				災関係機関等の事務又は業務の大綱 ····································
				節		防災関係機関等の責務
		第	2	節	3	各機関の事務又は業務の大綱
A-A-	_	⁄ =		111		
邦	2	稐		災	善力	予防対策計画
	笞	1	音		MT -	土保全事業
	ИJ			節		エルモザ来 水 害 対 策
				節		土砂災害対策 ·
		'n	_	11	-	工
	第	2	章		予队	防対策事業
				節		防災業務施設等整備対策
				節		建造物災害予防計画
				節		交通計画
				節		上下水道施設災害予防計画
				節		文化財保護対策
				節		危険物等保安対策
				節		大災予防計画
		/13	•	1111	-	/ • / • / • / • / • / • / • / • / • / •

		第	8	節	雪 害 対 策	43
		第	9	節	防災訓練	45
		第	10	節	防災知識の普及	46
		第	11	節	自主防災組織の育成	48
		第	12	節	消防団活性化	50
		第	13	節	食料、飲料水及び生活必需品等物資の確保計画	52
		第	14	節	災害ボランティア受入体制整備計画	54
		第	15	節	避難行動要支援者の安全確保計画	55
		第	16	節	避難体制整備計画	59
		第	17	節	救助体制整備計画	62
		第	18	節	医療救護体制整備計画	63
		第	19	節	輸送体制整備計画	64
		第	20	節	孤立集落対策計画	66
笙	3 ;	絙		災害	応急対策計画	67
717	0 ,	מחקי		火口		01
	第	1	章	緊	《急対策	69
		第	1	節	活動体制	69
				1.	防災体制	69
				2.	災害対策本部組織及び事務分掌	71
				3.	災害対策連絡本部組織及び運営計画	77
				4.	職員動員配備計画	79
		第	2	節	相互応援要請計画	84
				1.	防災機関への応援要請計画	84
				2.	自衛隊災害派遣要請計画	86
		第	3	節	情報の収集・伝達計画	89
				1.	通信施設等	89
				2.	災害情報伝達計画	92
				3.	被災情報収集伝達計画	94
		第	4	節	災害広報・報道計画	96
		第	5	節	避 難 計 画	98
		第			避難所運営計画	108
		第	7	節	救出・救急計画	110
		第	8	節	医療救護計画	111
	e.e.					
	第				「急対策	113
		第			水 防 計 画	113
		第			消防活動計画	115
		第			林野火災計画	117
		第			技術者等動員計画	119
		第			応急措置に係る応援計画	122
		第			交通計画	124
		第	7	即	輸送計画	126

	第	2	章	5	災害復興計画	182
		第	4	節	罹災者の保護計画	180
		第			民間施設の災害復旧計画	178
		第			防災関連施設の災害復旧計画	177
		第			公共施設の災害復旧計画	175
	第	1			災害復旧計画	175
第	4	編		災害	子復旧・復興計画	173
		第			大規模土砂災害対策計画	171
		第			原子力災害対策計画	169
		第			表援金品受け入れ、配分計画	167
		第			災害救助法の適用に関する計画	16
		第			物的公用負担等の実施に関する計画	163
		第			突発重大事故応急対策計画	162
		第			雪害応急対策計画	160
		第			<u> </u>	159
		第			避難行動要支援者対策計画	157
		第第			クイン クイン 医和 計画	152
		第第			文教対策計画 ライフライン供給計画	149 152
		第			住宅の仮設・応急修理計画	147
		第			遺体の検視・対策計画	144
		第			災害警備計画	143
		第			障害物除去計画	141
		第			環境衛生計画	139
		第			防疫計画	137
		第			防災営農計画	135
		第			物資拠点運営計画	134
		第			生活必需品等供給計画	132
		第	9	節	給水計画	130
		第	8	節	食料供給計画	128

資 料 編

第1編 総

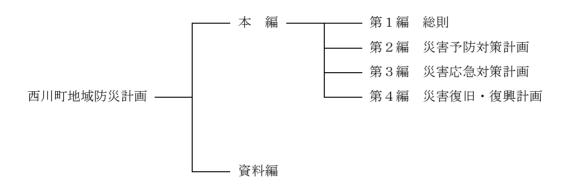
則

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第42条の規定に基づき、西川町防災会議が西川町に係る防災に対し、西川町及び関係機関が処理すべき事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用して防災活動を実施することにより、西川町の地域及び住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被災しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう備える「減災」の考え方を基本とし、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

なお、この計画の構成は次のとおりである。



また、自主防災組織等から提案があった場合、本計画に地区防災計画を定めることができる。

第2節 計画の方針

この計画は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び山形県地域防災計画等の修正に応じて、常に整合性のある実情に沿った計画でなければならない。従って、西川町防災会議は災害対策基本法第42条の規定により、毎年定期的に検討を加えるとともに、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正するものとする。

第3節 計画の性格

この計画は、西川町内における各種防災対策を整備・推進する上での基本となるものであり、 災害対策基本法第2条第1項第9号の規定による指定行政機関の長又は指定公共機関が作成す る防災業務計画及び山形県地域防災計画に抵触若しくは矛盾するものであってはならない。

第4節 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 県 計 画 山形県地域防災計画をいう。

2. 本 計 画 西川町地域防災計画をいう。

3. 防災関係機関 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公

共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機

関をいう。

4. 本 部 西川町災害対策本部をいう。

5. 連絡本部 西川町災害対策連絡本部をいう。

6. 本 部 長 西川町災害対策本部長(西川町長)をいう。

7. 連絡本部長 西川町災害対策連絡本部長(西川町長)をいう。

8. 法 災害対策基本法 (昭和36年法律第 223 号) をいう。

9. 県災害救助法細則 山形県災害救助法施行細則(昭和35年県規則第4号)をいう。

10. 総合支庁 山形県村山総合支庁をいう。

11. 消 防 署 西村山広域行政事務組合消防本部をいう。

12. 警察 寒河江警察署をいう。

13. 山形河川国道事務所 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所をいう。

14. 新庄河川事務所 国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所をいう。

15. 最上川ダム統合管理事務所 国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所をいう。

16. 高速道路山形管理事務所 東日本高速道路株式会社東北支社山形管理事務所をいう。

第2章 西川町の概況

第1節 自然的条件

(1) 地 形

本町は、山形県のほぼ中央部、県都山形市の西方32kmに位置し、東南に寒河江市と隣接するほか、磐梯朝日国立公園の朝日連峰や月山とその支脈に囲まれ、東西24km、南北33kmにわたる総面積393.19 kmという県内第5位の行政区域であるが、総面積の92%が国有林をはじめとする山林原野で占められている。

平地は、町を流れる寒河江川沿いとその支流沿いにわずかに広がっているのみで、令和 4年度の固定資産概要調書による可住地面積は 12.51 km² (3.2%) に過ぎず、標高 145m から 700m までを生活の場としている。

(2) 地 質

本町の最北西部に位置する月山は、安山岩を主体とし、大越川上流西部は、凝灰岩、集塊岩を伴う。月山の活動によって生じた泥溶岩は台地状をなし弓張平まで発達し新しい時代における噴出物のため表土層はきわめて薄くなっている。この一部は月岡付近まで発達し有孔虫化石を含む暗色泥岩となって現れている。大越川の西側から四ッ谷に至る間は新第3系黒色頁岩硬質岩をもって形成し寒河江川を越えその一部は縞状硬質岩として本道寺風吹沢の間にみられる。その両端は閃緑岩及び花崗岩よりなっており砂子関付近の河川南側はホタテ貝化石を含む砂岩となっている。

耕地は花崗岩、輝石安山岩系統からなる沖積地多く寒河江川流域は大部分これらに属して おりその他は第三紀層にして一部洪積層をみる。

(3) 気 象

本町の気象は、山岳に囲まれているため多雪多湿の裏日本型であり山間地帯と平坦地帯では著しい気象の差があり、特に冬季は西方出羽、朝日連峰おろしの季節風が強く、寒気が激しく11月中旬から降雪があり、町の中心部である間沢、海味は1~前後、山間部の志津、大井沢では3~~6~の豪雪となり、1年間の半分近く雪に閉ざされ4月~5月に春の訪れをみる。

また、梅雨末期から夏期にかけて前線上を低気圧が通過する日は、雷を伴う局地的な豪雨が発生する。その一方で、太平洋高気圧におおわれるときは、フェーン現象により異常に高温を記録する日が何日も続く。

第2節 社会的条件

(1) 人 口

西川町が誕生した直後の昭和30年には15,260人を数えた人口も減少の一途をたどり、令和5年4月1日現在の住民基本台帳による人口は4,732人となり、この68年間で68.99%もの人口が減少した。

本町における人口減少の主な要因は、高度経済成長に伴う若年層の流出、高齢化、少子化と昭和30年代後半からの鉱山(13ヶ所)の閉山や寒河江ダム及び関連事業に伴う移転等の特殊要因によるものである。

また、人口減少に伴う人口構造は、年少人口及び生産年齢人口の減少に相反し老齢人口は増加しており、令和5年4月1日現在の高齢化率は、47.3%に達し本格的な高齢社会を迎えている。

(2) 土地利用

本町の土地利用を令和 4 年度固定資産概要調書の地目別土地面積で見ると、総面積 393. 19 kmのうち山林 355. 89 km、原野 5. 79 km、水田 5. 30 km、畑 2. 79 km、宅地 1. 92 km、その他 21. 5 kmとなっている。

(3) 産業

産業別人口 (R2 国勢調査) は、第1次産業が10.0%、第2次産業が31.2%、第3次産業が58.7%と第2次産業が減少し、第1次産業と第3次産業のウエイトが高まっている。

(4) 交 通

町内にはインターチェンジが2箇所あり、山形市まで約30分、仙台市、酒田市までが約1時間10分と飛躍的に時間短縮が図られ、町民の行動範囲の拡大、生活の利便性の向上が図られている。

また、基幹道路である国道 112 号が町の中央を東西に走り、内陸と庄内を結ぶ交通の要衝となっており、町内の道路網は、この国道を基点に県道及び町道が肋骨状に走っている。県道・町道の整備は進み、生活道路としての第一段階の整備はほぼ終了している状況にある。

冬期間の除雪は、早朝除雪体制がほぼ完全に確保されており、現在の除雪延長 (R5.4.1 建設水道課資料) は 160.4 kmとなっている。

第3章 災害履歴

1 自然災害発生の傾向

災害誘因、災害素因及び災害の履歴から本町の自然災害発生の傾向として、次のことが言える。

(1) 豪雨災害

雨による被害が発生する誘因には、台風・温帯低気圧・梅雨前線・寒冷前線及び局地的な 雷雨現象と融雪期の降雨があるが、本町で特に注意をしなければならないのは、梅雨末期か ら夏期にかけての集中豪雨である。

山地及び傾斜地の多い山間部では、融雪及び豪雨に伴う土砂災害による災害に注意しなければならない。

(2) 豪雪による災害

雪による被害が発生する気象現象は、シベリア寒気団の影響を受ける西高東低(冬型)の 気圧配置に伴う季節風による場合及び本州南海上を低気圧が通過する際に発生するものとが ある。降雪期間は11月から4月までで、1月~2月には豪雪となりやすい。

① 積雪害

山形県内に降る雪は11月~12月が湿潤で粘着性が大きいため、林業、農業、通信、交通機関に被害を与える事が多い。

1月~2月は密度・粘着性が小さいため農林業、通信への被害は比較的少ないが、豪雪が繰り返されることにより、建造物の倒壊等の被害が発生しやすい。また、雪おろしや除排雪の作業中による事故もしばしば起こっている。

② 融雪害

本町の融雪期は、例年3月中旬頃である。この時期に日本海を低気圧が通過し降雨が重なると、融雪洪水、がけ崩れ、地すべり等の災害を起こすことが多い。

③ 雪 崩

山間部が多い本町では、雪崩による災害にも注意しなければならない。雪崩による災害を大別すると次の二つに分けられる。

- ア 積雪の表面が滑り落ちる新雪(表層)雪崩で、気温が低く既に積もった雪の上に数十 センチメートル以上の新雪が降った場合に発生しやすく、1月から3月初旬にかけて多 い。
- イ 積雪の全層が滑る全層雪崩で、低気圧または気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇したとき、または雨が降って雪解けが促進される場合に発生しやすく、3 月中旬から4月にかけて多い。

(3) 町内に発生した災害の状況

昭和31年以降の本町内の自然現象に基づく災害発生は、資料編のとおりである。

2 社会的災害発生の傾向

災害誘因、災害素因及び災害の履歴から本町の社会的災害発生の傾向として、次のことが言える。

(1) 火 災

火災発生は平成 19 年が 6 件 (建物 5 件、その他 1 件)、平成 20 年、8 件 (建物 4 件、車両 3 件、林野 1 件)、平成 21 年、11 件 (建物 3 件、車両 2 件、林野 3 件、その他 3 件)、平成 22 年、5 件 (建物 5 件)、平成 23 年、3 件 (建物 1 件、車両 1 件、その他 1 件)、平成 24 年、1 件 (林野 1 件)、平成 25 年、0 件、平成 26 年、2 件 (建物 2 件)、平成 27 年、7 件 (建物 2 件、林野 1 件、その他 4 件)平成 28 年、1 件 (その他 1 件)平成 29 年、2 件 (建物 1 件、その他 1 件)、平成 30 年、2 件 (その他 2 件)、令和元年、0 件、令和 2 年、4 件(建物 3 件、その他 1 件)、令和 3 年、0 件(建物 0 件、その他 0 件)、令和 4 年、1 件(建物 0 件、その他 1 件)の状況であり、令和に入ってから落ち着いている。

(2) 町内に発生した災害の状況

昭和31年以降の本町内の社会現象に基づく災害発生は、資料編のとおりである。

第4章 予想される災害

町の地域のほとんどが山地で占められ、海抜 145m から 700m までと標高が高い。市街地や宅地は、寒河江川とその支流沿いに発達してきた。このため、大雨、雪解けなどによる水害、土砂崩れ等の土砂災害、また、雪崩等気象による災害を受けやすいため、今後とも水害対策、土砂災害対策、雪対策は重要である。

また、地震については被害の記録はないものの、大井沢の寒河江川に沿って活断層が見られる。 山形盆地断層帯での大規模地震発生の場合は、本町でも最大震度6強になるとされており、被害 想定も相当大きなものになっている。

一方、町民の日常生活においては、電力、水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることや、自動車の普及、危険物等の集積、コミュニティ意識の低下などにより、災害の被害が拡大されるばかりでなく、被害の様相も多様化するものと予想される。

こうした状況と過去の災害を踏まえると、将来町で起こりうる災害の態様は概ね次のように想 定される。

第1節 自然現象に基づく災害

- (1) 台風、集中豪雨等による災害
- (2) 地すべり、がけ崩れ、土石流等による災害
- (3) 雪害、冷害等による災害
- (4) 内陸直下型地震による災害
- (5) その他

第2節 人為的原因に基づく災害

- (1) 火事による災害
- (2) 道路交通等交通災害
- (3) 原子力関連施設等による災害
- (4) その他死傷者が集団的に発生する災害

第3節 地震による被害想定

山形県が平成 10 年 3 月に発表した「山形県地震対策基礎調査」、平成 14 年 12 月に発表した「山形盆地断層帯被害想定調査」及び平成 18 年 3 月に発表した「山形県地震被害想定調査」の被害想定を用いるものとする。

(1) 想定条件

区分	震源域	地 震 規 模 (マグニチュード)	起震断層の長さ
	庄内平野東縁断層帯北部	7.1	24km
	庄内平野東縁断層帯南部	6.9	17km
	新庄盆地断層帯東部		22km
内陸型地震	新庄盆地断層帯西部	6.9	17km
	山形盆地断層帯北部	7.3	29km
	山形盆地断層帯南部		31km
	長井盆地西縁断層帯	7.7	51km
海洋型地震 山形県西方沖		7.7	100km

(2) 想定される主な被害

町に大きな影響がある震源域は、山形盆地断層帯地震であり、その主な被害は次のように 想定されている。

建物損壊

発 生	時期	全壊	半壊	計	全 壊 率	半壊率
冬	期	204 棟	508 棟	712 棟	4.9%	12.2%
夏	期	146 棟	429 棟	575 棟	3.5%	10.3%

② 地震火災

発生時期	出火件数	出失棟数	焼 失 率
冬期夕方	3 棟	3 棟	0.07%
冬期早朝	1 棟	1 棟	0.03%
夏期昼間	0 棟	0 棟	0.01%

③ 死者数

発生時期	建物損壊死者	火災死者	死 者 計	死 亡 率
冬期夕方	12 人	1人	13 人	0.18%
冬期早朝	16 人	1人	16 人	0.19%
夏期昼間	9 人	0人	9人	0.12%

※数値は小数点以下を含むため、合計値と必ずしも一致しない。

④ 負傷者数

発生時期	重傷者	軽傷者	計	負 傷 率
冬期夕方	37 人	223 人	260 人	3.49%
冬期早朝	42 人	255 人	297 人	3.47%
夏期昼間	29 人	174 人	203 人	2.71%

⑤ 被災者数及び避難所利用者数

発 生 時 期	建物被害	被災者数	避難所	生 活 者
光 生 时 别	被災者総数	被災者発生率	人数	避難者割合
冬期夕方	1,278 人	17.12%	544 人	7.29%
冬期早朝	1,275 人	14.90%	542 人	6.33%
夏期昼間	1,029 人	13.78%	426 人	5.71%

⑥ 上水道供給障害

被害箇所数(冬期•夏期共通)	断水世	世 帯 率
送 水 管	配水管	冬 期	夏 期
13	444	25.1%	23.1%

⑦ 電力施設供給障害

夏	期昼間	冬期夕	夕方
停電世帯率	停電世帯数	停電世帯率	停電世帯数
45.3%	961 世帯	46.7%	992 世帯

⑧ 電話施設供給障害

夏	期	冬	期
被害加入者率	被害加入者数	被害加入者率	被害加入者数
17.3%	485 人	19.5%	545 人

(このほかに、液状化、土砂災害等が想定される。)

第5章 防災ビジョン

町民の尊い生命と貴重な財産をあらゆる災害から守り、安全で安心な町民生活を確保することは、町政における最も基本的な課題であり、町政の原点である。本計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、生活の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化を踏まえた防災ビジョンを設定することが必要である。

災害は突然襲ってくることから、防災体制の確立及び町民への防災意識の啓発を図り、「災害 に強いまちづくり」を一層推進しなければならない。

第1節 基本理念と基本目標

町民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全で安心な町民生活を確保するために、防災 基本方針の基本理念と基本目標を次のように定めるものとする。

◎基本理念

・人と人との融和、自然と人との共生による活力ある災害に強いまちづくり

◎基本目標

- ・だれにでもやさしい安全、安心のまち
- ・あらゆる災害による死者ゼロをめざした人命の保護、被害の軽減、迅速な回復
- ・「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと自助、共助、公助による官民一体 となった防災体制の確立

第2節 行政の責務と町民の心がまえ

町及び防災関係機関等は、緊密な連携のもとに人命の安全確保を第一に、防災施設・設備の 整備を促進するとともに、防災体制の充実と町民の防災意識の高揚を図るものとする。

町民は、「自分の命は自分で守る。自分たちの地域は自分たちで守る。」との認識に立ち、各種の災害の際には近隣と協力して、その災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。特に大規模な災害では、現場での初期活動が極めて重要であり、日常における防災対策に心がけるものとする。

第3節 防災施策の大綱

基本目標を達成するため、防災施策の大綱を以下のとおり定めるものとする。

(1) 災害に強いまちづくり

ア 火災対策の推進

火災を未然に防止するため、消防団員による巡回広報を計画的、継続的に実施するとと もに、消防署を中心に高齢者世帯の査察、防火対象物等を中心とした予防査察を実施する など、火災予防に対する意識の高揚を図るものとする。

また、若年層の減少に伴う消防団員の減少、高齢社会及びサラリーマンの増加等により、 消防団組織の編成に困難をきたしている現状を踏まえ、平成16年度に消防団組織の再編、 平成 22 年度に消防団協力事業所の認定を行い、地域特性に根ざした消防活動と消防体制の 充実強化を一層推進するものとする。併せて、有事即応体制の確立を図るため、機械器具 や消防水利等消防施設設備の整備を図るものとする。

イ 地震災害対策の推進

本町では、地震によるとみられる被害の記録は全くないが、県内及び県外近隣地域では 多くの内陸直下型地震の発生が記録されており、山形県による地震被害想定においては、 本町でも相当の地震被害が発生するとされている。

従って、町及び関係機関は、避難所となる公共公用施設(学校、公民館)、災害対策の 拠点となる施設(役場庁舎)、不特定多数の町民が利用する公共施設(文化施設、スポー ツ施設、道路橋梁、交通安全施設、福祉施設)などの耐震化、不燃化の推進や避難体制の 整備、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・ 電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進など社会基盤整備を図るものとす る。

町民及び事業所等は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒、落下防止など、家庭、職場の耐震化、防火対策に努めるものとする。

ウ 風水害対策の推進

本町は気候的、地理的条件から、集中豪雨による河川の氾濫など風水害による被害は少ないが、今後とも河川やため池、給水施設の整備、避難体制の確立等を図り、町内の総合的な「風水害対策」の強化に努めるものとする。

エ 土砂災害対策の推進

本町は、起伏の激しい山間部や台地に囲まれていることから、急傾斜地崩壊、地すべり 及び土石流の危険性が高い。このため、ハード面での土砂災害対策の推進とともに、情報 の伝達、避難体制の整備や治山治水事業等を積極的に活用し、危険度の高い家屋について は安全な地域への移転を図るものとする。

オ 交通災害対策の推進

本町は、山形自動車道全線開通に伴い、高速交通網の中に入っていることから、災害の 多様化、大型化が懸念され、高速時代に対応した防災体制の確立も重要視されることにな る。このことから、有事の際の救助救急活動等の体制についても整備を図るものとする。

カ 原子力災害対策の推進

山形県内には、原子力施設がなく、また、隣接県にある原子力施設に関する「防炎対策 を重点的に充実すべき地域の範囲」にも本町は含まれていない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本太平洋沖地震に起因する東京電力福島 第一原子力発電所における事故を教訓として、原子力災害(隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により、放射性物質が大量に放出されることによる災害)が発生した場合に備え、住民の心理的動揺や混乱をできるかぎり抑えるとともに、生命又は身体の保護を目的とした屋内退避及び避難誘導等の対策の推進を図るものとする。

(2) 災害に強い人づくり

ア 自助能力の向上

大規模な災害においては、現場での適切な初期活動が災害の被害を軽減するが、同時多 発の場合、人命救助などに行政の緊急活動が行き渡らない可能性もあるため、町民の災害 時に果たす役割は極めて重要である。このため町は、地域及び職場において町民の防災意 識の高揚を図るとともに、防災教育や防災訓練を通じて、災害時の個人の防災活動力の向 上を図るものとする。さらに、平常時の福祉ボランティア活動を活性化し、災害時の防災 活動力の向上につなげるものとする。

イ 互助能力の向上

近年、生活様式の都市化により町民相互のふれあいが希薄化傾向にあり、また、町民の約2人に1人が高齢者となるなど避難行動要支援者が増加していることから、防災活動における自主防災組織の比重がますます大きくなってきている。このため、町は、町民の自主防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成・支援を行うものとする。

ウ 災害に関する調査・研究

町は、国、県及びその他の関係機関より防災に関する情報の収集及び過去の災害から得られた教訓を活かし、科学的・総合的な調査・研究を行い、町民に積極的に公開するとともに、防災施策に有効に反映させるものとする。また、専門家との交流を図り高度で最新の情報収集に努めるものとする。

(3) 災害に強いシステムづくり

ア 役割・機能分担の明確化

町、関係機関、町民、事業所等のそれぞれが、「防災初動体制マニュアル」の作成など、 災害時に「いつ、だれが、なにを、どうするか」といった役割・機能分担を明確にし、確 実に実行できるようにするものとする。

イ 地域防災計画と応援体制の充実

町は、各種災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、常に検討を加え、時代に即応した計画にするとともに、広域応援体制を整備、ボランティアの受入体制等を支援し、総合的な防災体制の確立を図るものとする。

ウ 防災・救助体制の整備

- a 役場庁舎・消防施設等防災活動拠点施設・避難施設・医療施設などの耐久化・耐震化 を図り、さらに多様な消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置など、緊急時の防災活動の ための施設・設備の整備を図るものとする。
- b 災害時において、地域住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、防災行政無線、 タブレットをはじめとする通信機能の向上、情報収集及び伝達体制の効果的な情報シス テムの充実に努めるものとする。

テレビ難視聴地域においては、共聴施設の耐災害性強化等により、災害時における機能強化が図られるよう環境整備を推進する。

- c 災害発生直後は、可能な限り被害規模を的確に把握し、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分するものとする。
- d 避難行動要支援者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被 災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応した援護体制の整備を推進するも のとする。

エ 保健医療福祉体制の整備

高齢社会、過疎化、核家族化の進行により、本町を取り巻く社会環境も年々変化しており、寝たきり老人、認知症老人等の要介護者や在宅障がい者、ひとり暮し老人、老人夫婦世帯等のいわゆる避難行動要支援者に対する保健、医療、福祉体制の整備は、重要な課題となっている。

町としても、体の弱いひとり暮し老人に対しては、緊急通報システムの設置を推進する とともに、これら避難行動要支援者を取り巻く地域社会に対し、主体的に避難救護等の援 助活動が行えるよう、地域の防災体制の整備を推進するものとする。

第6章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

第1節 防災関係機関等の責務

(1) 西川町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに住民の生命、 身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指 定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得るほか、ボランティアと連携しながら防災 活動を実施する。

また、自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進を図る。

(2) 山形県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市町村及び県の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

(4) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第83条の規定により、県知事の要請を受け、災害派遣を実施する。 ただし、災害に際し、特に緊急を要し県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つ ことなく災害派遣を実施する。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るととも に、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 町民及び事業所

「自分のことは自分で守る(自助)。自分たちの地域は自分たちで守る(共助)。」ことが防災の基本であり、町民及び事業所は、その自覚をもち、食品、飲料水その他生活必需品の備蓄など平素から災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練など自発的な防災活動へ参加するなど防災力の向上を図っていくことが重要である。特に大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、町民及び事業所は、自分の安

全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的 に取り組んでいくことが求められる。

また、災害応急対策等に関する事業者(小売店、飲食料品製造業者、運送事業者、建設業者等)は、災害時においても事業活動を継続するとともに、国、県及び町が実施する防災施策への協力に努めていく。

第2節 各機関の事務又は業務の大綱

町及び町の地域に関係する防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町の地域 に係わる防災に寄与すべきものとして、それぞれが災害に対して処理すべき事務又は業務の大 綱は概ね次のとおりとする。

(1) 西川町

地 朋 夕	《生子叶丹李	《生代色社学	《《生》·
TEL: 0237-74-2111 FAX: 0237-74-2601 3 4 4 9 10	災防と主に害学実災水の設備です。災こ。訓・整・他施び備・域・そ上のる。は置き、災すび研に係の務及災達・識運・係す設すが研に係の務及災達・識運・係す設すが原因のにそる象、引機のではと意全・に関施関、害び資関治にの都善及・発防する。というなり、では、警る防害と防練通備水の設に蓄治保建のの指こ災拡に関めた。というなり、関組の改・高に、教こびこ故にの資このる堅防危策・防たとのの動いるのでは、警る防害と防練通備水の設に蓄治保建のの指こ災拡にの動いのでは、では、事るのでは、では、事るのでは、のののののののでは、事るのでは、を表に関を関して、のののののののでは、では、事を、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	1 2 () () () () () () () () () (災間のと給11143するのと対 のる漁業対 施に 等する まと 関 措 及対関 のる漁業対 施に 等す ま な に 明 者 のと
		対する応急の教育に関すること 17 被災要配慮者に対する相談及び援護に関す	

18	避難所の開設と避難
君	の移送に関すること

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
西川町消防団 TEL: 0237-74-4404 FAX: 0237-74-2601	1 水防、消防、救助その 他災害応急措置に関す る施設及び組織の整備、 並びに物資及び資機材 の備蓄に関すること 2 防災に係る教育及び 訓練に関すること	1 消防、水防その他応急 措置に関すること2 被災者の救難、救助そ の他保護に関すること	

(2) 消防機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
西村山広域行政事務	1 災害に対する予防防	1 災害時における人命	
組合消防本部	ぎょと拡大防止対策に	救助対策に関すること	
TEL: 0237-86-2595	関すること	2 災害時における危険	
FAX: 0237-86-3406	2 消防機材の整備充実	物の災害防止対策に関	
FAA . 0237 80 3400	と訓練に関すること	かの火音的 正 対 水 に 関 すること	

(3) 山形県			
機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県 防災危機管理課 TEL: 023-630-2231 FAX: 023-633-4711 (村山総合支庁 総務課 TEL: 023-621-8234 FAX: 023-624-3056)	1 2 2 総 3 3 4 及情すの報善 災こ 訓 整 他施び備 の そ上のる 所 2 2 総 3 3 4 及情すの報善 災こ 訓 整 他施び備 の そ上のる 関 3 3 4 及情すの報善 災こ 関 6 3 3 4 及情すの報善 災こ 関 6 3 3 4 2 4 2 4 3 3 4 3 4 3 4 3 5 4 3 5 4 3 5 4 3 5 5 6 5 7 8 8 6 6 7 8 8 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	1 置と 総 災調 請 るす の緊に び等 産す 防動関 被こ 伝収 と 実別	1 相 等 す 需査 る に 中るる 害と 被談見に雇る生給等住こ租関農小金こ公復 のと さい 資のと関格す策 特と業等策 設関 のと 関格す策 特と業等策 設関 のる漁業対 施に ちょう かんと かんこう とに 資のと 関格す から 漁業対 施に ちょう かんと かんと かん と がいる に 例と 者にに 等す のる 漁業 対 を です ですす 災こ
	10		

14 ライフラインの確保
に関すること
15 公共土木施設、農地・
農業用施設及び林地・林
業用施設等に対する応
急措置に関すること
16 農産物、家畜、林産物
及び水産物に対する応
急措置に関すること
17 食料その他の生活必
需品の需給調整に関す
ること
18 災害時の防疫その他
保健衛生の応急措置に
関すること
19 被災児童及び生徒に
対する応急の教育に関
すること
20 被災要配慮者に対す
る相談及び援護に関す
ること
21 その他市町村の応急
措置の実施又は応援の
指示及び代行に関する
こと

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県警察本部 TEL: 023-626-0110 FAX: 023-636-2942 (寒河江警察署 TEL: 0237-83-0110 FAX: 0237-86-9662)	1 災害警備用の装備資機材及び災害対策用の交通安全施設の整備充実に関すること 2 災害警備の教養訓練に関すること 3 防災広報に関すること	1 災害情報及び交通情報の収集に関すること 2 被災者の救助及び避難誘導に関すること 3 交通規制、緊緊急通輸送 3 交通規制、緊緊急急輸路の確保に関すること 4 行方不の検視に関すること 4 行方の検視に関すること 5 犯罪の予防・取締りの他秩序の維持に関すること	

(4) 指定地方行政機関

(1) 10/2-0/3 (1-20)	,		
機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北財務局 山形財務事務所 TEL: 023-641-5177 FAX: 023-632-5763			1 金融機関の 関のと 関のと 及対策に で策関 が策に が策に が策関 がでででででででででででででででででででででででででででででででででで
東北農政局	1 農地防災事業及び地	1 災害情報の収集、種も	1 農地及び農業用
TEL: 022-263-1111	すべり対策事業の実施	みの備蓄及び供給、病害	施設並びにこれら
FAX · 022-217-8432	に関すること	中の防除 家畜の伝染病	の関連施設の災害

(山形県拠点 TEL: 023-622-7231 FAX: 023-622-7256)	2 防災教育、総合訓練 及び農家に対する防災 思想の普及並びに防災 営農体制の確立指導に 関すること	予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること 2 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること	復旧、直轄代行災 害復旧事業、鉱害 復旧事業、災害金 融に関すること
東北森林管理局 TEL:018-836-2014 FAX:018-836-2012 (山形森林管理署 TEL:0237-86-3161 FAX:0237-86-3163)	1 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること	1 災害情報の収集、災害 復旧用材の供給に関する こと	1 林地、林道及び 林業施設の災害復 旧に関すること
経済産業省 関東東北産業保安監督 部東北支部 TEL:022-221-4968 FAX:022-268-0590	1 地域住民に影響のある鉱山施設の保全に対する監督に関すること	1 鉱山施設の崩壊に伴う 周辺住民の生命、財産保 全に関すること	1 鉱山保安法に基 づく命令の発動に 関すること
仙台管区気象台 山形地方気象台 TEL:023-622-2262	1 防災気象情報の理解 防災気象情報の理解 促進、防災すること 2 地対策と 2 地対策を 地対策接・ 助っこと 3 気気・報及びすること 3 水を備に関すること 3 水を備に関すること	1 気象、地象、地動及び水象に関する観測及でその成果の収集並びととの発表に関することと 2 気象、地象(地震層を の発表に関するにととの発表に関することを 2 気象、地象(地震層の が大きいでは、発生した限る事のによる地震動にはる地震動にる事に関する事の をでいる。 とている。 と、 とている。 とている。 とている。 とている。 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて。 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、	1 気象、地象(地 震にあっては、発 生した断層運動に よる地震動に限 る)、及び水象の予 報及び警報等の防 災気象情報の発 表、伝達及び解説 等に関すること
国土交通省 東北地方整備局 TEL:022-225-2171 FAX:022-215-3754 (山形河川国道事務所 TEL:023-688-8421 FAX:023-689-1081)	1 び般場関 防整 け施に べ通必流す 措 除すな並 意 削機と等、業 、びおに導 害と及に 要施災の 観資こ域防事 域及にび指 災こ 放 観 で で で ののののののののののののののののののののののののののののの	1 集関	1 二次災害の防止 及び迅速な復旧に 関すること

(5) 自 衛 隊			
機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班) TEL:0237-48-1151 内線 5075 (夜間 休 日当番) 内線 5207 5019 FAX:0237-48-1151	1 防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資機材等の整備点検に関すること	1 備機遣に警協の事派 避等活路す に 急水の交す 除必能置害制へ情害の、請にに害の捜、はこ察す員送支償規こ険、にで関源強の報関伝関若伴関状援索消水と、る及、援貸制と物そ対対す。 では、災報力要態遣被難の動又る診関人輸の無通る危去要力にして、大人の、で、大人の、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	1 自衛隊法第100 条に基づく土木工事 等の受託に関するこ と
	が指定地方公共機関		
機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本電信電話株式会 社 山形支店 TEL:023-621-9670 FAX:023-631-1134	1 高度情報網の確立 と既設設備の整備に よる通信設備の安定 化並びに防災に関す ること	1 気象警報の伝達に 関すること 2 災害時における通 信の確保、利用調整 及び料金の減免に関 すること	1 避難指示等により 実際に電話サービス を受けられない減免 者の基本料金の減免 等料金の特例に関す ること 2 電気通信施設の炎 害復旧に関すること
株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ東北 山形支店 TEL:023-615-1511 FAX:023-615-1515	1 移動通信網の確立 と既設設備の整備に よる通信設備の安定 化並びに防災に関す ること	1 災害時における移 動通信の確保に関す ること	1 移動通信設備の災 害復旧に関すること
KDD I 株式会社	1 移動通信網の確立 と既設設備の整備に よる通信設備の安定 化並びに防災に関す ること	1 災害時における移 動通信の確保に関す ること	1 移動通信設備の災 害復旧に関すること
日本赤十字社山形県 支部 TEL:023-641-1353 FAX:023-641-8861		 災害時における傷病者の医療救護に関すること 赤十字ボランティアの活動の指導に関すること 義援金の募集受付に関すること 	

		4 被災者に対する救 援物資の配分に関す ること	
日本放送協会 山形放送局 TEL:023-625-9515 FAX:023-633-2842	1 災害予防の放送に関すること	1 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	1 放送施設の災害復旧に関すること
東日本高速道路株式会 社 東北支社山形管理事務 所 TEL:023-686-5980 FAX:023-686-5966	1 所轄する有料道路 の災害防止に関する こと	1 災害時の所轄有料 道路における輸送路 の確保に関すること 2 災害時における緊 急車両の通行料金免 除に関すること	1 所轄する有料道路 の災害復旧に関する こと
日本通運株式会社 山形支店 TEL:023-623-4111 (山形支店山形重機建 設営業所 TEL:0237-83-1371)		1 物資等の各種輸送 計画の策定及び実施 に関すること 2 緊急及び代行輸送 体制の確立及び貨物 の損害防止に関する こと	
東北電力株式会社 山形支店 TEL:023-641-1321 FAX:023-641-5982 東北電力ネットワーク 株式会社 天童電力センター TEL:023-651-3929 FAX:023-654-6261)	1 発電、変電、送電 及び配電施設並びに 設備の新設、改良及 び維持に関すること	1 災害時における電 力供給の確保及び調 整に関すること	1 電気料金の支払い 期限の延伸等料金の 特例に関すること 2 電力供給施設の災 害復旧に関すること
日本郵政株式会社 (山形南郵便局 TEL:023-635-7376) (西川郵便局 TEL:0237-74-2390 FAX:0237-74-3215)	1 災害発生時の郵政 事務の運営確保体制 整備に関すること		1 為替院 取 を
山形放送株式会社 TEL:023-622-6360 TEL:023-622-6161 (夜間) FAX:023-632-5942 株式会社山形テレビ TEL:023-643-2821 FAX:023-644-2496 株式会社テレビュー山 形 TEL:023-624-8114 FAX:023-624-8372 株式会社さくらんぼテレビジョン	1 災害予防の放送に 関すること	1 気象予報、注意報、 警報、特別警報及び 災害情報等の 関すること 2 救援奉仕活動及び 奉仕団体等のに関する こと	

TEL:023-628-3900 FAX:023-628-3910 株式会社エフエム山形 TEL:023-625-0804 FAX:023-625-0805			
山交バス株式会社 TEL:023-647-5171 (寒河江営業所 TEL:0237-86-2181 FAX:0237-86-2182) 第一貨物株式会社 (天童支店 TEL:023-654-2424 FAX:023-654-0238)		1 災書時における自 動車輸送の確保及び 緊急輸送の実施に関 すること	
土地改良区 (西川町土地改良区 TEL:0237-74-3523 FAX:0237-77-1695)	1 水門、水路、ため 池及び農道、その他 農業用施設の整備及 び維持管理に関する こと	1 農地及び農業用施 設の被災状況調査に 関すること	1 農地及び農業用施 設の災害復旧事業に 関すること
ヤマト運輸株式会社 山形主管支店 TEL:023-687-4074		1 物資等の各種輸送 計画の策定及び実施 に関すること 2 緊急及び代行輸送 体制の確立及び貨物 の損害防止に関する こと	

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
西川町商工会 TEL:0237-74-3135 FAX:0237-74-3110		 災害時における物 価安定についての協 力及び徹底に関する こと 2 援助用物資の確保 についての協力に関 すること 	1 復旧資材の確保に ついての協力及び斡 旋に関すること
さがえ西村山農業協同 組合西川支所 TEL:0237-74-2125 FAX:0237-74-3986		1 共同利用施設の応 急対策に関すること	 共同利用施設の復旧に関すること 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること
一般社団法人寒河江市 西村山郡医師会 TEL:0237-86-4291 FAX:0237-86-1359		 災害時における受 入れ患者に対する医療の確保に関すること 災害時における負傷者等の医療救護に関すること 	
一般運輸事業者		1 災害時における緊 急輸送の確保に関す ること	
危険物関係施設の管理者		1 災害時における危 険物の保安措置に関 すること	

第2編 災害予防対策計画

第1章 町土保全事業

第1節 水害対策

1 方 針

水害を防止するため、必要な事業の施行、施設の整備その他の予防対策に関する計画を定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部、みどり共創部

総合支庁

山形河川国道事務所、新庄河川事務所、最上川ダム統合管理事務所

西村山地方森林組合

西川町土地改良区

3 現 況

(1) 本町の概要

町内を貫流する寒河江川は、朝日山系を源とする根子川・見附川の合流点よりその端を発する。途中、大桧原川、四ッ谷川等の支流を集め、東北最大の人造湖「寒河江ダム」を形づくり、さらに最上川へと流れはつづく。

寒河江ダムの完成により下流における洪水の危険性は薄らいではいるが、上流山岳地帯の 降雨量いかんによっては、護岸の決壊、洪水等により大きな被害が発生するおそれがある。

4 対策の内容

- (1) 水害予防体制の強化
 - ① 気象情報の把握

山形地方気象台及び山形県河川砂防情報システムの情報を基に、河川上流地域の降雨等気象状況の把握に努める。

② 河川管理体制の強化

町内を貫流する河川の全流域について、国、県と連絡を密にし、河川巡視員によるパトロール等を実施することにより、一貫した河川防災体制の強化を図るものとする。

③ 危険区域の巡視

水害による危険性を事前に察知し災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を水 防団その他関係機関及び一般地域住民の協力のもとに巡視し、警戒にあたるものとする。

④ 水防資機材の整備

町は、災害時の水防に万全を期するため適宜水防資機材の整備を図り、常に使用できるよう整備を行うものとする。

(2) 水害予防対策事業の推進

① 治山対策事業

森林は、梅雨期の降雨、融雪期の増水等に対して災害を未然に防止する役割を担っている。従って、森林の維持造成をとおして、山地の保全を拡充強化し、下流農耕地、民家、 公共施設等を保全するため、治山対策事業を推進するものとする。

② 治水対策事業

ア 河川事業

国及び県の関係機関と連絡を密にし、寒河江川を中心とした町内河川の洪水被害を防止するため、河川事業を推進するものとする。

イ 砂防事業

土砂災害の未然防止を図るため、砂防えん堤、流路工を築造し、土砂流下の防止と調 節を図り河床を安定させる等、砂防事業を推進するものとする。

ウ農地防災事業

農用地および農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて地域の保全を図るため、農地防災事業を推進するものとする。

エ 洪水氾濫による被害の軽減に資する取り組み

気候変動による影響を踏まえ、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等と連携し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取り組みを推進ための密接な連携体制を構築する。

第2節 土砂災害対策

1 方 針

地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、必要な 事業の実施その他の予防対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部、みどり共創部

山形河川国道事務所、新庄河川事務所、山形森林管理署

総合支庁

西村山地方森林組合

3 現 況

(1) 本町の概要

本町は、土砂災害警戒区域や山腹崩壊区域などの災害危険区域箇所に多数指定されており、 土砂災害の未然防止と被害の軽減を中心とした防災対策は重要な課題である。

(2) 危険区域の状況

本町の土砂災害警戒区域は、「5資料編」のとおりである。

4 対策の内容

- (1) 土砂災害予防体制の強化
 - ① 危険区域の実態調査及びパトロールの強化

町は、斜面崩壊等に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握するものとし、特に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律や土砂災害防止 法等の法令により指定された土砂災害警戒区域については重点的に実態を調査し、長雨、 豪雨等が予想される場合は、土砂災害警戒区域を関係機関と協力し随時パトロールするものとする。

② 所有者等に対する防災措置の指導

町は、被害発生が予想される箇所については、必要に応じ、土地所有者、管理者、借地 権者等に対し、防災措置について積極的に指導するものとする。

また当該地区の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、予め注意を喚起するものとする。

③ 避難行動要支援者関連施設対策

町は、土砂災害警戒区域内等に立地している避難行動要支援者関連施設について、県及び関係機関と協力して土砂災害に関する情報等を施設管理者等に周知するとともに、避難確保計画の作成と避難訓練を実施し、警戒避難体制の確立に努める。また、県に対し土砂災害防止事業の早期実施を要請するものとする。

- (2) 土砂災害対策保全事業の推進
 - ① 地すべり災害予防事業

県は、地すべり防止区域において、地すべりによる災害を防止するため、災害の発生を助長等する行為を制限するとともに、国、町と連絡を密にし、地すべり防止工事を推進す

るものとする。

② 急傾斜地崩壊災害予防事業

県は、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ崩れ等による災害を防止するため、災害の 発生を助長する行為を制限するとともに、国、町と連絡を密にし、急傾斜地崩壊防止工事 を推進するものとする。

③ 土石流災害予防事業

県は、砂防指定地において、土石流による災害を防止するため、災害の発生を助長する 行為等を制限するとともに、国、町と連絡を密にし、砂防えん堤工、流路工、床固工等の 砂防事業を推進するものとする。

④ 山地災害予防事業

町は、山腹崩壊、土砂流出等による山地災害の防止を図るため、国、県と連絡を密にし、 山地治山、総合治山、保安林整備等の治山対策事業を推進するものとする。

(3) 土砂災害等危険住宅移転促進事業の推進

町は、土砂災害特別警戒区域内にある住宅については、がけ崩れ等の災害から住民を守る ため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度等により、安全な地域への移転を促進するものと する。

5 資料編

災害危険箇所 (資料編 227 頁)

第2章 予防対策事業

第1節 防災業務施設等整備対策

1 方 針

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災業務施設等の整備推進に必要な対策に関する 計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部

山形河川国道事務所

総合支庁

消防署

東日本電信電話㈱山形支店

3 対策の内容

(1) 気象観測体制の整備

自然災害を未然に防止するために、各関係機関は連絡を密にし、気象情報の把握に努める ほか、本町においても気象用観測施設の整備促進を図るものとする。

西川町内の気象観測施設は、「4資料編」のとおりである。

(2) 消防施設の整備

町は、消防施設整備計画に基づき、消防機械、消防水利等の消防施設の計画的な整備充実 を図るものとする。

西川町消防施設整備計画は、「4資料編」のとおりである。

- (3) 通信施設の整備
 - ① 西川町防災行政無線及びタブレットの充実 町は、現行の同報系防災行政無線及びタブレットの有効活用を図り、災害対策の効果を 十分発揮できる体制を確立するものとする。
 - ② 防災関係機関は、無線通信施設について、施設の整備とその効果的運用を図る。
- (4) 災害対策用ヘリポートの整備

町は、人命救助及び救援物資の輸送等迅速な災害救助を実施するため、災害対策用ヘリポートの整備充実を図る。

西川町災害対策用臨時ヘリポートは、「4資料編」のとおりである。

4 資料編

(1) 西川町雨量観測所設置場所一覧 (資料編 95 頁)
 (2) 西川町消防計画 (資料編 193 頁)
 (3) 西川町消防水利の整備状況 (資料編 353 頁)
 (4) 災害対策用臨時ヘリポート及び設置基準 (資料編 258 頁)

第2節 建造物災害予防計画

1 計画の方針

災害による建造物の被害の未然防止と被害の軽減を図るため、必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部

各施設管理者

3 対策の内容

- (1) 防災の拠点となる建築物の災害予防
 - ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物
 - a 災害対策本部が設置される施設
 - b 医療救護活動に従事する機関の施設
 - c 応急対策活動に従事する機関の施設
 - d 避難受入れ施設
 - e 社会福祉施設等

イ 防災対策の実施

- a 飲料水の基本水量の確保
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 配管設備類の耐震性耐久性の強化
- d 防災施設の充実、他
- ウ 耐震性の高い施設整備

町は、防災上必要な建築物と位置づける公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年)」及び「官公庁の総合耐震診断・改修基準」を参考に、「西川町耐震改修促進計画(平成22年8月策定、令和4年9月改定)」に基づき、耐震性を強化した施設づくりに努めるものとする。

エ 維持管理の充実

町及び各施設管理者は、法令点検等の台帳整備を図り、防災関係図及び維持管理の手引き等を整理し、日常点検の励行に努めるとともに、建設当時の設計図面等の整理保管を行うものとする。

オ 建物以外の施設の補強及び整備

a 落下・倒壊のおそれのある物件等の補強

町及び各施設管理者は、落下・倒壊のおそれのある物件等(道路標識、電柱、国旗掲 揚塔、バックネット、ブロック塀等)の安全度を常時確認し、危険と認められるものは 補強工事を実施するものとする。

b 飛散しやすい機器等の格納、固定化

町及び各施設管理者は、飛散しやすい機器、器具等については、常時格納、固定できるようにしておくものとする。

(2) 一般建築物等の災害予防

地震に対する民間の建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等との連携を図りながら次の対策を計画的に講ずるものとする。

- ア 新耐震設計基準施行(昭和56年)以前に建築された住宅・建築物については、耐震診断 の実施、改修の啓発・指導を行うものとする。
- イ 地震時に建築物の窓ガラスや看板等の落下物による災害を防止するため、避難路に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導を行うものとする。
- ウ 地震によるブロック塀(石塀を含む)の倒壊等を防止するため、避難路・避難所、並び に通学路を中心にブロック塀の所有者に対し、安全確保の啓発・指導を行うものとする。
- エ 各種の自動販売機は、現在ではほとんど設置場所に固定されているが、単なるコンクリートへのボルト止め程度では必ずしも安全とはいえず、補強が必要である。このため、今後、関係機関と連携して、町内の通学路、避難所に至る道路に面した物件を主な対象とする個別調査を実施し、必要な予防対策を講ずるものとする。
- (3) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防

旅館、レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する建築物は、災害発生時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(2)の一般建築物等の災害予防に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導するものとする。

- ア 災害発生時における混乱防止のため、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報 収集伝達体制の整備
- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制整備
- ウ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練
- エ 災害発生時利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- (4) 被災建築物応急危険度判定体制の確立

地震等により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、地域住民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定士による応急危険度判定が実施できるよう、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定めた「被災建築物応急危険度判定要綱」の規定事項のうち、7つのマニュアルに基づき、体制の確立に努めるものとする。

(5) 被災宅地危険度判定の確立

大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、 地域住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士による危険度判定が実施できるよう、 前項同様に被災宅地危険度判定体制の確立に努めるものとする。

第3節 交通計画

1 計画の方針

災害時における交通途絶防止及び安全の確保を図るため、必要な対策に関する計画について 定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部、みどり共創部 山形河川国道事務所 高速道路山形管理事務所 総合支庁

3 対策の内容

(1) 道路の危険箇所の指定と見直し

豪雨、融雪、震災等により道路の損壊の被害が予想される危険箇所の指定、見直しを行う とともに、交通途絶防止工事の推進を図るなどの対策を実施するものとする。

(2) 道路施設災害防止対策事業の推進

災害の発生により、山形県県土整備部において指定している「山形県緊急輸送道路ネットワーク計画」を基本とし、地域住民に対する影響力が大きい国道、主要地方道、一般県道等の道路施設の整備を推進し、事故の未然防止を図るものとする。

(3) 道路の耐震性耐久性強化

地震災害の軽減の重要な柱として、道路の耐震基準の強化を踏まえた道路の整備に努める ものとする。

ア 幹線道路の整備

国道及び県道の管理者は、それぞれ耐震性の強化を促進するものとする。

イ 町道の整備

町道は地域の生活道路であると同時に、国道、県道等の幹線道路を補するものであるが、 脆弱な区間が多く、地震による被害が多岐にわたることが予想されるため、重要な路線を 最優先として、国、県道に準じた耐震点検調査を実施し、整備を進めるものとする。

ウ農道の整備

農道は地域の生活道路としても使用されているため、地震による被害が予想される法面 崩壊等について防止工の設置に努めるものとする。

エ 林道の整備

林道は地域間をつなぐ道路として主要道路の代替え路線の役割を果たしているため、災害に強い道路整備に努めるものとする。

オ 橋梁の整備

老朽橋については、架け替え、補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止対策を 実施し、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障のないよう努めるものとする。

4 資料編

(1) 国道橋梁一覧

(資料編 273 頁)

(2) 県道橋梁一覧(資料編 275 頁)(3) 町道橋梁一覧(資料編 276 頁)(4) 農道橋梁一覧(資料編 279 頁)

第4節 上下水道施設災害予防計画

1 計画の方針

災害による水道関係施設及び下水道等関係施設の被害の未然防止と被害の軽減を図るため、 必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部

3 対策の内容

- (1) 防災体制の整備
 - ① 組織体制の確立

災害発生時に、上下水道施設の復旧に直ちに着手できる体制を整備するものとする。

② 応急対策マニュアルの整備 迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急対策マニュアル及び手順書を整備する ものとする。

③ 管理図面及び設備台帳等の整備

災害発生時、応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう各種図面及び設備台帳等を整備するものとする。

- (2) 水道関係施設
 - ① 施設
 - ア 浄水場及び配水池等

施設ごとの老朽度・耐震性を調査・診断を行い、計画的に施設の改良、修繕及び更新等の耐震化を推進するものとする。

イ 管路

計画的に老朽管路や石綿セメント管を耐震性のある管種に布設替えを行い、耐震化を 推進し災害に強い管路整備を図るものとする。特に、基幹管路並びに町が指定する避難 所に至る配水管を優先的に整備するものとする。

② 災害対策用資機材等の整備

ア 応急給水用資機材の整備

計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む)、給水タンク、浄水機及びポリタンク等の 応急給水用資機材の整備に努めるものとする。

イ 応急復旧用資機材の整備

計画的に応急復旧用資機材の整備に努め、備蓄状況を把握するものとする。

- (3) 下水道等関係施設
 - ① 処理施設及び管渠

公共下水道及び農業集落排水処理施設の長寿命化を図り、異常がある場合は早期に改良 及び修繕を行うものとする。

② 業務継続計画(下水道 BCP)の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために業務継続計画を策定し、 PDCA サイクルにより随時見直しに努めるものとする。

第5節 文化財保護対策

1 方 針

町民の貴重な財産である文化財を災害から守り、これらを後世に伝えるため、管理保護体制の確立、町民の防火思想と積極的に愛護精神の普及徹底を図る等の必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

生涯学習部

西川町消防団

3 現 況

(1) 本町の概要

現在、本町の指定文化財の数は国指定の重要文化財を含め39であるが、個人所有物がほとんどで、これまでは文化財の保存等に対する指導を重点的に行ってきた。今後は、保存のみにとどまらず、防災対策についても積極的に取り組む必要がある。

(2) 文化財の状況

本町の文化財は、「5資料編」のとおりである。

4 対策の内容

- (1) 文化財の管理保護体制
 - ① 本町の文化財の中で、特に建造物、考古資料、典籍、天然記念物等の文化財は災害に対して極めて弱いため、防災対策が特に重要な課題である。従って、町教育委員会は、文化財保護条例に基づき、必要な勧告又は指示を行い、文化財の保護に努めるものとする。
 - ② 文化財は、その管理者(所有者)が第一義的に保存、管理にあたるものであるが、町教育委員会は、国及び県指定の文化財が被害を受けた場合、県教育委員会に報告し、勧告又は指示を受けるものとする。
- (2) 防火思想の普及等

町、町教育委員会及び消防署は、防火を中心として各種文化財の保護対策を推進するため、 次に掲げる事項を実施し、町民に対する防火思想の普及徹底を図るものとする。

- ① 文化財に対する町民の防火思想と積極的な愛護精神の普及・徹底を図るための広報活動
- ② 所有者に対する指導と助言
- (3) 文化財の防火対策

町、町教育委員会及び消防署は、文化財の所有者に対し、次の事項について防火対策の徹底を期するよう、その推進を図るものとする。

- ① 火災予防体制の確立
 - ア 防火管理体制の整備
 - イ 環境の整理整頓
 - ウ 火気の使用制限
 - エ 火災の早期発見と火災警戒の実施
 - オ 自衛消防組織の確立とその訓練

- カ 火災発生時にとるべき初期消火等の措置の徹底
- ② 防災施設の整備
 - ア 消火施設 消火器、簡易消火用具、屋内及び屋外消火栓等
 - イ 警報設備 自動火災報知設備、漏電火災警報器等
 - ウ その他の設備 避雷装置、消防用水等

5 資料編

国指定文化財一覧(資料編 354 頁)県指定天然記念物(資料編 354 頁)西川町文化財一覧(資料編 355 頁)

第6節 危険物等保安対策

1 方 針

危険物、高圧ガス、火薬類等による災害を未然に防止するために必要な対策に関する計画に ついて定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

危険物施設の管理者

3 対策の内容

- (1) 危険物保安対策
 - ① 危険物施設の安全確保

消防署は、危険物施設が「消防法」に定められた技術上の基準に適合するよう立入検査を実施するとともに自主点検の励行を指導するものとする。

② 危険物運搬の保安

消防署は、危険物運搬車両の一斉検査を行い、危険物取扱者の同乗を徹底させるとともに、運搬容器の積載方法・運搬方法等が、法令で定められた基準に適合するように指導するものとする。

③ 危険物取扱者に対する保安教育

消防署は、危険物取扱者に対して保安教育を行い、危険物に関する知識技能の向上を図るとともに、危険物による災害の未然防止を強力に推進するものとする。

④ 防災資機材等の整備

消防署及び石油等危険物施設の所有者等は、流出油等の災害を予防するため、吸着マット、油処理等防災資機材の整備を図るものとする。

⑤ 防災訓練及び一般消費者への広報

防災関係機関及び関係事業所等は、防災訓練を計画的に実施するとともに、一般消費者に対し、保安意識の高揚を図るための広報活動を行うものとする。

(2) 高圧ガス保安対策

ガス販売事業者は、その販売施設について定期点検を実施し、技術基準に適合している状態に維持するとともに、非常時の緊急措置について、動員、出動、設備の応急修理及び関係機関との連絡方法も含め、日常の業務を通じた防災訓練を実施するものとする。

また、消費者に対して消費機器の取り扱い及び注意事項について周知を図るものとする。

(3) 火薬類保安対策

火薬類の貯蔵、消費を行う事業者は、定期的に保安検査を実施し、技術基準に適合している状態に維持するとともに、保安責任者及び従事者が安全に作業するための保安教育を実施し、自主保安体制の整備を図るものとする。

(4) 毒劇物保安対策

毒劇物営業者及び届出を要する毒劇物業務上取扱者は、毒劇物の貯蔵状況について定期的 に保安検査を実施するとともに、事故発生時の毒劇物による危害防止に対応できるよう自主 保安体制の整備を図るものとする。

4 資料編

(1) 危険物貯蔵・取扱業者
 (2) 液化石油ガス販売事業者一覧
 (3) 火薬類貯蔵(火薬庫)施設
 (資料編 271 頁)
 (資料編 271 頁)

(4) 毒物劇物取扱業者 (資料編 271 頁)

第7節 火災予防計画

1 方 針

火災の発生を未然に防止し、危害の軽減を図るため、必要な事業の実施その他の予防対策に 関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

西川町消防団

3 計画の内容

- (1) 消防組織の強化
 - ア 町及び消防団は、火災予防、消火活動を果たす消防団の役割に鑑み、消防団員の資質向 上並びに効率的配備による消防体制の整備を図るとともに、消防署との連携に基づいた地 域消防活動により消防組織の強化と活性化を図る。
 - イ 火災による被害を最小限にくい止めるためには、初期消火活動が最も重要であり、地域 ぐるみの協力体制を必要とすることから、町、消防団及び消防署は、自主防災体制として 自主防災組織の育成を促進し、組織単位の訓練を行い、家庭・地域等で活用できるよう指 導するものとする。
 - ウ 消防署は、火災の発生を未然に防止するため、「消防法」で定める防火対象物に対し、 防火管理者の選任について徹底するとともに、防火管理者に対し、消防計画書の作成及び 消火、通報、避難訓練等の実施、消防用設備等の設置並びに維持管理を指導し、自主的な 消防体制を樹立させるものとする。
- (2) 消防力の強化
 - ア 町は、消防力の強化を図るため、西川町消防施設整備計画に基づき計画的に整備を推進 するものとする。
 - イ 消防署は、各事業所等に対し、早期発見、初期消火及び人命の安全確保のため、建造物 に係わる消火、警報、避難等の消防用設備の整備を行うよう指導するものとする。
- (3) 火災予防対策
 - ア 予防査察指導の強化

消防署は、予防査察を計画的、継続的に実施するとともに、その結果を相互研究して査 察指導の向上を図るものとする。

イ 警報発令時における火災予防対策

消防機関等は、異常気象状況下において警報が発令され、火災発生の危険が大きいと予測されたときは、消防団巡回、広報施設等を有効に活用し、火気使用制限、規制の広報に努めるとともに、住民に対する防火意識の高揚並びに出火防止の徹底に努めるものとする。

ウ 初期消火体制の確立

消防機関等は、あらゆる機会を通して一般家庭に対し、火災発生防止対策、住宅用火災 警報器設置の促進、消火器具の整備と取扱方法及び初期消火活動の重要性について指導、 広報に努めるものとする。 また、老人世帯への緊急通報システム及び消火器の設置促進を図るものとする。

工 林野火災予防対策

消防機関等は、各地域の実態に即した林野火災の予防を図るため、啓蒙宣伝の充実強化、 多発期における監視、巡視及び火入れに対する規制等の徹底、その他管理体制の確立、防 火線、林道等の構築、保安及び消防用資機材の整備を図るものとする。

才 車両火災予防対策

消防機関等は、車両火災未然防止のあらゆる機会をとらえ、啓蒙、宣伝、研修を行い、 車両火災が発生した場合、早期通報、消火、処理等が的確に行われるよう指導し、車両火 災に係わる人命救助、避難誘導、付近建物等への延焼防止、危険物対策を講じておくとと もに車両への消火器設置指導を図るものとする。

カ 防火対象物の火災予防対策

消防署は、旅館、病院、学校等の多数の者が出入りする防火対象物の防火安全体制の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置を促進するとともに、防火体制を推進するものとする。

キ 漏電に係わる火災予防対策

消防機関等は、配電設備や需要家庭設備等について、山形県電気活用協議会の協力を得て、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について、啓蒙宣伝に努めるとともに、東北電力㈱及び山形県電気活用協議会の協力で講習会を実施し、災害防止に努めるものとする。

(4) 消防施設等の整備

ア 町は、西川町消防施設整備計画の定めるところにより、消防力の基準を満たすよう消防 施設設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い、適切に使用でき る状態を保つものとする。(消防力の基準:町の人口・面積・地域性を考慮した消防の人員、 施設、車両の整備目標を定めた基準)

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災時に対応するため、防火水槽や耐 震性防火水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努めるものとする。

イ 町は、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の確保のため、各種補助事業等 を活用するものとする。

4 資料編

(1) 火災警報発令基準 (資料編 95 頁)

(2) 西川町消防計画 (資料編 193 頁)

(3) 西川町消防水利の整備状況 (資料編 353 頁)

第8節 雪害対策

1 方 針

冬期間の積雪や、なだれ等の被害を防止するため必要な事業の施行、施設の整備その他の予防対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、企画財政部、健康福祉部、建設部、みどり共創部

総合支庁

山形河川国道事務所

東日本電信電話㈱山形支店

東北電力ネットワーク㈱天童電力センター

西村山地方森林組合

さがえ西村山農業協同組合

西川町雪対策会議

3 現 況

(1) 本町の概要

本町の積雪は、年によって差はあるものの、平野部(海味地区)では例年100cm 前後であるのに対し、山間部(大井沢、志津地区)では $3m\sim6m$ 前後と、平野部のほぼ $3\sim6$ 倍であり、なだれの警戒区域等も多い。

(2) なだれ等雪害危険箇所

県の一斉点検による本町のなだれ危険箇所は、「5資料編」のとおりである。

4 対策の内容

- (1) 交通の確保
 - ① 除雪体制の強化

国、県及び町は、冬期間における積雪から地域経済と住民生活の安定を図るため、各々の管理する道路の除排雪を実施して道路交通網の確保を図るとともに、除雪資機材の整備等除雪体制の強化に努めるものとする。

② 道路の雪害予防対策

国、県及び町は、各々の管理する防雪事業を積極的に推進し、特になだれ発生の恐れの ある路線等を把握するとともに、防雪施設の整備点検に努めるものとする。

(2) 雪害防止対策

町は、山腹面に発生するなだれによる交通の途絶、道路の決壊、家屋の倒壊等を未然に防止するため、国、県と連絡を密にし、なだれ防止保安林の維持管理、なだれ防止林の造成、なだれ予防柵等施設の整備等を推進するものとする。

(3) 建物の雪害防止

町及び県は、建物の雪害防止のため、住宅や多人数を受入れる建築物の維持補修及び新築 等に対する指導に努めるものとする。

(4) 電力の確保

東北電力ネットワーク㈱天童電力センターは、雪害による電線切断等の被害を防止するため、雪害対策工法の実施と降雪期前の巡回、点検整備を行い、雪害発生の防止に努めるものとする。

(5) 通信の確保

東日本電信電話㈱山形支店は、雪害による通信設備の被害を防止するため、雪害対策工法の実施と除雪期前の巡回、点検整備を行い、雪害発生の防止に努めるものとする。

(6) なだれ危険箇所の把握

防災関係機関は、雪害による被害から人命、住家、交通及びその他の関係施設を守るため、 地形等を考慮したなだれ危険斜面又は地域等を把握し、その効果的な予防対策を実施するも のとする。

(7) 農林作物被害予防対策

町、さがえ西村山農業協同組合、西村山地方森林組合及び関係団体は、気象情報等の情報 交換を密にして、雪害による農林作物の被害の防止・軽減を図るものとする。

(8) 高齢者世帯に対する除雪援助

町は、高齢者世帯に対し、民生委員等による訪問を行い、住宅及び生活道路の除排雪にあたっては、相互扶助による組織的な取り組みを行うとともに、必要によっては、除雪業者や除雪ボランティアのあっせんを行うものとする。

(9) 雪下ろし等の事故防止の啓発

町は、県が発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、住民に対する啓発に努めるものとする。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の転落による事故防止
- エ 家庭用除雪機による事故防止
- オ 非常時における出入口の確保
- (10) 危険家屋に対する助言・指導

町は、積雪による家屋倒壊により住民に危害を及ぼすような危険家屋の所有者に対し、除 排雪の励行を勧めるとともに、将来にわたり使用しない危険家屋については解体をふくめた 助言・指導を行うものとする。

5 資料編

(1) なだれ危険箇所

(資料編 244 頁)

第9節 防災訓練

1 方 針

災害発生時等において迅速かつ適切に災害応急対策活動を行うため、計画的な防災訓練の実施に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、健康福祉部、教育総務部

消防署

西川町消防団

町内事業所、自主防災組織

小中学校、病院、ケアハイツ西川

3 訓練の内容

- (1) 基礎防災訓練の実施
 - ① 火災防ぎょ訓練

西川町消防団は、強風下又は水利難等あらゆる状況下における火災に対処するため、建物火災、林野火災等を想定し、概ね年1回火災防ぎょ訓練を行うものとする。

実施時期・方法等は、西川町消防団の事業計画による。

② 避難訓練

ア 保育園・小中学校の管理者は、各々の計画により園児・児童生徒を対象に避難訓練を 行うものとする。

- イ 町内の関係事業所、施設の管理者は、各々の計画により避難訓練を行うものとする。
- ウ 消防署は、町内の関係事業所、施設の管理者に対し、避難計画の樹立及び訓練の実施 について指導協力を行うものとする。
- ③ 通信訓練

町は、災害時における通信の円滑な確保を図るため、県・町の防災行政無線のほか、防 災関係機関の通信施設等により防災通信訓練を次のとおり実施する。

- ア 気象通報、警報の通知伝達
- イ 災害に関する情報の収集、伝達並びに被害状況の報告
- ウ 住民に対する災害情報の広報
- エ 停電時の非常事態等を考慮した訓練
- (2) 総合防災訓練の実施

町は、災害時における防災活動の円滑化と関係機関相互の協力体制の強化及び地域住民の 防災意識の高揚を図るため、防災訓練を総合的に実施するものとする。

実施時期は、西川町消防団の事業計画による。

(3) 土砂災害に係る避難訓練の実施

第10節 防災知識の普及

1 方 針

防災業務に従事する者及び地域住民が、迅速かつ適切に防災活動を行うため、防災知識の周 知徹底に必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、健康福祉部、教育総務部、生涯学習部

消防署

西川町消防団

町内事業所、自主防災組織

3 対策の内容

- (1) 防災教育の実施
 - ① 防災業務に従事する者、地域住民及び事業所に対する教育 町及び関係機関・団体は、防災業務に従事する者及び地域住民に対し、各種研修会、講習会等を通じ防災教育を実施するものとする。

ア 教育の内容

- (ア) 気象予警報の種類と内容、被害情報等の連絡、避難方法等本計画の内容
- (4) 町内で起こった過去の災害の紹介と、地震・風水害・大火等災害時における心得
- (ウ) 地震についての一般知識、地震に対する建物・ブロック塀の点検補強方法等地震対策に関する事項
- (エ) 危険区域及び避難場所、避難経路等を示したハザードマップの周知
- (オ) 避難所の開設・運営についての基本事項
- (カ) 自らの命は自らが守るという自助意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知
- (キ) その他、防災に関する事項

② 学校教育及び生涯学習

ア 学校教育

町教育委員会等は、児童・生徒に対し、教科指導、学級活動その他学校行事等あらゆる教育活動を通じ、地震・火災などに対する基礎的な防災知識の普及に努めるものとする。消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

イ 生涯学習

町教育委員会及び関係機関・団体は、生涯学習の拠点である公民館活動等を中心として、女性団体・PTA・青少年団体等を対象にした研修会を通じ、防災対策等に関する知識の普及啓蒙を図るものとする。

③ 要配慮者に対する教育

町及び関係機関・団体は、幼児・高齢者等のいわゆる要配慮者に対し、機会をとらえて 地震・火災などに対する基礎的な防災知識の普及啓蒙を図るものとする。

④ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

旅館、レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動をとれるよう避難経路等の表示を行うものとする。

(2) 防災知識の広報

防災知識の普及は、ハザードマップを活用し、研修会、講習会及び広報等により実施する ものとする。

防災に関する広報は、町、消防署及び西川町消防団の広報紙、広報車、防災行政無線、タブレットなどにより行うものとする。

特に春秋の火災予防運動期間、梅雨期、台風シーズン等は、広報車の巡回により重点的に広報するものとする。

第11節 自主防災組織の育成

1 方 針

災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民による自主的な防災組織の整備推進に 必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

西川町消防団

町内事業所、自主防災組織

3 対策の内容

(1) 自主防災組織の整備

町は、災害対策基本法第5条第2項の規定及び山形県自主防災組織整備推進要綱に基づき、各地区の自治組織を単位として積極的に育成強化及び充実を図るとともに、災害時における自主活動を実践するため、次の事項を実施するものとする。

- ① 自主防災組織の育成
- ② リーダーの養成
- ③ 自主防災組織の規約策定の指導
- ④ 自主防災組織の地区防災計画作成の指導
- ⑤ 自主防災組織の編成の指導
- ⑥ 防災資機材の整備支援

山形県自主防災組織整備推進要綱は、「4資料編」のとおりである。

(2) 地区防災計画の策定

自主防災組織は、災害の発生に備えるための必要な活動や役割について、地区防災計画を 策定するものとする。町防災会議は、自主防災組織から地区防災計画の提案が行われたとき は、必要があると思われる場合、本計画に定めるものとする。

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の平常時及び災害時における活動は次のとおりとする。

- ① 平常時の活動
 - ア 防災知識の普及
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備、器具等の点検
 - エ 警戒区域等の点検・調査
 - オ 防災資機材の点検・整備
 - カ 在宅の避難行動要支援者の把握・対応
- ② 災害時の活動
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止、初期消火活動
 - ウ 地域住民の安否確認

- 工 避難誘導活動
- 才 救出救護活動
- カ 避難生活の指導、避難所運営への協力
- キ 給食給水活動
- ク 避難行動要支援者に対する避難ほう助活動
- (4) 訓練時の災害補償

町は、自主防災組織の防火・防災訓練時における負傷者等に対して災害補償を行うものと する。

4 資料編

(1) 山形県自主防災組織整備推進要綱 (資料編43頁)

第12節 消防団活性化

1 方 針

消防団において団員の減少傾向に加えて、高齢化、町外通勤など、サラリーマン化の問題が 生じているため、消防団員の活性化を図るに必要な対策に関する計画について定めるものとす る。

2 主な実施機関

総務部

西川町消防団

3 対策の内容

町及び西川町消防団は、消防団の活性化を図るために、次の対策を講じるものとする。 実施方法等については、西川町消防団の事業計画による。

- (1) 消防団員の資質の向上対策
 - ① 団員募集方法の多様化に関する事業
 - ② 若手リーダーの育成事業
 - ③ 体力練成事業
 - ④ 健康管理事業
- (2) 消防団の施設、装備の強化対策

西川町消防施設整備計画に基づき、国庫補助制度等を有効に活用し、その強化、近代化を 図る。

西川町消防施設整備計画は、「4資料編」のとおりである。

- (3) 消防団の社会的地位向上と地域住民の理解と協力を得るための対策
 - ① 広報紙等作成事業
 - ② 消防団に関するポスター、作文、標語、写真の募集、掲示事業
 - ③ 消防演習、防災訓練、防火キャラバン等の開催事業
 - ④ 地元イベントに参加し、デモンストレーションを行う事業
 - ⑤ 一日消防体験事業
 - ⑥ 西川町消防団協力事業所表示制度等、消防団員の勤務する事業所等に対する協力要請事 業
- (4) 高齢化社会に対応した消防団活動の推進対策
 - ① 消防団活性化プロジェクトチームの立ち上げ
 - ② 高齢者の防火意識の高揚
 - ③ 自主防災組織等への防火指導
- (5) 消防団員の処遇改善対策
 - ① 報酬、出動手当の改善
 - ② 公務災害補償の充実
 - ③ 退職報償金制度の充実
 - ④ 制服等の支給改善、装備の充実

4 資料編

(1) 西川町消防計画

(資料編 193 頁)

第13節 食料、飲料水及び生活必需品等物資の確保計画

1 計画の方針

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、必要な食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄、調達に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、みどり共創部、商工観光部、健康福祉部、建設部

3 計画の内容

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備
 - ① 食料の備蓄並びに調達体制の整備
 - ア 備蓄の計画的な実施

町は、住民が各家庭や職場で平常時から食料を備蓄するよう、啓発に努めるものとする。また、住民の備蓄の補完及び災害救助従事者に係わる食料について、町の備蓄及び流通備蓄を基本とし、想定避難者や要配慮者に考慮して分散型の公的備蓄を行うものとする。備蓄対象とする主な品名は次のとおりとする。

- a 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀、乳児用調製粉乳等の主食
- b 即席めん、味噌、醤油、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 調達体制の整備

災害時に食料の調達ができるよう、生産者、さがえ西村山農業協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び優先供給協定を締結する等、供給体制の整備を図るものとする。

ウ 輸送体制の整備

生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、備蓄並びに調達を行う食料の輸送に関して、業者と協定を締結する等、体制を整備するものとする。

エ 集積地

食料の集積地は指定避難所とするものとする。

② 飲料水の備蓄並びに調達体制の整備

ア 備蓄水量の目安等

食料及び生活必需品と同様の方法により、1 人 1 日 3 %を目安とし備蓄を行うものとする。

イ 給水体制の整備

運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車による運搬給水に必要な体制を整備するものとする。

③ 生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

ア 生活必需品等の備蓄

被災者のための生活必需品等の備蓄を計画的に行うものとする。備蓄対象とする品目 は次のとおりとする。なお、高齢者や乳幼児へのきめ細かなニーズにも配慮することと する。

区	分	品目
寝	具	毛布 ほか
外衣·	肌 着	下着ほか
身の回	り品	タオル ほか
炊事用具.食器		ほ乳瓶 ほか
日	品	トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生
		理用品、紙おむつ、大人用おむつ ほか
光熱材	才料 等	発電機、コンロ、懐中電灯、乾電池、暖房器具
		ほか

イ 調達体制の整備

災害時に生活必需品等の調達ができるよう、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び優先供給協定を締結する等、供給体制の整備を図るものとする。

ウ 輸送体制の整備

生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、備蓄並びに調達を行う生活必需品等の輸送に関して、業者と協定を締結する等、体制を整備するものとする。

エ 備蓄場所

食料の集積地に準ずるものとする。

④ 燃料の調達体制の整備

災害時に燃料の調達ができるよう、販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と燃料調達に関する契約及び優先供給協定を締結する等、供給体制の整備を図るものとする。

(2) 防災用資機材等の備蓄

災害の拡大を防ぎ、また、発生後速やかに救助活動を行えるよう、土のうやスコップ等防 災用資機材について備蓄し、加えて自主防災組織や行政区単位での備蓄を進めるものとする。

(3) 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

災害時に医療及び助産活動が円滑に行われるよう、医療救護資器材、医薬品の備蓄を行う ものとする。調達に際しては、医薬品卸売業者との「協定備蓄」契約を行うとともに、県等 関係機関と十分協議し、調達体制の整備を行うものとする。

(4) 防疫資器材等の備蓄・調達

災害時における防疫及び保健衛生対策を円滑に進めるため、防疫及び保健衛生資器材の備蓄を行うものとする。

4 資料編

(1) 応急給水補給水利施設

(資料編 262 頁)

(2) 応急給水資機材

(資料編 262 頁)

第14節 災害ボランティア受入体制整備計画

1 計画の方針

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を図り、相互協力のシステムを構築し、受入体制の整備に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

健康福祉部

西川町社会福祉協議会

3 計画の内容

(1) 受入体制の整備

災害時におけるボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、日本赤十字社その他のボランティア関係機関・団体と連携し、協力体制等を整備しておくものとする。また、活動従事希望者とボランティアを求める分野とをつなぐボランティア・コーディネーターの養成を促進するとともに、その広域的な組織化に努めるものとする。さらに、受入れ窓口を整備しておくものとする。

- ① ボランティアセンター設営マニュアルの作成
- ② 設営訓練の実施
- ③ 設営に必要な資機材の充実
- (2) 災害ボランティアの登録

災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から災害ボランティアの 登録について検討するものとする。

第15節 避難行動要支援者の安全確保計画

1 計画の方針

障がい者、高齢者、傷病者、乳幼児、外国人等の避難行動要支援者は、災害の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にあるため、近隣住民をはじめとした地域社会で避難行動要支援者を支援する体制づくりを関係機関等と協力して推進し、災害時における避難行動要支援者の安全確保を図るため、必要な対策について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、健康福祉部 社会福祉施設管理者 西川町社会福祉協議会 消防署 西川町消防団

3 計画の内容

- (1) 在宅の避難行動要支援者対策の推進
 - ア 地域コミュニティの形成等
 - a 住民相互支援活動への支援

迅速な避難行動ができない避難行動要支援者を災害から守るには、地域社会の人々が お互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、それには在宅の避難行動要 支援者救済の基盤となる地域コミュニティの形成が欠かせない。このため、町、社会福 祉協議会、老人クラブ、女性団体等による在宅の高齢者、障がい者等に対する声かけ運 動や安否確認などの住民相互支援活動への援助に努めるものとする。

b 避難行動要支援者の実態把握

障がい者、高齢者等自力避難の困難な者、乳幼児、外国人等、災害時に特別な配慮が必要な者の実態把握に努めるものとする。実態把握にあたっては、民生委員等と十分連絡をとりプライバシーに配慮し、本人・家族の同意を得て行うものとする。

c 日常的な安否確認

消防署・警察等と情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。さらに、必要に 応じて要救護者に保健師、ホームヘルパー等を派遣し、日常的な安否確認に努めるとと もに、民生委員等と協力して避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづく りを推進するものとする。

イ 避難行動要支援者の実態把握

障がい者、高齢者、外国人等、災害時に特別な配慮が必要な者の実態把握に努めるとと もに、避難支援等を必要とする者を登録した名簿「避難行動要支援者避難支援プラン(個 別避難計画)」を作成するものとする。また、作成後も登録者及び内容を適宜更新する。

- a 名簿の記載事項
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性别

- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
- b 名簿の登録対象者

名簿登録対象者は、次のいずれかに該当する者で、災害時の避難支援等を希望する者と する。

- ① 高齢者等
 - ⑦ 要介護高齢者等介護保険の「要介護3」以上の者
 - ① 一人暮らし高齢者満65歳以上で一人暮らしの者
 - ⑦ 高齢者世帯 満65歳以上の者のみで構成される世帯
- ② 障がい者
 - ⑦ 身体障がい者

身体障がい者障がい程度等級表の「体幹・上下肢の障がい1~2級」及び「視覚・ 聴覚の障がい1~2級」の者

- 知的障がい者療育手帳を所持する者
- の 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳を所持する者及び自立支援医療(精神通院医療)受給者

- ③ 日本語に不慣れな外国人 本町の外国人登録原票に登録されている者で、日本語に不慣れな外国人
- ④ その他町長が必要と認める者
- c 平常時における名簿の外部提供及び漏えい防止等

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を消防署、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、区(地区会)及び町内会等の避難支援等関係者に提供するものとする。なお、提供にあたっては、名簿情報の漏えい防止及び本人及び第三者の権利利益を保護するために、以下の必要な措置を講ずるように指導するものとする。

- ① 名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援以外等の目的には使用しないこと
- ② 法に基づき避難支援等関係者に秘密保持義務が課せられていることを説明すること
- ③ 名簿の保管にあたっては、施錠可能な場所とすること
- ④ 名簿を必要以上に複製しないこと
- ウ 住宅の安全化

障がい者、高齢者等の住宅で、老朽化や構造上の強度不足により災害発生時に倒壊の危険性のある住宅や、室内の段差等、避難時に障害となるものが多い住宅について、住宅改造の低利融資等に努めるなど、住宅の安全性向上を図るものとする。

エ 情報伝達・避難誘導体制の整備

a 近隣住民の協力促進

災害発生直後の避難行動要支援者への情報伝達・避難誘導等は、近隣住民に、その大きな役割があると考えられることから、民生委員及び町内会長と協力し、避難行動要支援者と近隣住民の共助意識の向上に努めるものとする。

b 情報伝達機器の整備

避難行動要支援者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル発信機等の給付に努めるとともに、外出中の避難行動要支援者の避難を容易にするため、不特定多数の人が集まる場所に避難所への誘導標識等の設置に努めるものとする。

オ 防災教育・防災訓練の実施

避難行動要支援者向けパンフレット・リーフレット等により、災害時の適切な行動についての災害教育に努めるとともに、一般住民に対しても、身近な避難行動要支援者への災害時の支援についてパンフレット等により普及啓発に努めるものとする。また、避難行動要支援者の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織と合同の防災訓練の実施を行うものとする。

カ 防災資器材等の整備

実情に応じて、避難行動要支援者の家庭や地域の自主防災組織に対し、移動用の担架や ヘルメット、常備薬、貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資器材等の整備に 努めるものとする。

キ 福祉避難所の確保

避難行動要支援者の中には、通常の避難所での共同生活が困難な者も出てくることが想定されるため、これらの者に配慮した福祉避難所を確保するものとする。

(2) 社会福祉施設等における安全対策の推進

ア 防災設備の充実

社会福祉施設等の利用者の大半は、寝たきり高齢者や障がい者、傷病者、乳幼児等の、いわゆる避難行動要支援者であることから、施設自体の災害に対する安全性を高めるために、耐震性耐火性の確保に特に配慮するよう指導するものとする。

また、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置の設置についても、促進を図るものとする。

イ 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ適切な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整備し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、平常時から関係機関と連携を図るとともに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等と連絡を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られる体制づくりに努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時に切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、それぞれの施設の構造や利用者の実

態に応じた防災訓練を定期的に実施するものとする。特に、自力避難困難な者が利用している施設においては、職員が手薄になる夜間における防災訓練の実施についても配慮するものとする。

エ 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備えるため、3日分の食料品・飲料水、生活必需品等の備蓄並びに防災資器材等の整備に努めるものとする。

オ 被災者の受入

被災地に隣接する地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、スペースに余裕がある場合には、被災者の受け入れを行うものとし、受け入れにあたっては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先するものとする。このため、近隣の施設等と連携のもとに、日頃から受け入れ可能な余裕スペースの確認に努めるものとする。

(3) 外国人の安全確保対策

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないため、町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、外国語の併記標示等の設置に努めるとともに、避難用の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練を実施するものとする。

第 16 節 避難体制整備計画

1 計画の方針

大規模な災害時に、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるため、避難体制の整備に 必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、教育総務部、健康福祉部、医療部

生涯学習部

旅館等公共的施設管理者

3 計画の内容

(1) 避難地等の指定及び事前周知

洪水、地震、大規模火災、がけ崩れ、土石流及び地すべりにより大規模な災害が発生し、 地域住民が住家の倒壊等により生活の本拠を失い、避難が長期にわたる場合を想定し、公民 館、学校、グラウンド等の公共施設等を対象に、事前にその管理者(設置者)の同意を得た うえで避難地(所)として指定し、住民に周知徹底を図るものとする。

ア 避難地 (所) 等の指定の留意点

a 住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するものとする。また、一旦避難した避難地等に更に危険が迫った場合に、他の避難地等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制(救援・ヘリコプター離着陸等)等を考慮した避難圏域に設定するものとする。

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

- (ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。
- (イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。
- (ゥ) 避難の際には、発生するおそれのある特定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては 当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、住民等に対し、あらかじめ避難所の運営のために必要な知識等の普及に 努めるものとする。

b 発生が想定される避難者をすべて受入れられる面積を確保するものとする。また、スキー場等観光客の多い地域では、これらの観光客の受入れも考慮して避難地(所)等を整備するものとする。

《参考》

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難地で $1 \sim 2$ ㎡/人程度、避難所で 3 ㎡/人程度が目安とされている。

- c 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。避難所は十分な耐震強度を確保する ものとする。
- d グラウンド・公園等の避難地(所)等の指定にあたっては、火災の輻射熱を考慮した

広さを確保するものとする。

- e 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮するものとする。
- f 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備をあらかじめ整備するものとする。
- g 人員、物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分 な幅員のアプローチを確保するよう努めるものとする。
- h 避難所においては、停電、断水、ガスの供給停止及び電話の不通等の事態に備え、必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、避難者の長期滞在に備え、必要な環境整備に努めるものとする。
- i 避難所の鍵をあらかじめ近隣の住民に保管してもらうなど避難開始時に直ちに開設で きるようにするものとする。
- j 指定避難所の収容能力の限界を想定し、あらかじめ臨時避難所を確保しておくものと する。
- K 感染症対策を行うものとする。
- イ 避難路の安全確保の留意点
 - a 避難地(所)等に至る主な経路となることが予想される複数の道路については、十分 な幅員の確保と延焼防止、崖崩れ防止等のための施設の整備に努めるものとする。
 - b 地区内及びその他の道路についても、道路に面する家屋や構築物等が災害発生時の避 難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知するものとする。
- ウ 避難地及び避難方法の事前周知

避難地(所)等を指定した場合は、次の方法により、住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図るものとする。

- a 避難誘導標識、避難地(所)案内板等の設置
- b 広報紙、タブレット、チラシ配布
- c 防災訓練等の実施
- d ハザードマップの作成

ハザードマップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

- e ハザードマップの配布
- f ホームページでの掲載
- エ 公共用地の活用

避難場所、避難施設など公共用地の有効活用を図るものとする。

(2) 避難地 (所) 及び避難路の整備

避難地(所)及び避難路について、その管理者(設置者)と十分調整を図り、次のとおり 施設・設備の整備に努めるものとする。

- ア 避難地 (所) 及び避難路の耐震化
- イ 断水時でも使用可能な仮設トイレ、非常用電源設備を備えた構内放送、照明設備、電話 不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器の整備
- ウ 給水用資機材、炊出し用具(燃料)及び毛布等の生活必需品のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備
- エ 避難行動要支援者及び外国人に配慮した避難地等への誘導標識の整備と避難施設の環境 整備

(3) 避難誘導体制の整備

避難指示等を発令した場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備するものとする。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるものとする。

(4) 防災上重要な施設等の避難計画

ア 多数の避難行動要支援者が利用する施設

保育園、学校、病院及び社会福祉施設の管理者は、次の事項を考慮しあらかじめ避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図るものとする。

- a 地域の実情に応じた避難場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法
- b 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法、消防団及び事業 所などの協力体制
- c 集団的に避難する場合の避難場所の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法
- d 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法
- イ 不特定多数の者が利用する施設

旅館その他不特定多数の者が利用する施設の設置者(管理者)は、次の事項を考慮し、 あらかじめ避難計画を策定して従業員等に周知徹底を図るものとする。

- a 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- b 利用者の施設外への安全な避難誘導
- c 避難場所に係る関係機関等との事前調整
- (5) 福祉避難所の指定

避難行動要支援者を避難させるために、福祉避難所を指定するものとする。指定にあたっては、介助員等の人材の確保や避難行動要支援者に配慮した必要な設備について留意するものとする。

(6) 避難情報発令体制の整備

住民が迅速かつ的確に避難できるよう避難指示等の発令についての基準を定めるものとする。

(7) 避難タイミングの明確化

住民の避難行動等を支援するため、5段階警戒レベルでの防災情報について周知し、情報提供するものとする。

4 資料編

(1) 第一次避難場所

(資料 257 頁)

(2) 避難所開設場所

(資料 257 頁)

第17節 救助体制整備計画

1 計画の方針

大規模な災害時において、家屋等の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の要救助者を 迅速かつ適切に救出・救助するため、その救助活動体制の整備に必要な対策に関する計画につ いて定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

警察

西川町消防団

3 計画の内容

(1) 情報収集及び伝達体制の確立

要救助者を迅速かつ適切に救助するため、平常時より防災関係機関と情報の収集及び伝達体制を確立するとともに、公衆通信網等が途断えた場合に備え、衛星携帯電話や防災行政無線などの通信の確保体制を整備するものとする。

(2) 住民に対する防災意識の啓蒙

地域住民を対象に救助訓練、応急手当の普及啓発活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

(3) 救助活動における交通確保

消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、要救助者を迅速かつ適切に救助するため、 建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策について、警察 及び道路管理者と協議し、定めておくものとする。

(4) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ適切に医療機関に搬送するため、緊急患者受入れの確認方法等、 医療機関との情報伝達体制について協議し、定めておくものとする。

(5) 防災用資機材等の整備

大規模な災害の発生により、要救助者を迅速に救助するため、消防団、地域の防災拠点や 指定避難所等にハンマー、ジャッキ及び無線機器等の救助用資機材等の整備を図るとともに、 地元業者等から救助に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努めるものと する。

4 資料編

(1) 救出に必要な機械等の調達先

(資料編 272 頁)

第 18 節 医療救護体制整備計画

1 計画の方針

災害発生時の傷病者に対して適切な医療を提供するため、必要な対策に関する計画について 定めるものとする。

2 主な実施機関

健康福祉部、医療部

寒河江市西村山郡医師会

3 計画の内容

(1) 医療関係施設等の整備

町及び医療機関は、災害時に医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設及び設備等の整備を図るものとする。

(2) 医療救護所の確保

医療救護所の設置予定場所を平常時より選定しておくものとする。選定にあたっては、安全性を考慮し設置するものとし、災害現場又は負傷者の輸送に支障のない場所、施設を選定して実施するものとする。医療救護所の設置予定場所について、その旨を住民に周知するものとする。

ア 救護所の予定設置場所、施設

- a 小学校、中学校、町民体育館分館
- b 地区公民館
- c 公園、グラウンド
- d 避難指定場所
- e 災害現場
- f その他
- (3) 医療救護活動の整備

町は、大規模な災害に伴う多数の傷病者に備え、西川町立病院、寒河江市西村山郡医師会、 関係団体・機関等の協力を得て、医療救護班の派遣・受入体制の整備を図るものとする。

(4) 医療資器材等の確保

医療活動に必要な医薬品、医療資器材を確保するため、西川町立病院・寒河江市西村山郡 医師会及び関係業者と連携し、供給支援体制の整備を図るものとする。また、不足するおそれのある輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部と連携し、確保する体制を整備するものとする。

(5) 住民の自主救護能力の向上

住民の自主救護能力を向上させるため、応急救護知識及び技術の普及活動の推進を図るものとする。

4 資料編

(1) 医療機関一覧

(資料編 259 頁)

(2) 医薬品等調達先

(資料編 265 頁)

第19節 輸送体制整備計画

1 計画の方針

災害発生時において人命の救助、生活物資及び資機材等の緊急輸送を円滑に実施するため、 必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部

3 計画の内容

- (1) 緊急輸送・避難道路の指定
 - ア 緊急輸送・避難道路の指定

災害時に住民の避難及び応急物資の輸送が円滑に行われるよう、次の道路を緊急輸送・ 避難道路として指定し、優先道路とするものとする。

- a 山形自動車道
- b 国道 112 号
- c 主要地方道 寒河江西川線
- d " 大江西川線
- e # 貫見間沢線
- f 一般 県 道 岩根沢綱取線
- g "月山志津線
- h a~gに接続し、また集落内の幹線を形成する主要町道

イ 緊急輸送道路確保体制の整備

発災後直ちに緊急輸送道路を確保できるよう体制を事前に準備しておくものとし、障害物の除去、応急復旧なくしては、緊急輸送道路は機能しないため、緊急輸送道路沿線に位置する重機を保有する事業所に対して、発災後直ちに自主的にこれらの活動に従事するよう協定を締結する等、体制の整備に努めるものとする。

(2) 緊急輸送車両等の確保充実

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を 確保するため、運輸業者等と協定を締結する等、体制の整備に努めるものとする。また、水 害に備え救助用ボートの確保を図るものとする。

(3) 緊急通行車両の事前届出

災害時における円滑な応急対策活動の実施に資するため、緊急通行車両であることの確認 について、山形県公安委員会に事前届出を行うものとする。

(4) 集積配分拠点の環境整備

物資輸送を円滑に実施するため、集積配分拠点において、運送事業者等と連携して次の環境整備を図るものとする。

- ア 物資の調達・輸送に必要な項目の発注方法の標準化
- イ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進
- ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給
- (5) 一時集積配分拠点候補地の選定

被災地への物資の輸送を円滑に実施するため、地域の社会的、地理的状況、地震による被害想定及び避難所の配置状況等を考慮し、一時集積配分拠点の候補地を当該施設の管理者と協議のうえ、あらかじめ選定するものとする。

(6) 災害対策用臨時ヘリポートの整備

人命の救助及び物資等の輸送が迅速に行われるよう、災害対策用臨時ヘリポートの整備を 図るものとする。

4 資料編

(1) 町有車両一覧 (資料編 266 頁)

(2) 災害対策用臨時ヘリポート及び設置基準 (資料編 258 頁)

第20節 孤立集落対策計画

1 計画の方針

中山間地域など、地震の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落 について、防災体制の整備をはかるため、必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、健康福祉部、医療部、建設部

3 対策の内容

(1) 計画の体系及び内容

ア 防災資機材等の整備

a 通信手段の確保

集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、町、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備の整備に 努めるものとする。

b 食料等の備蓄

集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料備蓄を呼びかけるものとする。

c 避難所の確保

土砂災害警戒区域等における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に対し、周知するものとする。

d 防災資機材の整備

発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材などの確保に努めるものとする。

e ヘリ離着陸可能な場所の確保

負傷者や食料等の搬送、住民の避難など、こうした緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知するものとする。

イ 防災体制の整備

a 自主防災組織の育成等

住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活支援ができるよう自主防災組織の結成、 育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携 を促進するものとする。

b 応援体制の整備

集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備するものとする。

4 資料編

(1) 孤立する可能性のある集落一覧

(資料編 253 頁)

第3編 災害応急対策計画

第1章 緊急対策

第1節 活動体制

1 防災体制

1 防災関係機関の防災体制

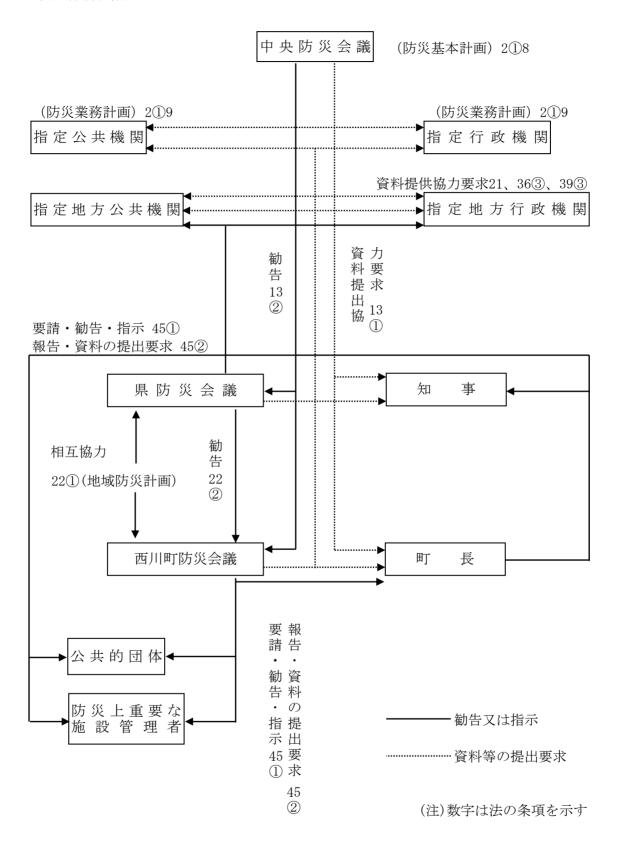
西川町防災会議を構成している各防災機関は、それぞれ必要な防災組織を確立し、権限と 責任の明確化及び相互間の有機的連携を図るとともに、地域住民の協力により、総合的かつ 一体的な防災体制の確立を期するものとする。

2 西川町防災会議

西川町防災会議は、本町の地域に係る防災に関し、総合的かつ計画的な運営を図るため、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項により設置された町の附属機関で ある。

防災会議は、町長を会長として法第 16 条第 6 項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに町長の諮問に応じて防災に関する重要事項の審議、関係機関相互間の連絡調整等を所掌事務としている。

3 防災体制組織図



4 資料編

(1) 西川町防災会議条例

(2) 西川町防災会議運営規程

(3) 西川町防災会議委員名簿

(資料編3頁)

(資料編13頁)

(資料編 197 頁)

2 災害対策本部組織及び事務分掌

(1) 本部の設置及び廃止基準

町長は、町の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、町がその対策を総合的かつ迅速に行うため必要があると認めたときは、法第23条の2の規定により災害対策本部(以下「本部」という)を設置し、災害の情報収集並びに応急対策を推進し、各業務の継続性の確保を図るものとする。

ア 本部の設置基準

- a 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれのあるとき
- b 町内で震度 6 弱以上の震度が観測されたとき
- c 町長が特に必要と認めたとき

イ 設置権限者

町長は、設置基準により本部を設置するが、町長に事故あるときは副町長が本部を設置 するものとする。

ウ 本部の廃止基準

- a 町の地域において、災害発生のおそれが解消したとき
- b 災害応急対策が概ね完了したとき
- c その他本部長が必要なしと認めたとき

エ 設置及び廃止の通知等

本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、本部の標識板を庁舎正面玄関に掲示するものとする。

通	知	及	び!	公 表	き 先	ì	方		法		責任	£ 者			担	当者	
本			部			員	庁内放送又は 布端末	電話、	職員配	総	務	部	長	危核	幾管	理项	圧長
総		合		支		庁	県防災行政無	線又は	電話等]]			,	IJ	
町	防	災	会	議	委	員	電話又は文書]]			,	IJ	
警						察	<i>II</i>					II.			,	IJ	
消			防			署	<i>II</i>					II.			,	IJ	
町	議	. HAG	会	諄	September	員	<i>II</i>			議	会	部	長	議	事	班	長
区	長	•	町	内	会	長	<i>II</i>			<u>ر</u>	な	ぐ部	長	町瓦	こつか	よぐま	班長
報		道		機		関	電話・FAX・口	頭		つ	な	ぐ部	長	町長	こつか	よぐま	班長
							広報紙・公共	放送•	・防災無	総	務	部	長	危核	幾 管	理項	王長
-		般		住		民	線放送・タブ	レット	、• 緊急	つ	な	ぐ部	5 長	町瓦	こつか	よぐま	班長
							速報メール			企	画則	政音	『長	デタ	ル排	推進.	班長

本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じて、通知及び公表するものとする。

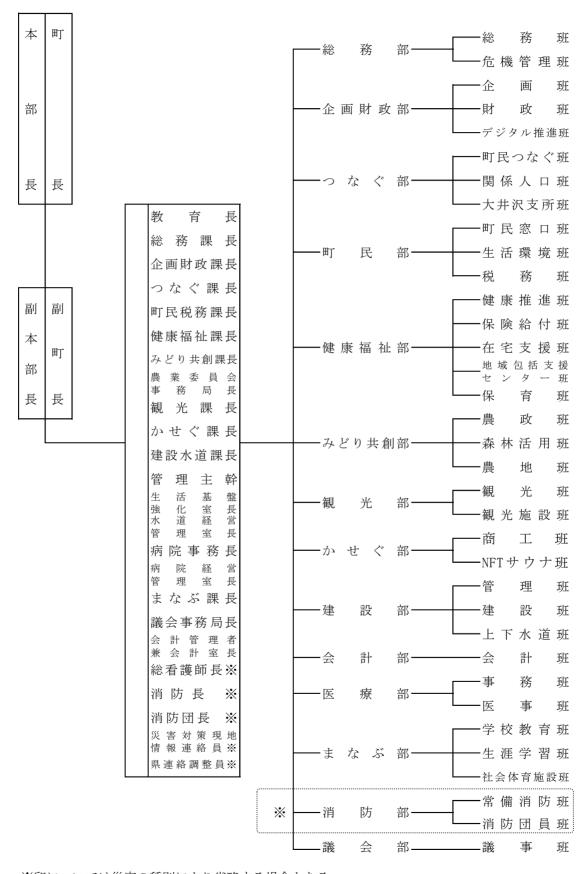
才 本部設置場所

本部は、町役場内に設置するものとする。ただし、町役場が被災し、本部を設置できないときは、交流センターあいべ内に設けるものとする。

カ 本部組織

本部の組織編成は次のとおりとする。

西川町災害対策本部組織図



※印については災害の種別により省略する場合もある。

キ 本部員会議の招集と運営

- a 本部長は、本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて本部員会議を招集するものとする。
- b 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員の全部又は一部をもって構成するものと する。
- c 本部員会議の任務は概ね次のとおりとする。
 - ・本部体制の配備及び廃止に関すること
 - ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
 - ・避難指示等に関すること
 - ・災害救助法の適用の申請に関すること
 - ・自衛隊の災害派遣に関すること
 - ・指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び県、他市町村に対 する応援の要請等に関すること
 - ・災害対策に要する経費の処理等に関すること
 - ・その他災害対策に関する重要事項
- d 本部員は、担当部の所管事項に関し、本部員会議の開催を必要と認めるときは、その 旨を総務部長に申し出るものとする。
- e 本部員会議の事務は、総務部危機管理班が担当する。

(2) 本部所堂事務

	対	策	部			対	策	班			所 掌 事 務
総		務		部	総		務		班	1	職員の非常招集に関すること
0	総	務	課	長	•	総	務	係	長	2	職員の動員計画の作成及び実施に関すること
										3	職員の動員状況の記録に関すること
										4	災害対策従事職員の健康管理に関すること
										5	災害対策従事職員の食料確保に関すること
										6	被災職員の救済に関すること
										7	災害対策従事者の公務災害に関すること
										8	災害対策用被服貸与に関すること
										9	他の自治体からの派遣職員の宿舎、食料及び勤務条件に
											関すること
										10	庁用電話に関すること
										11	災害対策自動車の配備に関すること
										12	その他本部長が命ずる事項に関すること
					危			理	班	1	町防災会議に関すること
						危機			•	2	災害対策本部事務局に関すること
						管	財	係	長	3	気象予警報、災害情報の伝達に関すること
										4	災害報告に関すること
										5	避難指示等に関すること
										6	避難誘導に関すること
										7	救助隊の編成に関すること
										8	捜索隊の編成及び捜索に関すること
										9	自衛隊の災害派遣に関すること
										10	警察官の派遣に関すること
										11	県消防防災航空隊の派遣に関すること
										12	消防団の出動に関すること
										13	無線局の統制に関すること
										14	その他、他班に属さない事項に関すること

	T		
企 画 財 政 部	企 画 班	1	被害関係の国・県に対する要望書、陳情書等、資料作成
◎企画財政課長	● 企 画 係 長		に関すること
	er e	2	その他本部長が命ずる事項に関すること
	財 政 班	1	災害応急対策等に要する経費に関すること
	● 財 政 係 長	2	災害復旧に係る資金計画に関すること
		3	災害対策用予算に関すること
		4	義援金に関すること
	~ \\ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	5	その他本部長が命ずる事項に関すること
	デジタル推進班	1	情報システムに関すること
	●デジタル推進 係長	2 3	タブレット等による周知に関すること その他本部長が命ずる事項に関すること
			災害情報の収集及び広報に関すること
つなぐ部	町民つなぐ班	1 2	災害写真の撮影記録に関すること
◎つなぐ課長	●町民つなぐ係長	3	報道機関に対する発表に関すること
		$\frac{3}{4}$	関係者の視察に関すること
		5	その他本部長が命ずる事項に関すること
	関係 人口 班	1	物資の流通及び安定対策に関すること
		2	救援物資受理、保管並びに配分に関すること
	●関係人口係長	3	その他本部長が命ずる事項に関すること
	大井沢支所班	1	大井沢支所管理施設の被害状況調査及び復旧対策に関する
	●大井沢支所長		٢٤ - ١٠٠٠
		2	その他本部長が命ずる事項に関すること
町 民 部	町民窓口班	1	罹災住民の相談に関すること
◎町民税務課長	●町民窓口係長	2	死亡、埋葬の許認可に関すること
		3	被災者の拠出年金保険料の減免に関すること
		4	被災者の国民年金等に関すること
		5	その他本部長が命ずる事項に関すること
	生 活 環 境 班	1	災害廃棄物処理に関すること
	● 生活環境係長	2	路線バスに関すること
		3	中和処理施設に関すること
	<i>a ¬</i>	4	その他本部長が命ずる事項に関すること
	税務班	1	災害に伴う諸税の減免及び納期延期に関すること
	● 税 務 係 長	2	徴税の取扱いに関すること ************************************
		3	被害家屋、土地等の固定資産調査に関すること
		4	固定資産の減免等に関すること
		5	被害場所の公簿確認に関すること 被害地の位置図作成に関すること
		6	被害地資料の収集に関すること
		8	被告地質杯の収集に関すること 罹災証明書の発行に関すること
		9	その他本部長が命ずる事項に関すること
健康福祉部	健康推進班	1	救護所の設置に関すること
◎健康福祉課長	●健康推進係長	2	救護班の編成及び派遣に関すること
		3	医療救護及び助産に関すること
		4	医療品の調達に関すること
		5	罹災者の保健指導に関すること
		6	その他本部長が命ずる事項に関すること
	保 険 給 付 班	1	罹災者に対する一部負担金の減免調査に関すること
	●保険給付係長	2	その他本部長が命ずる事項に関すること
	在宅支援班	1	避難行動要支援者の避難対策に関すること
		2	遺体の検視、安置に関すること
	●在宅支援係長	3	罹災者の生活援助に関すること
		4	罹災者の救護対策(生活保護)に関すること

		5	罹災者に対する一部保険料及び在宅介護サービス費等の減
			免調査に関すること
		6	避難行動要支援者の避難対策に関すること
		7	その他本部長が命ずる事項に関すること
	地域包括支援	1	福祉施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること
	センター班	2	避難所の管理運営に関すること
	●地域包括支援	3	その他本部長が命ずる事項に関すること
	センター係長		
(旧本国)	保育班	1	保育施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること
(保 育 園) ◎保 育 園 長	● 保育園長	2	保育園児の避難及び保護に関すること
◎保 育 園 長		3	その他本部長が命ずる事項に関すること
みどり共創部	農政班	1	農畜産物の被害状況調査及び応急対策に関すること
◎みどり共創課長	●農政係長	2	病害虫の発生予防及び防除に関すること
○ 農業委員会事務局長		3	罹災農家に対する各種農業災害資金の融資及び斡旋に関す
○ 成未安只五 平 切 向 尺		0	ること
		4	発芽胚芽米製造施設の被害状況に関すること
		5	その他本部長が命ずる事項に関すること
	森林活用班	1	農地、農道等の被害状況調査及び復旧対策に関すること
	●森林活用係長	2	土地改良区との連絡調整に関すること
		3	林産物及び林産施設の被害状況調査に関すること
		4	林業の被害融資に関すること
		5	町有林及び林道の被害状況調査に関すること
		6	林野火災の応急対策に関すること
		7	災害対策用国有材木の払下げに関すること
		8	その他本部長が命ずる事項に関すること
	農 地 班	1	農地等の被害状況調査に関すること
	●農地係長	2	農地等の災害応急措置及び復旧対策に関すること
		3	その他本部長が命ずる事項に関すること
観 光 部	観 光 班	1	観光客の保護に関すること
◎観光課長	● 観 光 係 長	2	その他本部長が命ずる事項に関すること
	観 光 施 設 班	1	観光施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること
	●観光施設係長	2	その他本部長が命ずる事項に関すること
かせぐ部	商 工 班	1	食料品、生活必需品等の調達に関すること
◎かせぐ課長	●商工係長	2	罹災商工業者の被害状況調査に関すること
		3	罹災商工業者の経営相談及び指導並びに融資斡旋に関する
			こと
		4	職業の斡旋に関すること
		5	その他本部長が命ずる事項に関すること
	NFT サウナ班	1	総合交流促進施設及び温泉施設の被害状況調査に関するこ
	●NFT サウナ係長		٤
		2	その他本部長が命ずる事項に関すること
建 設 部	管 理 班	1	土木関係施設の危険情報及び被害状況の調査報告に関する
◎建設水道課長	● 管 理 係 長		
(建設担当)		2	建築物の被害状況調査に関すること
		3	交通途絶箇所の把握及び交通迂回路線の確保と公示に関す
◎管 理 主 幹		_	ること
		4	罹災者に対する水道料金等の減免に関すること
		5	その他本部長が命ずる事項に関すること
◎生活基盤強化室長	建設班	1	砂防、地すべり、がけ崩れ、なだれ等の防止及び応急復旧
	● 建 設 係 長	0	対策に関すること
		2	道路等の被害復旧に関すること

1			
		3	災害応急復旧工事事業者の確保に関すること
		4	河川関係の応急復旧対策に関すること
		5	機械等を伴う水防作業に関すること
		6	建設資機材の調達確保及び輸送に関すること
		7	救出に必要な機械等の調達に関すること
		8	その他本部長が命ずる事項に関すること
	上下水道班	1	断水地区への飲料水の供給及び給水車の配車計画に関する
◎水道経営管理室長			٢ - ا
(上下水道担当)	●上下水道係長	2	上下水道施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること
(=1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		3	その他本部長が命ずる事項に関すること
会 計 部	会 計 班	1	災害救助資金の出納に関すること
		2	災害義援金の受理及び保管に関すること
○会計管理者兼会計室長	● 会 計 係 長	3	その他本部長が命ずる事項に関すること
F 場 切	事 務 班		
医療部	●事務長	1	医療施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること
◎病院事務長	● 亊 坊 戊	2	その他本部長が命ずる事項に関すること
◎病院経営管理室長	医 事 班	1	遺体の検視等に関すること
	● 事務係長	2	その他本部長が命ずる事項に関すること
まなぶ部	学校教育班	1	学校教育施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること
◎まなぶ課長	●学校教育係長	2	教育関係機関との連絡、情報の収集に関すること
	7 20 20 17 20 20	3	通学路の安全確保に関すること
		4	児童生徒の保護及び教科書等の支給に関すること
		5	災害における学校給食対策に関すること
		6	その他本部長が命ずる事項に関すること
	生 涯 学 習 班	1	避難所の開設及び運営に関すること
	●生涯学習係長	2	社会教育施設、文化財等の被害状況調査及び復旧対策に関
			すること
		3	避難者受入れ施設の供与に関すること
		4	その他本部長が命ずる事項に関すること
	社会体育施設班	1	社会体育施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること
	●スポーツ振興係長	2	施設利用者の保護に関すること
		3	避難者受入れ施設の供与に関すること
		4	その他本部長が命ずる事項に関すること
議 会 部	議 事 班	1	町議会との連絡調整に関すること
◎議会事務局長	●議事係長	2	その他本部長が命ずる事項に関すること
消 防 部	常備消防班	1	消防団員の動員及び派遣に関すること
◎ 消 防 長	●西川分署長	2	災害関係証明書の交付に関すること
◎ 消防団長	消防団員班	3	通信、連絡に関すること
	●消防団副団長	4	火災の防ぎょ及び鎮圧に関すること
		5	避難、救出及び行方不明者の捜索に関すること
		6	避難、誘導に関すること
		7	人的被害及び建築物、その他の被害状況調査に関すること
		8	各種災害の予防及び事前措置についての指導に関すること
		9	被害写真の撮影及び収集に関すること
		10	その他本部長が命ずる事項に関すること

(3) 現地災害対策本部の設置

本部長は、土砂崩れ及び雪崩等により、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は、必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を置く。

ア 設置期間

現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

イ 設置場所

災害現場又は被災地の公民館、集会所等に設置する。

ウ 現地本部の組織

- a 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。
- b 現地本部長は、本部員のうちから本部長(町長)が指名する。
- c 現地本部員は、本部対策部職員及び出先機関の職員のうちから本部長が指名する。
- d 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督 する。

3 災害対策連絡本部組織及び運営計画

1 計画の方針

町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、町がその責務を遂行するため設置する災害対策連絡本部(以下「連絡本部」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

- 3 計画の内容
 - (1) 連絡本部の設置

町長は、災害対策本部の設置基準に達しない場合において、町内に災害が発生し、又は 発生のおそれがあり、町がその対策を総合的かつ迅速に行う必要があると認めたときは、 連絡本部を設置するものとする。

ア 連絡本部の設置基準

- a 災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
 - ① 大雪注意報あるいは警報が発表され、消防署西川分署前で連続積雪が80cmを超えて、その後も連続して降雪が続き、天気の回復が見込めないときで、かつ町長が必要と認めたとき。
 - ② 大雨注意報が発表され、雨量が下記の基準に達し、かつ災害が発生し又は予見されるとき。

前日までの連続雨量が 100ミリ以上あった場合	前日までの連続雨量が 10~ 100 ミリあった場合	前日までの降雨がない場合
当日の日雨量が 50 ミリを 超えたとき	当日の日雨量が80ミリを超えたとき	当日の日雨量が 100 ミリを 超えたとき

(基準:山形県地域防災計画)

- b 町内で、震度5弱から震度5強の震度が観測されたとき。
- c 町長が特に必要と認めたとき。

イ 設置権限者

本部設置権限者に準ずるものとする。

ウ 連絡本部の廃止基準

- a 町の地域において、災害発生のおそれが解消したとき
- b 災害応急対策が概ね完了したとき
- c 本部が設置されたとき
- d その他連絡本部長が必要なしと認めたとき

エ 設置及び廃止の通知等

連絡本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、連絡本部の標識板を庁舎正面玄関に掲示するものとする。

通	i 知	及	び!	公表	<i>를 설</i>	Ċ	方	:	法		責(壬 者			担	当者	
本			部			員	庁内放送又は 布端末	電話、	職員配	総	務	部	長	危核	幾 管	理项	任長
総		合		支		庁	県防災行政無統	泉又は	電話等]]			,	IJ	
町	防	災	会	議	委	員	電話又は文書					IJ			,	IJ	
警						察	<i>II</i>					<i>))</i>			,	IJ	
消			防			署	II.					IJ			,	IJ	
町	諺		会	諱	篗	員	II.			議	会	部	長	議	事	班	長
区	長	•	町	内	会	長	JJ			ر ا	な	ぐ音	『 長	町長	こつか	よぐま	班長
報		道		機		関	電話・FAX・口	頭		ر ا	な	ぐ音	『 長	町長	こつか	よぐま	班長
							広報紙・公共	汝送•	防災無	総	務	部	長	危榜	幾 管	理项	王長
_		般		住		民	線放送・タブ	レット	、• 緊急	つ	な	< ₹	邪 長	町瓦	こつか	よぐま	狂長
							速報メール			企	画則	政	邻長	デタ	ル	推進	班長

連絡本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じて、通知及び公表するものとする。

才 連絡本部設置場所

連絡本部は、町役場内に設置するものとする。ただし、町役場が被災し、連絡本部を 設置できないときは、交流センターあいべ内に設けるものとする。

(2) 連絡本部組織・運営計画

ア組織

- a 連絡本部長は町長がその任にあたる。
- b 連絡副本部長は副町長がその任にあたる。連絡副本部長は、連絡本部長を助け、連 絡本部長に事故あるときは、これを代行する。
- c 連絡本部の組織は、災害対策本部組織編成に準ずるものとする。

イ 連絡本部員会議の招集と運営

- a 連絡本部長は、連絡本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて連絡本部 員会議を招集するものとする。
- b 連絡本部員会議は、連絡本部長、連絡副本部長及び連絡本部員の全員又は一部をもって構成するものとする。
- c 連絡本部員会議の事務は、総務部危機管理班が担当する。

4 職員動員配備計画

1 計画の方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害警戒体制及び非常体制時の町職員の動 員配備について定めるものとする。

- 2 主な実施機関
 - 総務部
- 3 計画の内容
 - (1) 職員の配備・動員基準
 - ア 職員の配備基準

災害時における町職員の配備は次の基準による。

災害時等における職員の動員配備体制

区分	対策組織	対策組織設置基準	配備・活動内容	体制
第一次配備	第 一 次 災害対策 警 戒 班	 気象警報発表時 台風接近時の大雨、洪水注意報発表時 町内では震度3以下だが、県内の他市町村で震度4の地震が発生したとき 	・災害関連情報の収集、伝達活 動を行う	
第二次配備	第二次災害対策警戒班	 土砂災害警戒情報発表時 台風接近時の大雨、洪水警報 発表時 町内で震度4の地震が観測さ れたとき 	・災害関連情報の収集、伝達活動を行う ・状況により第三次配備に移行できる体制をとる	職員の動
第三次配備	災害対策連絡本部	 相当な災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき 町内で震度5弱から5強の地震が観測されたとき 町長が特に必要と認めたとき 	・町長が、災害応急対策活動を 効果的に実施するため必要が あると認めたときは連絡本部 を設置する ・災害の情報収集、伝達及び応 急対策を実施する ・状況により第四次配備に移行 できる体制をとる	員計画による
第四次配備	災害対策本部	① 大規模な災害が発生し、又は 発生するおそれのあるとき② 町内で震度6弱以上の地震が 観測されたとき③ 町長が特に必要と認めたとき	・町長を本部長とする本部を設置し、本部員及び班長は、本部事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する	

- ※ 勤務箇所へ参集できない職員は最寄りの公的施設へ参集し、勤務箇所と連絡をとる。道路が寸 断され、登庁することが困難な場合は、その地域に残り、被害状況等の収集にあたる。
- ※ 県内で最大震度3以下の地震観測の場合は、動員体制をとらない。

イ 職員動員計画

職員の動員計画は次のとおりとする。

職員の動員計画

		動		———————————— 計	画
days to		第一次配備	第二次配備	第三次配備	第四次配備
部名	班名	第一次	第二次	災害対策	/// pla 1.1 feets 1. days
		災害対策警戒班	災害対策警戒班	連絡本部	災害対策本部
	総 務 班		0	0	0
総 務 部	危機管理班	0	0	0	0
	大井沢支所班		0	0	0
	企 画 班			\triangle	0
企画財政部	財 政 班			Δ	0
	デジタル推進班			0	0
- 4 A +0	町民つなぐ班			0	0
つなぐ部	関係人口班			Δ	0
	町民窓口班			Δ	0
	生活環境班			Δ	0
町民部	税 務 班			Δ	0
	会 計 班				0
	健康推進班		0	0	0
	保険給付班			Δ	0
唐	在宅支援班		0	0	0
健康福祉部	地域包括支援				
	センター班		0	©	©
	保 育 班			\triangle	©
	農政班	©	©	©	©
みどり共創部	森林活用班	©	©	©	©
	農 地 班			\triangle	©
商工観光部	観 光 班			Δ	©
	商工班			\triangle	©
かせぐ部	かせぐ班			\triangle	©
	管 理 班		©	©	©
建設部	建設班	©	0	©	©
	上下水道班	©	©	©	©
医療 部	事 務 班				0
医療 部	医 事 班			Δ	0
教育総務部	教育総務班		©	0	0
小海学习 如	生涯学習班		0	0	0
生涯学習部	社会体育施設班		0	0	0
議 会 部	議 事 班			Δ	0
沙坑 L十 卆u	常備消防班	0	0	0	©
消 防 部	消防団員班			Δ	0

注1:◎ 配備体制 △ 待機体制

注2:待機体制とは、勤務中、帰宅後を問わず所在を明確にして、指示を待つことをいう。

注 3:各対策部長は各部対策班が配備体制にない場合であっても、第三次配備以上で配置体制を とるものとする。

(2) 勤務時間内における対応

ア 職員の動員の指示

職員の動員は、配備体制に関する基準に従い、総務部長が行うものとする。ただし、本部及び連絡本部が設置されたときは、対策各部における非常配置体制の開始及び解除は本部長が指示するものとする。

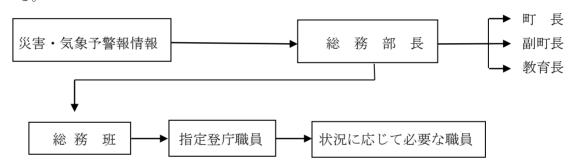
イ 動員の伝達方法

配備計画に基づく動員の伝達は、次の方法で行うものとする。

- a 庁内放送
- b 口頭連絡
- c 防災行政無線及びタブレット
- d 一般加入電話(携帯電話を含む)
- (3) 勤務時間外(夜間・休日等)における職員の招集

ア 災害時指定職員の招集

次の経路により災害情報等を指定登庁職員等へタブレット等により伝達するものとする。



イ 指定登庁職員の登庁

- a 指定登庁職員は、勤務時間外(夜間・休日等)における伝達経路により災害の発生、 気象予警報情報の伝達があったとき、若しくはテレビ・ラジオ等により情報を知った ときは、速やかに登庁又は配置につくものとする。この場合、自ら又は家族が被災し た(被災のおそれがある)職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、 病院への受入れ等必要な措置をとった後に登庁するものとする。
- b 交通の混乱・途絶等により登庁又は配置につけない職員は、最寄りの公共施設等から電話等で所属長へ連絡し、その後の指示を受けるものとする。
- ウ 指定登庁職員等による応急対策の実施

指定登庁職員は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ適切な応急対策を実施するものとする。

主な業務としては、

- a 避難所の開設、避難誘導等
- b 災害等に関する情報収集及び連絡
- c 気象情報の収集及び連絡
- d 災害対策本部設置業務、関係防災機関に対する要請

この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を権限を有する者に報告するものとする。

エ 職員の自主参集

- a 職員は、指定の有無にかかわらず、テレビ・ラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努めるものとする。
- b 職員は、震度6弱以上の地震が発生した場合、若しくは大規模な災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、自主的に徒歩、バイク又は自転車等を利用し、途中の被災状況を見ながら参集するものとする。この場合、自ら又は家族が被災した職員は、家族の避難、病院への受入れ等必要な措置をとった後に登庁するものとする。
- c 交通機関や通信の途絶等、火災等により参集することが困難な職員は、連絡して指示を受けるか、最寄りの公共施設等に参集し指示を待つものとする。
- d 出先機関の職員の参集場所は、各所属部署又は施設を原則とするものとする。

(4) 職員の応援

各対策部における災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、総務部長に応援作業の内容、就労場所、職種別並びに人員、携帯品、その他必要な事項について示し、要請するものとする。また、要請を受けた総務部は、当該対策部と協議して他の対策部から動員派遣するものとする。

第2節 相互·応援要請計画

1 防災機関への応援要請計画

1 計画の方針

大規模な災害が発生し、町だけの対応では十分な応急対策を行うことが困難であるときは、 防災関係機関への応援要請に関し定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

- 3 計画の内容
 - (1) 他市町村への要請

応急対策を実施するため必要と認めたときは、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対し応援を求めるものとする。

(2) 県への要請

応急対策を実施するため、必要と認めたときは、県知事に対して応援(斡旋を含む)を 求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。応援要請は、次の事項 を明らかにして、県防災行政無線、電話、ファクシミリ、口頭等で行う。事後、速やかに 文書を送達するものとする。

ア 応援要求事項

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする場所
- c 応援を必要とする期間
- d その他応援に関し必要な事項

イ 応急対策実施要請事項

- a 応急対策の内容
- b 応急対策の実施場所
- c その他、応急対策の実施に関し必要な事項

ウ 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住所等
防災くらし安心部 防災危機管理課	住 所 〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 電 話 023-630-2231 F A X 023-633-4711 防災無線 6(7)-800-1202、1203 F A X 6(7)-800-1500

(3) 指定地方行政機関に対する要請

応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

【職員派遣要請事項】

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員
- c 派遣を必要とする期間
- d その他職員の派遣について必要な事項
- (4) 民間団体等に対する要請

応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、民間団体に協力を要請する ものとする。

(5) 消防の広域応援

自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定 締結市町村に応援要請するものとする。

(6) 県消防防災ヘリコプターの応援要請

自らの消防力での防ぎょ活動、又は応急救助等ができず緊急性のある場合は、「山形県消防防災へリコプター応援協定」に基づき、県消防防災へリコプター(消防防災航空隊員)の派遣を要請するものとする。

時間帯	手続要領
	消防防災航空隊に対し電話等で速報の後、山形県消防防災へリコ
 勤 務 時 間 内	プター緊急運航要請書をファクシミリで航空隊に提出。
到 伤 时 间 门	消防防災航空隊の電話 0237-47-3275
	" \mathcal{O} FAX 0237 $-47 - 3277$
	次の者の携帯電話に速報の後、山形県消防防災へリコプター緊急
上記以外の時間帯	運航要請書をファクシミリで航空隊に提出。
	時間外受信専用電話 090-1494-1816

4 資料編

(1) 山形県広域消防相互応援協定書

(資料編 108 頁)

(2) 山形県広域消防相互応援協定運用について

(資料編 110 頁)

(3) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(資料編 114 頁)

(4) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について(資料編115頁)

(5) 山形県消防防災ヘリコプター応援協定

(資料編 118 頁)

(6) 山形県消防広域応援隊に関する覚書

(資料編121頁)

2 自衛隊災害派遣要請計画

1 計画の方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため、特に必要と認められる場合における、自衛隊法 (昭和 29 年法律第 165 号) 第 83 条の規定に基づく自衛隊の派遣要請に関し定めるものとす る。

2 主な実施機関

総務部

- 3 計画の内容
 - (1) 自衛隊の災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

ア 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性 があること

イ 緊急性の原則

差し迫った必要性があること

ウ 非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと

(2) 災害派遣要請の範囲

災害派遣要請の範囲は次のとおりである。

活 動 区 分	内
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握 する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者の捜索、輸送等	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具(空中消火が必要な場合は航空機)を用いて、消防機関に協力し、消火にあたる。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
道 路 又 は 水 路 等 交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は通常関係機関の提供 するものを使用する。)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。 (航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。)
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。 (緊急を要し、他に適当な手段がない 場合。)
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和 33 年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償賃付し、又は救じ ゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及 び除去を行う。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(3) 災害派遣要請の依頼

ア 県知事に対して法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県(危機管理課)に文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。

イ 県知事に対して災害派遣要請を行った場合には、法第68条の2第2項に基づき、必要に応じて、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、速やかにその旨を県知事に通知するものとする。

【要請のための明記事項】

- a 災害状況及び派遣を要請する事由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべき事項
- (4) 自衛隊に対する緊急通知

県知事に対し通信の途絶等により要請することができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は直接最寄りの自衛隊に緊急通知するものとする。緊急通知を行ったときは、速やかに、その旨を県知事に通知するものとする。

- (5) 自衛隊災害派遣部隊の受入体制
 - ア 他の防災関係機関との重複競合の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が重複競合しないよう、関係機関との緊密な 連携を図り、効率的な作業分担を定めるものとする。

イ 作業計画及び資機材の準備

自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずるものとする。

- a 作業箇所及び作業内容
- b 作業の優先順位
- c 作業実施に必要な図面
- d 作業に要する資材の種別保管(調達)場所
- e 派遣部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- ウ 受入施設等の確保

派遣部隊に対し、次の施設等を確保するものとする。

- a 自衛隊事務室
- b ヘリコプター派遣部隊のためのヘリポート (着陸場は、小型ヘリコプターにあっては1機あたり直径30m以上、中型及び大型ヘリコプターにあたっては、直径50m以上の空き地であること。また、着陸場周辺に仰角6度以上の工作物等がないこと。)
- c 駐車場 (車1台の基準は3m×8m)
- d 幕営地又は宿泊施設(学校、公民館等)
- (6) 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町(災害救助法が適用された場合は県)

が負担する。負担等に疑義のある場合は、自衛隊と協議するものとする。

(7) 自衛隊の派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣の要請先	電 話 番 号
陸上自衛隊第6師団	電 話 0237-48-1151 内線5075
	(夜間・休日 当宿 内線5207 5019)
(第3部防衛班)	ファケシミリ 0237-48-1151 内線5754

4 資料編

(1) 自衛隊派遣要請書

(資料編 284 頁)

第3節 情報の収集・伝達計画

1 通信施設等

1 計画の方針

大規模な災害が発生し、災害応急対策の基本となる情報収集伝達活動を迅速かつ確実に実施するため、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、つなぐ部、企画財政部

- 3 計画の内容
 - (1) 多様な通信手段の確保
 - ア 有線通信網の利用
 - a 優先利用の請求

優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめ東日本電信電話㈱の 承諾を受けた番号の加入電話により行うものとする。

優先利用電話番号

74 - 2111

b 接続・電送順位

区分		内容
非常電	話	他の町外通話、緊急通話に優先して接続する。
緊 急 通	話	他の町外通話に優先して接続する。

イ 通信手段の多様化

町は、さまざまな環境下にある町民等及び町職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(L-ALERT)、タブレット、テレビ、ラジオ(コミュニティ FM 放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多様化を図る。

(2) 有線通信網の途絶等に対する措置

ア 災害時に利用可能な無線通信

災害により有線が途絶した場合、又は途絶のおそれがある場合には、次の方法により、 災害情報の収集伝達を実施するものとする。

a 防災行政無線及びタブレットの活用

町防災行政無線及びタブレットの活用を進め、災害情報の通信に用いるものとする。 また、県との災害情報の通信には県防災行政無線を用いるものとする。

b 非常通信の利用

有線通信や防災行政無線が使用できない場合は、電波法の規定に基づき、警察・消防、電気事業者等他機関の無線通信施設を利用した非常通信(非常無線)を行うものとする。

c 移動式通信設備の利用

移動式通信設備を借用して、緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に

活用するものとする。

d 自衛隊への通信支援依頼

災害応急対策のため必要がある場合は、県知事に対し、自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請を依頼するものとする。

e 他機関の通信施設の利用

災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条、法第57条、消防組織法(昭和22年法律第226号)第41条又は災害救助法(昭和22年法律第118号)第28条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、他市町村、県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、酒田海上保安部、山形地方気象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備を利用することができる。

イ 通信の制約に対する対応

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

- a 使えない (不通・故障・電源不良等)
- b 混雑している(話し中・混信・宛先不明)
- c 聞き取り困難 (周囲の雑音・電波障害等)

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り換え実行に移すことが最も必要であるが、一般に次のような対応策が有効である。

●対応事例

使えないとき

代替の通信手段によることとなる。最悪の場合には、使者を派遣して連絡する。

混雑しているとき

混雑している時間は意外に短いことから、話し中・通信中には一旦送信をやめ、 冒頭に「至急、至急」と呼び、他局に開けてもらうようにする。

・聞き取り困難なとき

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、 電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。無線機は1m移動しただけで受信状態が大きく変化することもある。

- ウ 通信に際しての留意事項
 - a 携帯局からの通話は、すべて本部に対して行うものとする
 - b 重要通話の優先の原則(救助・避難指示等重要性の通信を優先する)
 - c 簡潔通話の実施の原則
- (3) 全ての通信の途絶等に対する措置

すべての有線及び無線通信が途絶した場合、使者を派遣して情報伝達を行うものとする。

(4) 放送局に対する放送の要請

災害に関する予警報及び災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し、住民へ必要な情報を提供するものとする。(法第57条)

要請は県を通じて行うが、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、放送機関に対し直接要請を行うものとする。

ア 放送要請の指示

総務部長は、各対策部長から要請のあった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認めた場合は、放送連絡責任者に対して、放送要請手続きをとるよう指示するものとする。

イ 放送要請文の作成

放送を必要とする対策部班長は、総務部危機管理班と協議のうえ、要請文を作成する ものとする。要請文には、要請の理由、放送事項、放送日時、系統(対象地域、媒体等)、 その他必要事項を記するものとする。

ウ 放送要請の決定

放送要請の決定は、本部長が決定するものとする。本部長不在の場合は、副本部長が決定するものとする。

エ 放送機関への要請

つなぐ部町民つなぐ班は、県(危機管理課)あるいは各放送機関に、ファクシミリ又は電話等により要請するものとする。

才 災害放送連絡責任者

放送の要請に関する手続きを円滑に実施するため、つなぐ部長を放送連絡責任者とするものとする。

カー放送機関

放 送 機 関 名	電 話 (代表)	電話(直通)	FAX
NHK山形放送局	023-625-9511	023-625-9515	023-633-2842
山形放送㈱(YBC)	092 699 6161	023-622-6360	023-632-5942
川 形 放 送 (株) (I B C)	023-622-6161	023-622-6161 (夜間電話)	
㈱山形テレビ(YTS)	023 - 645 - 1211	023-643-2821	023-644-2496
㈱テレビユー山形(TUY)	023-624-8111	023-624-8114	023-624-8372
(Mさくらんぼテレビジョン (S A Y)	023-628-3900	023-628-3900	023-628-3910
㈱エフェム山形	023-635-2111	023 - 622 - 0804	023 - 625 - 0865

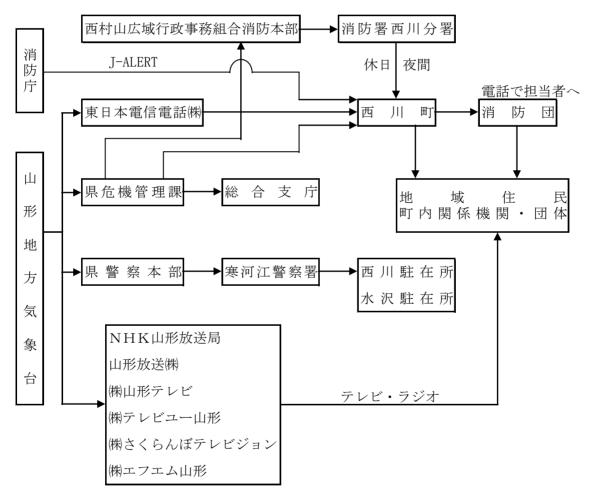
2 災害情報伝達計画

1 計画の方針

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定めるものとする。

- 2 主な実施機関
 - 総務部、つなぐ部、企画財政部
- 3 計画の内容
 - (1) 気象予警報、災害情報の伝達
 - ア 気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、風水害・地震等災害情報の伝達系統 気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、風水害・地震等災害情報に関する情報は、次 の伝達系統により伝達するものとする。

気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、災害情報の伝達系統



イ 住民に対する伝達の方法

気象庁及び山形地方気象台から発表される気象注意報・警報・地震情報及び消防庁から発せられる全国瞬時警報システム(J-ALERT)等、災害に関する情報について、住民に対する伝達は、同報系防災行政無線、タブレット、広報車、サイレン、電話、緊急速報メール、口頭等によるものとする。

(2) 火災警報の伝達

ア 火災警報の伝達基準

消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の規定に基づき、火災警報の発令条

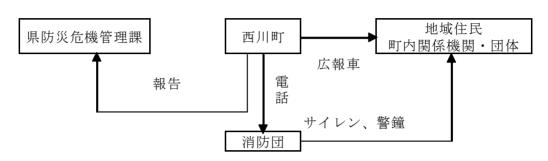
件に従い、町長が発表するものとする。

なお、発表したときは、県(防災危機管理課)に報告するものとする。

イ 火災警報の伝達系統

火災警報の伝達系統は、次のとおりとする。

火災警報の伝達系統



(3) 異常な現象の通報

- ア 対象となる異常現象・気象
 - a 異常現象

水面の昇降、地表面の亀裂、地すべり、異常出水、浸水、漏水等

b 地震に関する事項

数日以上にわたり頻繁に感ずるような地震

- イ 災害発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官 に通報しなければならない。
- ウ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。
- エ 町長又は町長からその委任を受けた町の職員は、状況に応じて法第65条に基づき、応 急措置従事命令の権限を行使するものとする。
- オ 通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく関係する機関に通報しなければならない。
- (4) 伝達不可能時の対応

災害の発生その他の事故により警報等の伝達ができないときは、関係機関は相互に連絡をとり、警報等が速やかに住民に周知徹底するよう応急的な措置を講ずるものとする。

4 資料編

① 気象予警報等の種類及び発表基準 (資料編89頁)

② 気象庁震度階級解説表(抜粋) (資料編96頁)

③ 消防法で定める火災気象通報及び火災警報 (資料編95頁)

3 被災情報収集伝達計画

1 計画の方針

防災活動体制の万全を図るため、被害状況等の迅速かつ的確な報告要領等について定める ものとする。

2 主な実施機関

関係各部、総務部

- 3 計画の内容
 - (1) 被害調査要領

災害現地調査は次の要領により行うものとする。

- ア 発災初期には、全庁を挙げて人命救助に必要な情報の収集体制をとるものとする。
- イ 現地調査は、関係機関、諸団体、自主防災組織等の応援を求め実施するものとする。
- ウ 被害調査にあたっては、県計画における被害判定基準の定めるところにより、被害認 定するものとする。
- エ 被害が甚大で、被害状況等の把握及び被害調査が不可能のとき、あるいは、被害調査 に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。
- オ 状況の把握、被害調査については、警察、総合支庁等県機関及び他の関係機関と密接 な連絡をとり実施するものとする。
- (2) 被災状況等の報告

ア 発災直後

町は、被害が発生した場合は、人的被害、建物被害状況等の情報を収集し、総合支庁 に報告するものとする。

a 震度4以上の地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災及び土砂 災害の発生状況等の情報を収集し、総合支庁に報告する。

ただし、緊急を要する場合には、県(防災危機管理課)に直接報告するものとする。 なお、通信途絶等により県(防災危機管理課)との連絡がとれない場合は、直接総務 省消防庁に報告するものとする。

災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

b 災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部(防災危機管理課)及び総務省消防庁に報告する。

イ 応急対策活動期

把握した被災状況、応急対策活動状況及び本部の設置状況等を総合支庁に報告するものとする。

ウ 報告要領

報告の種類、内容、時期等については、山形県災害報告取扱要領、被害判定基準の定めるところによる。報告は原則として県防災行政無線、ファクシミリにより速やかに報告するものとする。これが難しい場合は、一般電話、緊急電話、非常電報、緊急電報等を活用して行うものとする。

	報告の	の種類	į		様	式	摘 要	提出期限
災	害	速	報	第	1	号	災害が発生するおそれのある場合、ま たは災害が発生したが被害(状況)が 把握できないとき	
災	害	情	報	第 2	2 号~第	9 13 号	災害が発生したとき	即時及び被害状況、対応状況の 変動に伴い順次
災	害中	間執	3 告	第	1 4	号		危機管理課が指示するとき以 降順次
災	害確	定報	是告					応急対策を終了した 10 日以内
災	:害	年	報	第	1 5	号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものと	2日15日

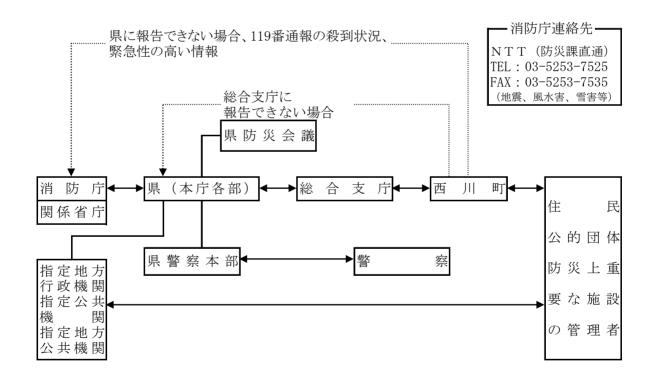
報告の種類及び期日

エ 災害情報の報告系統

災害情報の報告系統は次のとおりとする。

する

災害情報の報告系統



- (注) 1 国(総務省消防庁)への報告には、法53条の規定に基づく内閣総理大臣への報告及び消防 組織法第40条の規定に基づく消防庁長官への報告がある。
 - 2 市町村から県に報告できない場合には、国(総務省消防庁)に直接報告を行うほか、119 番通報が殺到した場合等には市町村から県に加えて直接国(総務省消防庁)にも報告を行う ものである。

(4) 資料編

① 山形県災害報告取扱要領

(資料編68頁)

② 被害判定基準

(資料編 100 頁)

第4節 災害広報·報道計画

1 計画の方針

災害時における人心の安定と、災害応急対策の円滑かつ効果的な実施のため、迅速かつ的確な災害広報及び報道機関に対する情報の伝達について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、つなぐ部、企画財政部、町民部

3 計画の内容

- (1) 災害広報活動の要領
 - ア 広報の内容
 - 一般住民に対する広報の内容は、概ね次のとおりとする。
 - a 警戒段階
 - 気象予警報等
 - ・雨量に関する情報
 - ・河川水位に関する情報
 - ・災害警戒区域等に関する情報
 - b 避難段階

避難段階における広報の内容は、本計画第3編第1章第5節「避難計画」のとおりとする。

- c 救援段階
 - •安否情報
 - ・避難、医療、救護及び衛生に関する情報
 - ・給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
 - ・電線の感電注意等の留意事項
 - ・交通停滞解消への協力
 - ・ 電話混雑解消への協力
 - ・道路、水道、電気等のライフラインの被害と復旧見込み
 - ・生活再建、仮設住宅、教育及び復旧・復興計画に関する情報
 - ・その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

イ 広報の手段

広報は次の方法により実施するものとするが、災害の規模、態様に応じて最も有効と認められるものを利用するものとする。

- a 防災行政無線及びタブレットによる放送
- b 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示・回覧
- c サイレン
- d 消防団員等による口頭伝達
- e 町内会等を通じた情報伝達
- f 県を通じての報道依頼(必要に応じて報道機関へ直接依頼)
- g 緊急速報メール、インターネットの活用

h その他

特に避難の指示の伝達等緊急を要する情報は、あらゆる手段を用いて伝達するよう徹底 を図るものとする。

ウ報道

報道機関に対する災害情報の伝達は、各防災関係機関の広報担当部局において公表すべき情報の取りまとめを行い、適宜その情報を提供するものとする。また、町が行う報道機関に対する情報の伝達の担当は、つなぐ部町民つなぐ班とする。

(2) 災害広聴体制の整備

被災者からの相談・要望・苦情等を受付け、適切な処置を行うため、次のような体制を整備し、広聴活動の展開を図るものとする。

- ア 被災住民の相談に応じる窓口の開設は、町民部町民窓口班が担当するものとする。
- イ 避難所等に臨時被災相談所を設け、相談・要望・苦情等を聴取し、速やかに関係各部班 に連絡して早期解決に努めるものとする。
- ウ 避難所に相談所が設置されない場合は、各避難所の責任者が相談等に応じるものとする。

(3) 応援の要請

町は、応急対策に係る広報及び情報の伝達を放送局のテレビ・ラジオ放送により行う必要がある場合は、県に対し、その要請を行うものとする。

第5節 避難計画

1 計画の方針

災害により危険が急迫している場合に、地域住民の自主的避難並びに住民を安全な場所に避 難させるための指示などの避難行動について定めるものとする。

2 主な実施機関

町長 (災害全般)

水防管理者 (洪水)

知事又はその命を受けた職員(洪水、地すべり)

警察官 (災害全般)

自衛隊 (災害全般)

3 計画の内容

(1) 住民等の自主的避難

住民等は、危険が切迫し又は現に被災したことにより自主的に避難するときは、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するものとする。

また、避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、老人、避難行動要支援者等の安全確保と避難の補助に努めるものとする。

(2) 避難指示等の実施責任者

避難指示は、法第60条に基づき、原則として町長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する 場合もある。

また、必要に応じて町長は、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、助言を求めることができる。

具体的には、次の表のとおり。

警戒レベル 避難情報等	実施責任者	措置	実 施 の 基 準				
高齢者等避難	町 長	高齢者等の要配慮者へ の避難行動開始の呼び かけ	人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が、避難行動を開始する必要があると認めたとき				
避難指示 4	町 長 (法第60条第1項 及び第2項)	立ち退き及び立ち退き 先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、住民の生命及び身体を災害から保護し、他 災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき				
緊急安全確保	町 長 (法第 60 条第 3 項)	屋内での待避その他の 屋内における避難のた めの安全確保の指示	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に 危険が及ぶおそれがあると認めるとき				

避	知事及びその命を受けた者 (水防法第29条、 地すべり等防止法 第25条)	立ち退きの指示	・町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ・洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
難	水防管理者 (水防法第 29 条)	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫し ていると認められるとき
0)	警察官 (法第 61 条第 1		町長が避難のため、立ち退きを指示することができないと認められるとき
指	項、 警察官職務執行 法	立ち退き及び立ち退き 先の指示、警告	重大な被害が切迫したと認められるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害
示	第4条第1項)		を受けるおそれがある者に対し、 必要な限度で避難等の措置をと る
等	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	避難について必要な措 置	災害により危険な事態が生じた 場合において警察官がその場に いない場合に限り災害派遣を命 じられた部隊等の自衛官は避難 について必要な措置をとる

(3) 避難指示、報告及び通知等

ア町長

a 避難指示

住民の安全確保を最優先とし、指示が遅れることのないよう留意するとともに、立ち 退きを指示した場合は、現地に避難誘導員を派遣するものとする。

b 報告・通知等



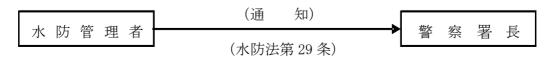
(注) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告するものとする。

イ 水防管理者

a 指示

水防管理者は、洪水により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者 に対し、避難の立ち退きを指示するものとする。

b 報告・通知等



ウ 知事又はその命を受けた者

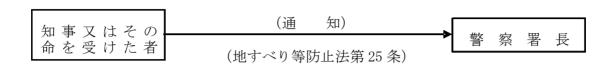
a 洪水のための指示

上記の「水防管理者の指示」と同じ

b 地すべりのための指示

地すべりにより危険性が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、 避難の立ち退きを指示するものとする。

c 報告·通知等



工 警察官

a 警察官職務執行法第4条第1項による措置

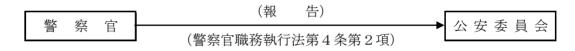
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し及び危害を受けるおそれがあるものを避難させ又は必要と認められる措置をとるものとする。

b 法第61条による指示

町長による避難の指示ができないと認めるとき又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難の立ち退きを指示するものとする。

c 報告・指示等

a の場合



bの場合



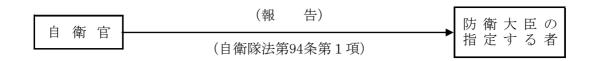
(注) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する ものとする。

才 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとるものとする。

b 報告·通知等



(4) 避難指示等の内容等

ア 避難指示等の内容

避難指示等の発令については、対象となる災害を①河川洪水、②土砂災害、③林野火災、 ④大規模地震の4種類とし、以下の基準を参考に、各種防災気象情報、現地情報等を収集し 総合的に判断し、町長が必要と認めたときに発令するものとする。

a. 河川洪水

洪水の発生は寒河江川とその支流で起こりうることから、町は町職員や消防職員等による 警戒区域等の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、山形地方気 台、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い避難指示の対象となる「避難 すべき区域」を判断する。避難所、避難施設については資料編のとおりとする。

【具体的な基準】

町長が避難指示等を発令する際は以下の基準を参考に、指定河川洪水予報、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)、水位情報(警戒水位(※1)、危険水位(※2)等)、気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

	具体的な基準			
	寒河江ダム「緊急放流(異常洪水時防災操作)			
避難指示	3時間前通知(通知7)」を受信したとき。			
	もしくは河川氾濫のおそれがあるとき。			

- (※1) 水防活動を行う指標となる水位であり、消防団が出動する水位
- (※2) 洪水により氾濫の起こるおそれがある水位

b. 土砂災害

【避難すべき区域・避難所】

土砂災害発生のおそれのある警戒区域等は町内のあらゆる箇所に点在していることから、町は町職員や消防職員等による警戒区域等の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、山形地方気象台、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い避難指示の対象となる「避難すべき区域」を判断する。

避難所、避難施設については資料編のとおりとする。

【具体的な基準】

町長が避難指示等を発令する際は①避難指示等発令判断基準及び②5段階警戒レベルを 参考に、気象予測や土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含めて総合的に判断し発令 するものとする。

①避難指示等発令判断基準

警戒レベル	たみマ数却ひが 明		積	算雨量等による基準	
避難指示等	気象予警報及び現 地情報等による基 準	土砂災害警戒システムに よる基準	前日までの連続 雨量が100mm以上 あった場合	前日までの連続 雨量が10mm~ 100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
高齢者等避難	①大雨警報が発表され、かつ、1時間雨量50mmを超えたとき。 ②近隣で前兆現象 (湧き水・地下水の 濁り、量の変化)が発見される。	レベル3となったとき (実況または1~2時間 先予想で大雨警報の土壌 雨量指数を超過)	当日の日雨量が 50mmを超えたと き。	当日の日雨量が 80mmを超えたと き。	当日の日雨量 が100mmを超え たとき。
避難指示警戒レベル4	①土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ②近隣で前兆現象(渓流付近・道路等にクラ発生)が発見される。 ③近隣で土砂災害が発生するおそれがある。 ④近隣で土砂移動現象、流大の流出、斜面の亀裂等)が発見される。	レベル4となったとき (1~2時間先予想で土 砂災害警戒情報の基準を 超過)	①当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mmが利果が30mmが利果が30mmが利用が高い、一型は一型は一型は一型がある。 ② 避難 に 一型 (変数を) できる (変数を) (変数を	①当日の日雨量が80mmを超え、時間雨を超れるの間でである。 ②避難には、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	①量え、100mmを量が、100mmを量が、100mmを量が、100mmを量が、100mmを量が、100mmを量が、100mmを量が、20mmで、20mm

(※3) 山形県河川・砂防情報システムにおける各観測所

(※4) 山形県河川・砂防情報システムにおける危険度メッシュの雨量判定図による。

②5段階警戒レベル

警戒レベル	避難行動等	避難指示等	防災気象情報
警戒レベル5	既に災害が発生している可能性が極	緊急安全確保	大雨特別警報等
	めて高い状況。		土砂キキクル(大雨
	命の危険が迫っているため直ちに身		警報 (土砂災害) の
	の安全を確保。		危険度分布) で「災
			害切迫」(黒)の表
			示
警戒レベル4	危険な場所から全員避難。	避難指示	土砂災害警戒情報
	公的避難場所までの移動が危険と思		土砂キキクル(大雨
	われる場合は、知人宅や親戚宅、また		警報 (土砂災害) の
	は、自宅内より安全な場所に避難。		危険度分布) で「危
			険」(紫)の表示
警戒レベル3	避難に時間を要する方は避難開始。そ	高齢者等避難	大雨警報
	の他の方は避難の準備。		洪水警報
			土砂キキクル(大雨
			警報 (土砂災害) の
			危険度分布)で「警
			戒」(赤)の表示
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等によ	(注意喚起)	大雨注意報
	り、自らの避難行動を確認するものと		洪水注意報
	する。		土砂キキクル(大雨
			警報 (土砂災害) の
			危険度分布)で「注
			意」(黄)の表示
警戒レベル1	災害への心構えを高めるものとする。	(注意喚起)	早期注意情報

【防災対応タイムライン】

前線や台風等による土砂災害は地震やゲリラ豪雨等と異なり数日前からある程度予測可能であり、 事前に被害発生を前提とした対応策を整備して有事の際に実行することにより、被害を最小化するこ とが可能になる。

災害の発生時までに町民の避難を完了させ、生命を守ることを目標としたタイムラインを作成する。

前線、台風等に伴う土砂等災害に関する西川町タイムライン(防災行動事前対応計画)

4000		:伴う土砂等災害に関する西川町タイムラ 西川	町	mr E 44
タイムライン	気象情報	17/1	担当部・班	町民等
- 120 h	○ / G Z +0 /(N/m+)			~~~;~;~~;~~;~~
	○ 台風予報(随時)			○ テレビ、ラジオ、インターネット 等による気象警報等の確認
- 96 h				
		準備体制		
- 72 h	○ 台風に関する気象庁記者会見 (随時)	→ 順体制○ 連絡体制の確認・調整	総務部危機管理班	○ テレビ、ラジオ、インターネット
		○ 防災行政無線の確認	総務部危機管理班	等による気象警報等の確認
- 48 h				
	○ 降雨予報(随時)	○ 避難所の確認・調整	総務部危機管理班	○ ハザードマップ等による避難所・ 避難ルートの確認
	○ 山形県気象警報・注意報(随時)	○ 資機材の確認・確保	総務部危機管理班 建設部建設班	American in the same factors
- 24 h	○ 十三分奏和 沖上が幸和が主	〇 等 _ 为和进 (《李·马··· 数字证》		○ 昨巛 光以の海無
	○ 大雨注意報、洪水注意報発表	〇 第一次配備(災害対策警戒班)	総務部危機管理班 みどり共創部農政班	○ 防災グッツの準備
			みどり共創部森林活用班 建設部建設班	
			建設部上下水道班 消防部常備消防班	
		○ 情報収集(雨量等)開始○ 関係各対策部・班、消防分署、消防	総務部危機管理班 総務部危機管理班	
		団等への情報提供 ○ 関係機関(区長・国・県等)との連	総務部危機管理班	
- 6 h		○ 関係機関(区長・国・県等) との連 絡・調整	松仂印凡懷官理班	
<u> </u>	○ 大雨警報、洪水警報発表	〇 第二次配備(災害対策警戒班)	総務部総務班 総務部危機管理班	○ 防災行政無線、タブレット、テレビ、ラジオ、インターネット 準
			総務部大井沢支所班	ビ、ラジオ、インターネット、携帯メール等による大雨等の状況確
			健康福祉部健康推進班 健康福祉部在宅支援班	認(随時) ○ 自宅保全
	○ 大雨特別警報発表		健康福祉部地域包括支援センター班 みどり共創部農政班	
	○ 寒河江ダム・水ケ瀞ダム放流開始通知 (随時)		みどり共創部森林活用事業班 建設部管理班	
			建設部建設班 建設部上下水道班	
			教育総務部教育総務班 生涯学習部生涯学習班	
			生涯学習部社会体育施設班 消防部常備消防班	
- 4 h		警戒体制 (※宝台等連絡主部)		
		O 第三次配備(災害対策連絡本部)	対策部長全員 総務部総務班	
			総務部危機管理班 総務部大井沢支所班	
			企画財政部デジタル推進班 つなぐ部町民つなぐ班	
			健康福祉部健康推進班 健康福祉部在宅支援班	
			健康福祉部包括支援センター班 みどり共創部農政班	
			みどり共創部森林活用事業班 建設部管理班	
			建設部建設班	
			建設部上下水道班 教育総務部教育総務班	
			生涯学習部生涯学習班 生涯学習部社会体育施設班	
		○ 現場パトロール開始	消防部常備消防班 農林部	
		○ 高齢者等避難の発令準備	建設部 総務部危機管理班	
		○ 避難所の開設準備	健康福祉部地域包括支援センター班	
		○ 現場パトロールの強化	農林部 建設部	
— 3 h		〇 第四次配備(災害対策本部)	対策部・班全員	
		○ 高齢者等避難の発令	総務部危機管理班	○ 防災行政無線、タブレット等による高齢者等避難の受信
		○ 避難所の開設○ 消防団等出動	健康福祉部在宅支援班 消防部消防団員班	
		高齢者等避難		危険な場所から高齢者等
		○ 避難指示の発令	総務部危機管理班	○ 防災行政無線、タブレット等によ
			THE STATE OF THE PARTY OF THE STATE OF THE S	○ 例列刊以無線、タブレット寺によ る避難指示の受信
		非常体制 避難指示 [<u> </u>	危険な場所から全員避難
— 2 h		○ 緊急安全確保の発令	総務部危機管理班	○ 防災行政無線、タブレット等によ
				る緊急安全確保の受信
0 1-		緊急安全確保	I	命の危険 直ちに安全確保
0 h	~~~	○ 避難者への支援	健康福祉部地域包括支援センター班	20g 总任 607 PA
少耄	災害発生			避難解除
~ L				

※気象情報発表のタイミング等について ※日中、夜間、あるいは事象等によってタイミング等が異なります。 は事象等によって異なります。

c. 林野火災

【避難すべき区域・避難所】

災害の特性上、災害発生後に避難指示等を行うことになる。町は町職員や消防職員等による警戒区域等の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、 気象官署等との情報交換を行い避難指示の対象となる「避難すべき区域・避難所」を判断するものとする。

【具体的な基準】

町長が避難指示等を発令する際は以下の基準を参考に、気象予測や林野火災発生箇所 の巡視等からの報告を含めて総合的に判断し発令するものとする。

高齢者等避難	2時間後に延焼範囲が避難対象区域に達すると予想されるとき。
避難指示	①1時間後に延焼範囲が避難対象区域に達すると予想されるとき。
	②延焼により生命の危険にさらされることが明らかなとき。

d. 大規模地震

【避難すべき区域・避難所】

災害の特性上、災害発生後に避難指示等を行うことになる。家屋倒壊や火災の発生、 土砂災害等が予想されるため、緊急の対応が必要となる。町は町職員や消防職員等による警戒区域等の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、山形 地方気象台、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い避難指示等の対象となる区 域を判断するものとする。地震発生時の一時避難所は防災計画に定める避難所とし、避 難施設は地震収束後に状況を判断し設置するものとする。

【具体的な基準】

町長が避難指示等を発令する際は以下の基準を参考に、気象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断し発令するものとする。

		積算雨量等による基準			
	降雨がない場合	前日までの連続雨量が	前日までの連続雨量が	並口までの吹声がわい担 人	
		100mm以上あった場合	10mm~100mmあった場合	前日までの降雨がない場合	
		①町内で震度4の地震が	①町内で震度4の地震が	①町内で震度4の地震が観	
	①町内で震度5弱	観測され、当日の日雨量	観測され、当日の日雨量	測され、当日の日雨量が	
	から5強の地震が	が50mmを超えたとき。	が80mmを超えたとき。	100mmを超えたとき。	
避難指示	観測されたとき。	②町内で震度5弱から5	②町内で震度5弱から5	②町内で震度5弱から5強	
D工夫比1日 / Jへ	②町内で震度 6 弱	強の地震が観測され、当	強の地震が観測され、当	の地震が観測され当日の日	
	の地震が観測され	日の日雨量が50mmを超	日の日雨量が80mmを超	雨量が100mmを超え、時間雨	
	たとき。	え、時間雨量が30mm以上	え、時間雨量が30mm以上	量が30mm以上の強い雨が予	
		の強い雨が予想される。	の強い雨が予想される。	想される。	

- e. その他突発的な災害の発生するおそれがあるとき
 - イ 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して実施するものとする。

- a 避難指示等の対象地域
- b 避難先
- c 避難経路
- d 避難指示等の理由
- e 注意事項(戸締まり、携行品、服装等)
- ウ 避難指示等の住民への周知
 - a 住民への周知

避難指示等の住民への周知は、関係機関の協力を得て、次の方法のうちから最も適切な方法で行うものとする。また、必要に応じて下記の方法を併用して行うものとする。

- ・防災行政無線及びタブレットによる周知
- ・広報車等による周知
- ・放送等による周知
- ・口頭による周知
- ・緊急凍報メールによる周知
- ・ホームページによる周知
- ・その他有効な伝達方法、手段により周知するものとする
- b 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者避難支援プランに基づき高齢者、障がい者、外国人等避難行動要支援者への避難指示・誘導等を行う。

- エ 避難活動及び携行品の制限
 - a 避難活動

避難時における混乱と事故防止及び避難を円滑に行うため、避難誘導員(消防団員)をその都度配置し、避難場所の位置、経路等を必要箇所に掲示し、避難に対して万全を期すものとする。自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、町が車両等により移送するものとする。

また、必要に応じて寒河江警察署等に避難場所を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請するものとする。

オ避難の順位

住民の避難の順位は、老人、幼児、傷病者及び婦女子を優先とし、防災活動に従事できるものは最後に避難させるものとする。

カ 携行品の制限

避難のための立ち退きにあたっての携行品については、地勢、天候、季節等により異なるが、その状況に応じて最小限に止めるよう指導し、円滑な避難が行えるように努めるものとする。

キ 誘導に際しての注意事項

- a 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、 安全な経路を選定する。なお、万が一の場合の安全を考え、避難経路は2箇所以上を選 定するものとする。
- b 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
- c 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。

(5) 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定するものとする。警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知するものとする。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害種類	設置権者	根拠	備考
	市町村長又はその委任 を受けて市町村長の職 権を行う市町村の吏員	法第 63 条第 1 項	
災害全般	警 察 官	法第 63 条第 2 項	市町村長又はその委任を受けて市町村長の 職権を行う市町村の吏員が現場にいないと
般	海上保安官	法第 63 条第 2 項	き、又はこれらの者から要求のあったとき
	災害派遣を命じられた 自衛隊部隊等の自衛官	法第 63 条第 3 項	市町村長又はその委任を受けて市町村長の 職権を行う市町村の吏員が現場にいないと きに限る
مار	消防吏員・消防団員	消防法第 28 条第 1 項	
火災	警察官	消防法第 28 条第 2 項	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいな いときに限る
	水防団長・水防団員	水防法第 21 条第 1 項	
→ v	消防吏員・消防団員	水防法第21条第1項	
水 災 	警 察 官	水防法第21条第2項	水防団長、水防団員、消防吏員若しくは消 防団員がいないとき又はこれらの者から要 求のあったとき
水	消防吏員・消防団員	消防法第36条第7項	
災 以 外	警 察 官	消防法第36条第7項	消防吏員又は消防団員が火災及び水災以外 の災害現場にいないときに限る

- ※ 警戒区域を設定する場合は、標識、なわ張り等により警戒区域を表示するものとする。
- (6) ひとり暮らしの高齢者、要介護高齢者等の避難

避難行動要支援者避難支援プランにより避難するものとし、潜在的避難行動要支援者の把握に努め、隣接住民の協力体制についてあらかじめ検討しておくものとする。

(7) 学校等における避難対策

学校、社会福祉施設等、多数の者が出入りする施設の防火責任者等は、あらかじめ定めて ある消防計画に基づき、迅速な避難体制を確保するものとする。

(8) 広域避難

災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化に鑑み、町外への広域的な避難所への受入れが必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接要請し、他の都道府県への受入れについては、県に対し他の都道府県への避難要請を行うものとする。

第6節 避難所運営計画

1 計画の方針

災害が発生した場合に、避難所の的確かつ円滑な運営について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、健康福祉部、生涯学習部 自主防災組織

3 計画の内容

(1) 避難所の開設

町は、住民に避難指示をした場合、又は避難地に避難した住民が住家の倒壊等により受入れが必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡して受け入れるよう指示するものとする。

ア 開設期間

災害が発生した日から概ね7日以内とする。

イ 費用

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を越えない範囲とする。

ウ 受入れ対象者

災害によって現に被害を受けた者のほか、災害によって被害をうけるおそれのある者。

エ 管理責任者等の指定

避難所を開設したときは、管理責任者、運営リーダーを選出し、管理運営及び受入れ者 の保護にあたるものとする。

オ 避難者数の把握

避難者名簿を作成し、避難者の人数及びその内訳を把握するものとする。

カ物資等の調達

避難所の状況等を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行うものとする。

キ 通信手段の確保

避難所と役場との通信手段を確保するものとする。

ク 感染症対策

感染症まん延時の避難所開設にあたり、避難者受け入れ時に検温・問診を実施し感染防止対策を図るものとする。

(2) 指定避難所(地)

町は、あらかじめ避難所(地)を指定し、住民に周知徹底を図るものとする。

(3) 避難所開設の周知及び報告

ア 避難所の周知

避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する ものとする。

イ 避難所開設の報告

町長は、避難所を開設したときは、直ちに県知事、警察、消防署等関係機関に対し、開

設の状況を報告するものとする。

- a 避難所開設の日時、場所
- b 避難所開設の目的
- c 筒所数及び受入れ人数
- d 開設期間の見込み
- e その他必要事項
- (4) 避難所の運営管理

ア 運営管理体制

避難所の管理責任者及び運営リーダーと協議し、女性を含めた運営管理組織を設置する。 運営にあたっては、自主的な運営体制となるよう原則として自主防災組織や区等により行う ものとする。

- イ 避難所における生活環境の整備
 - a 避難者の栄養、健康管理

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品(下着、生理用品等)の確保に努めるとともに、栄養及び健康管理に十分留意するよう努めるものとする。

b 衛生、給食及び給水等対策

食料、飲料水、仮設トイレ、仮設風呂等の確保に努めるものとする。

c プライバシー保護

間仕切りなどを設置し、プライバシーの保護に努めるものとする。

- d 避難行動要支援者に配慮した環境整備
 - ①専用スペースの確保に配慮するものとする。
 - ②医療・保健福祉サービスが適切に行われるよう配慮するものとする。
- e 男女のニーズの違いに配慮した環境整備

男女のニーズの違いへの配慮、避難所での妊産婦・子育て家庭などへの配慮及び安全・ 安心の確保に努めるものとする。

f 感染症対策

感染症まん延時の避難所運営にあたり、アルコール消毒の確保、マスク着用の推進、避 難者間の距離の確保、間仕切りの設置等を実施し感染防止対策を図るものとする。

ウ 秩序ある避難生活

避難者等は、避難所の混乱回避及び生活環境悪化防止のため、ごみ処理及び洗濯等生活上のルールを遵守し、秩序ある避難生活に努めるものとする。

4 資料編

(1) 第一次避難場所

(資料編257頁)

(2) 避難所開設場所

(資料編257頁)

第7節 救出・救急計画

1 計画の方針

災害により生命身体が危険な状態にある者に対する救出計画、負傷者を迅速かつ適切に医療機関へ搬送するための救急計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

警察

西川町消防団

3 計画の内容

(1) 救出計画

生き埋め者や行方不明者等の救出を迅速かつ適切に実施するため、次に掲げる対策を講ずるものとする。

ア 救出隊の編成

災害が大規模となったときは、関係機関と協力し、救出隊を編成するものとする。救出隊は、町職員、警察官、消防職団員及び自主防災組織や地域住民により編成し、災害の規模、救出対象者、救出範囲その他事情に応じて要員を確保するものとする。

イ 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町が必要に応じ防災関係機関等に要請し、調達するものとする。

(2) 救急計画

ア 救急搬送にあたっては、負傷者の状況、受入れ医療機関等の状況を把握するとともに、 防災関係機関と連絡を密にして実施するものとする。

イ 道路損壊、交通途絶等の場合又は遠隔地への搬送が必要となった場合は警察、陸上自衛 隊及び県と連絡を密にし、ヘリコプター等による搬送を実施するものとする。

(3) 応援の要請

町は、自らだけでは救出・救急活動が困難と認めたときは、県及び他市町村に応援を要請するものとする。

(4) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合、対象者、期間、経費等については、県災害救助法細則によるものとする。

4 資料編

(1) 救出に必要な機械等の調達先

(資料編 272 頁)

第8節 医療救護計画

1 計画の方針

災害時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、町及び医療機関等が実施する応急医療救護活動について定めるものとする。

2 主な実施期間

健康福祉部、医療部 寒河江市西村山郡医師会 消防署

3 計画の内容

(1) 医療救護活動

ア 医療救護班の編成

町は、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。原則として、救護班1班当たり の編成は次のとおりとする。

医	師	看	護	師	保	健	師	事務職員	自動車操作要員	計
1 /	Λ.		2 人			1人		1人	1人	6人

イ 医療救護の期間

医療は、災害発生の日から原則として 14 日以内とする。また、助産は分娩した日から原則として 7 日以内とする。

ウ情報連絡体制の強化

医療従事者の確保に万全を期すとともに、寒河江市西村山郡医師会、医療機関等との情報連絡体制の強化を図るものとする。

エ 応援の要請

町は、自らだけでの救護が困難と判断した時は、国に対し、厚生労働省が管轄する災害派遣 医療チームDMAT、災害時健康危機管理支援チームDHEAT及び災害派遣精神医療チーム DPAT等の派遣を要請するものとする。

(2) 救護所の設置

町は、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、迅速に医療救護所を設置するものとする。医療救護所に必要な医療従事者については、西川町立病院及び寒河江市西村山郡医師会に要請するとともに、県に対し、日本赤十字社や自衛隊による医療救護班並びに医療救護所開設の派遣を要請するものとする。なお、医療救護所を設置したときは、その旨を住民に周知するものとする。

ア 救護所の医療救護活動

設置した救護所において次の医療救護活動を行うものとする。

- a 初期救急医療(トリアージ [治療の優先順位による患者の振り分け] を伴う医療救護 活動)
- b 災害拠点病院及び一般医療機関への移送手配

- c 医療救護活動の記録
- d 死亡の確認
- e 町災害対策本部へ患者受入れ状況等の報告
- f 感染症患者の対応
- イ 傷病者等の搬送

傷病者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保するものとする。

- a 消防署に、搬送を依頼するものとする。
- b 傷病者の医療機関への搬送は、原則として消防署が行うものとする。
- c 必要に応じて、町公用車等により搬送するものとする。
- d 救護所から医療機関へ搬送する場合で、消防署で対処できない場合は、県に応援を要請するものとする。
- e 緊急に特別な治療を要する傷病者又は遠隔地等への搬送が必要となった場合は、防災 関係機関が所有するヘリコプターにより行うものとする。
- f 感染症が疑われる患者については、保健所等の指導・指示により対応するものとすとる。
- ウ 医薬品、医療資器材の調達
 - a 医療及び助産に必要な医療用資器材等の調達について、日頃より計画しておくものと する。
 - b 備蓄している医薬品等を優先的に、医療及び助産活動に使用するものとし、当該医薬品等が不足したときは、速やかに業者から調達するものとする。
 - c 輸血用血液の供給は、医療機関が県を通じて日本赤十字社山形県支部に依頼するものとする。
- (3) 災害救助法の適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の医療、助産に係る対象者、期間、経費等については、県災 害救助法細則によるものとする。

4 資料編

(1) 医療機関一覧

(資料編259頁)

第2章 応急対策

第1節 水防計画

1 計画の方針

洪水等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎょし、これらによる被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部 消防署 西川町消防団

3 計画の内容

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種	類		発表基準
待	機	水防団員の足止を行う	水位が指定水位に達し、気象状況及び河川状況に より必要と認められたとき
準	備	水防資器材の準備点検・水門等開 閉の準備・水防団幹部の出動等に 対するもの	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき
出	勤	水防団員の出動を通知するもの	水位・流量・その他の河川状況等により警戒水位 を越え又は越えるおそれのあるとき
解	除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情	報	水位の上昇下降・滞水時間・最高 水位の大きさ時刻等、その他水防 活動上必要な状況を通知するとと もに溢水・漏水・崩壊・亀裂その 他河川状況により特に警戒を必要 とする事項を通知するもの	適宜

- ※ ただし、河川の状況により必要がないと認められるときは、「待機」は行わないものとする。
- (2) 監視及び警戒

気象予報・警報等が発表された場合、河川の増水や地すべり、台風の接近等がある場合は、 水防上危険な箇所を随時巡視するものとする。

- (3) 通報連絡体制
 - 一般加入電話(携帯電話を含む)、防災行政無線を活用して連絡にあたるものとする。
- (4) 水防作業

水防作業が必要となった場合には、最良の工法を用いて、被害を最小限にくい止めるものとする。

(5) 広報

次の各項に該当する情報を収集したときは、下流地域の関係機関に周知し、関係住民に広報するものとする。

- a 洪水予報、警報の通知を受けたとき
- b 洪水又は洪水のおそれがあるとき
- c 放流の影響がきわめて大きなダム等の放流の通知を受けたとき

第2節 消防活動計画

1 計画の方針

火災による被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、迅速かつ適切な消防活動について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

西川町消防団

3 計画の内容

(1) 消防団による消防活動

ア 出火防止

災害により火災等の発生が予測される場合は、付近の地域住民に対し、出火防止(火気 取扱の停止、ガス・電気の使用中止等)を広報するとともに、出火した場合は地域住民、 自主防災組織と協力して初期消火にあたるものとする。

イ 消防活動

消防署と連携して、迅速かつ効果的な消防活動を行うものとする。

(2) 消防署による消防活動

ア 情報収集、伝達

a 火災情報の把握

119番通報、駆けつけ、一般加入電話(携帯電話を含む)、消防無線、高所監視等、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整えるものとする。

b 把握結果の緊急報告

消防長は、災害の状況を町長(場合によっては県知事)に対して報告し、応援要請手続きに遅れのないよう働きかけるものとする。

イ 同時多発火災への対応

概ね次の原則に拠るものとする。

a 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行うものとする。

b 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

c 消火可能地域の優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行うものとする。

d 市街地火災消防活動優先の原則

多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先して、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたるものとする。

e 重要対象物の優先の原則

重要対象物周辺と他の一般地域から同時に出火した場合は、重要対象物を防護し、そのうえで必要な消防活動を行うものとする。

f 火災現場活動での原則

- ・ 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命安全確保を最優先とし、幹線避難路 を確保した延焼拡大防止及び救助・救急活動の成算等を総合的に決断し、行動を決定 するものとする。
- ・ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧するものとする。
- ・ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし 道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を防止するも のとする。

(3) 応援の要請

町は自らの消防力をもってしても火災の鎮圧が困難な場合は、「山形県広域消防相互応援協定書」及び「山形県広域消防応援隊に関する覚書」に基づき、他の市町村等への応援を要請するものとする。

4 資料編

(1)	山形県広域消防相互応援協定書	(資料編 108 頁)
(2)	山形県広域消防相互応援協定運用について	(資料編 110 頁)
(3)	山形県消防広域応援隊に関する覚書	(資料編 121 頁)
(4)	西川町消防計画	(資料編 193 頁)

第3節 林野火災計画

1 計画の方針

林野火災の発生に対し、その延焼を最小限にくい止めるため、迅速かつ適切な消防活動について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

山形森林管理署

西村山地方森林組合

消防署

西川町消防団

3 計画の内容

- (1) 地上からの消防活動
 - ア 東北森林管理局山形森林管理署、西村山地方森林組合等と相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画に定めるところにより、一致協力して消防活動を実施するものとする。
 - イ 林野火災は、発生時の気象条件により広域的に延焼拡大するおそれが強いため、近隣の 市町村と連絡を密にするとともに、必要に応じて応援を要請するものとする。
- (2) 空中からの消防活動

ア 災害派遣依頼

地上での消防活動では、消火が困難でありヘリコプターによる空中消火が必要と認める ときは、県に対し、消防防災ヘリコプターの出動を要請し又は自衛隊のヘリコプターの災 害派遣要請を依頼するものとする。

イ 受入体制の整備

- a 空中消火基地 (ヘリポート) の設置
- b 空中消火用資機材の輸送体制の整備
- ウ 作業要員の編成

空中消火を実施するヘリコプターを有効に活用するため、各作業に従事する要員を編成し、消火薬剤の補給作業を行うものとする。

エ 現場指揮本部の設置

空中消火が必要な大規模な林野火災における消防活動組織は、他の市町村、警察、陸上 自衛隊の派遣部隊等を含め大規模になってくるため、これら防災機関相互の連絡調整等を 行い統一的な消防活動を実施するため、必要に応じて現場指揮本部を設置するものとする。

(3) 応援の要請

町は自らの消防力をもってしても火災の鎮圧が困難な場合は、「山形県広域消防相互応援協定書」に基づき、他の市町村等への応援を要請するものとする。

また、空中消火による消防活動を必要とする場合は、県に対し、空中消火資機材の借受申請及び陸上自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。

4 資料編

【 第3編 災害応急対策計画 】

(1)	山形県林野火災用空中消火資機材等管理及び貸付要綱	(資料編 58 頁)
(2)	山形県広域消防相互応援協定書	(資料編 108 頁)
(3)	山形県広域消防相互応援協定運用について	(資料編 110 頁)
(4)	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	(資料編 118 貢)
(5)	自衛隊派遣要請書	(資料編 284 頁)

第4節 技術者等動員計画

1 計画の方針

災害時における応急活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な技術者及び労務者等の確保について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部 総合支庁 消防署

3 計画の内容

(1) 技術者の派遣依頼

本部の各対策部において、職員及び災害対策の技術者に不足を生じた場合は、総務部長に職員及び技術者等の派遣依頼を申し出るものとする。

従事命令及び協力命令の種類、根拠、対象者、補償等は次のとおりである。

ア 従事命令等の種類と執行者

	対策作業			命令区分	根拠法律	執行者	
《安内与与新年》				従事命令	法第71条第2項	町長(県知事より委任を受けた場合のみ)	
火舌	災害応急対策作業		F釆	協力命令 法第71条第2項		町長(県知事より委任を受けた場合のみ)	
	災害応急対策作業 (災害応急対策全般)			従事命令	法第 65 条第 1 項	町長	
消	消 防 作 業		業	従事命令	消防法第 29 条 第5項	消防吏員 消防団員	
水	防	作	業	水防法第 17 条 第 1 項 河川法第 22 条 第 2 項		水防管理者(町長) 水防団長(消防団長) 消防機関の長	

イ 従事命令等の対象者・補償

命令区分・作業対象	対	象	者	補	償
法による町長の従事命令 (県知事より委任を受け た場合のみ) [災害応急対策]	2. 保健師 3. 土木技 4. 大工、	術者又は類 左官、とて 者、建築業 者	なび看護師 建築技術者 が職 美者及びこれ	従事した者に係 する条例」(昭	ぶ急措置の業務に 系る損害賠償に関 和 37 年山形県条 定めるところによ
法による町長の協力命令	応急措置を	要する者及	なびその近		
(県知事より委任を受け	隣の者				

た場合のみ)		
〔災害応急対策〕		
法による町長の従事命令	町の区域内の住民又は当該応急措	rt
〔災害応急対策全般〕	置を実施すべき現場にある者	・実費弁償はなし
従 事 命 令〔 消 防 作 業 〕	火災現場付近にある者	・災害補償は、山形県消防補償
従 事 命 令	区域内に居住する者又は水防の	等組合の補償条例に定めるとこ
〔水防作業〕	現場にある者	ろによる

ウ 従事命令書

県知事から委任を受けて従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、 又は取り消すときは、公用命令書を交付するものとする。費用については、県の基準によ り行うものとする。

(2) 労務者の確保

災害応急対策を実施する際に不足する労務者の確保は、公共的協力関係団体及び関係業者の協力を得て雇用の確保を行うものとする。また、災害応急復旧現場における危険を伴わない軽作業活動については、奉仕活動団体に応援を要請して実施するものとする。

ア 労務者の雇用

労務者を雇用する範囲は、次の用務とするものとする。

- a 被災者避難に関する用務
- b 医療救護における移送に関する用務
- c 被災者救出のための用務又は機械操作に関する用務
- d 飲料水供給のための用務
- e 救援物資の整理、輸送及び配分のための用務
- f 遺体の捜索及び処理のための用務
- g 災害ごみ収集、処理のための用務
- h 道路、河川の障害除去の用務
- i 応急仮設住宅建設のための用務
- j その他必要とする用務

イ 労務者の賃金

雇用による労務者の賃金は、町の基準額で定められた日額とするものとする。

ウ 奉仕団組織と奉仕活動

奉仕団は、自主防災組織、女性団体、民間協力団体等に協力を要請して編成を行い、危険を伴わない軽作業活動とし、次の労務の種類により適宜、奉仕活動の協力を要請するものとする。

- a 避難所における奉仕活動
- b 炊き出し及び給水の奉仕活動
- c 救援物資の整理、支給の奉仕活動
- d 清掃等の奉仕活動
- e その他必要とする奉仕活動

(3) 応援協力等

ア 町は、地区内で労務者雇用の確保ができない場合又は不足する場合は、県又は近隣の市

町村に対し、斡旋を依頼して労務者の確保を図るものとする。

イ 町は、法第80条第2項の定めるところにより指定公共機関及び指定地方公共機関から応 急措置を実施するための労務者、又は物資等の確保について応援を求められた場合は、これに協力するものとする。

4 資料編

(1) 従事命令書(資料編 349 頁)(2) 変更令書(資料編 349 頁)

(3) 取消令書 (資料編 350 頁)

第5節 応急措置に係る応援計画

1 計画の方針

広域的な防災活動に際し、緊密な連携のもとに積極的な応援体制を確立し、災害応急対策に 万全を期すため、その応援関係について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

3 計画の内容

(1) 広域防災応援関係

大規模な災害に対処するための広域防災応援関係は、次表のとおりである。

		内	<u> </u>		
法律名	条文	応援の内容	応援を要請する者	応援する者	備考
	29 条②	町長等の行う指 定地方行政機関 の長等に対する 職員の派遣の要 請(災害の応急 又は復旧)	町長又は町の委員 会若しくは委員 (以下「町長等」と いう)	指定地方行政 機関の長	委員会又は委員はあ らかじめ町長に協議 を要する (29条3)
	30条①	町長等が県知事 に対し指定地方 行政機関の職員 の派遣の斡旋を 求める(災害の 応急又は復旧)	町長等	指定地方行政 機関(職員)	県知事が斡旋を行う (第30条①②)派遣 を要請された場合、 著しい支障のない限 り適任と認める職員 を派遣する義務があ る(31条)
災害対策基本法	30条②		町長等	県(職員)	派遣職員は、派遣を 受けた町の職員の身 分を合わせ有する (令第17条) (身分の併任)災害 派遣手当の支給(32 条①)派遣職員の身 分取扱い(32条②)
	67条①		町長等	市町村等	応援に従事する者 は、町長等の指揮の 下に行動する (67 条 ②) 応援を受けた長等 が、応援に要した費 用を負担 (92 条)
	68 条①	町長等の県知事 等に対する応援 要求及び応急措 置の実施の要請	町長等	県知事等	同上
	69 条	町が他の地方公 共団体に対し事	町	地方公共団体	消防事務組合も市町 村の中に含まれる地

		務の委託を行う (応急措置)			方自治法 252 の 14、 15 の規定は適用さ れない→施行令 28 条
消防組 織法	39 条①	消防の相互応援	町	県・市町村	相互応援協定 (39条②)
水防法	23 条①	水防管理者が他 の水防管理者、 市町村長・消防 長に対し応援を 求める (水防のため)	水防管理者 (町長)	水防管理者 市町村長 消防長	応援に要した費用は 応援を求めた団体が 負担 (23 条③) 応援のため派遣され た者は要請した水防 管理者の所轄の下に 行動 (23 条②)

(2) 派遣の要請、斡旋及び応援の方法

派遣の要請、斡旋及び応援(以下「要請等」という。)を求める場合は、次の事項について、 とりあえず無線又は電話等によりその要請等を行い、後日速やかに文書により処理するもの とする。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概要
- ウ 要請等を必要とする理由
- エ 要請等を必要とする場所
- オ 要請等により必要とする要員及び資機材
- カ その他必要とする事項

4 資料編

(1)	山形県広域消防相互応援協定書	(資料編 108 頁)
(2)	山形県広域消防相互応援協定運用について	(資料編 110 頁)
(3)	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	(資料編 114 頁)
(4)	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について	(資料編 115 頁)
(5)	山形県消防防災へリコプター応援協定	(資料編 118 頁)
(6)	山形県消防広域応援隊に関する覚書	(資料編 121 頁)

第6節 交通計画

1 計画の方針

災害時における交通の混乱を防止するとともに、道路災害等による事故を防止し、被災者の 避難、物資の輸送等のために必要な交通規制等について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部、みどり共創部 山形河川国道事務所 総合支庁

警察

3 計画の内容

- (1) 交通安全の確保
 - ア 道路状況の把握

道路管理者及び寒河江警察署長は、災害が発生した場合は、直ちに管理(管轄)区域の 交通安全施設、道路、橋梁等の被害、放置車両等による交通の支障の有無を調査し、相互 に情報連絡を行うものとする。

イ 交通規制

- a 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) に基づく規制 (同法第 46 条) 災害時、道路が破損し又は破損等が予想される場合、施設構造の保全や交通の危険を 防止するため、道路管理者は通行を禁止・制限 (重量制限を含む) するものとする。
- b 道路交通法(昭和35年法律第105号)に基づく規制(同法第6条) 災害時、道路における危険防止や交通安全のため、必要があると認められるとき警察 官は、通行を禁止・制限するものとする。
- c 災害対策基本法に基づく規制(同法第76条) 緊急輸送・避難道路確保のため、必要があると認められるとき公安委員会は、道路の 区間を指定し、緊急輸送用以外の車両の通行を禁止・制限するものとする。

ウ 規制の標識等

交通規制をしたときは規制の標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規制の標識を立てることが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて遮断等の措置をとるとともに、現地において交通整理等にあたるものとする。

a 規制標識

「道路法」及び「道路交通法」に基づき規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式によって、また、法に基づいて規制したときは、同法施行規則に定める様式によって表示するものとする。

b 規制条件の表示

道路標識には次の事項を明示して表示するものとする。

- ・禁止制限の種別と対象
- ・規制する区間

- ・規制する期間
- ・規制する理由
- c 迂回路の表示

規制を行ったときは、適当な迂回路を表示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

工 報告

規制を行ったときは、関係機関と相互に緊密な連絡をとり、その周知徹底を図るものと する。

- (2) 緊急輸送・避難道路の確保
 - ア 町は、関係機関と協議し、緊急輸送・避難道路の確保を行うものとする。
 - イ 障害物の除去及び災害復旧

町内の重機を保有する事業所が、発災後速やかに自発的に事業所周辺の道路の障害物の 除去や応急復旧にあたるよう協定を結んでおくものとする。

4 資料編

(1) 救出に必要な機械等の調達先

(資料編 272 頁)

第7節 輸送計画

1 計画の方針

災害時における被災者の避難、物資の輸送等を迅速かつ効果的に実施するため、緊急輸送手 段の確保について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、商工観光部

警察

3 計画の内容

災害時における緊急輸送の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 緊急・救急・避難所支援・応急復旧初期
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
 - イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員物資
 - ウ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
 - エ 食料、水等避難生活に必要な物資
 - オ 傷病者及び被災者の被災以外への移送
 - カ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等及び関連物資
 - キ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

(2) 復旧活動期

- ア 上記(1)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活用品
- 工 郵便物
- オ 廃棄物の搬出
- (2) 緊急輸送手段の確保
 - ア 輸送の方法
 - a 災害輸送は、車両、ヘリコプター、オートバイ、自転車、人力等によるものとし、各 関係機関と協議して行うものとする。
 - b 空中輸送については、県を通じて行うものとする。

イ 車両の確保

災害輸送のため移送人員・物資数量又は緊急度に応じ、関係機関に車両の確保(借上げ 又は依頼)を行うものとする。また、本部で車両の調達が不可能と認められるときは、他 市町村又は県に次の事項(概要)を明らかにして、調達の斡旋を依頼する。

- a 輸送区間及び借上げ期間
- b 輸送人員又は輸送量
- c 車両等の種類及び台数
- d 集積場所及び日時
- e その他必要事項
- ウ燃料の確保調達

輸送用燃料については、災害時に必要に応じて、その都度必要量を直接購入するものとする。調達は地元業者を優先し、地元で調達不可能なときは、隣接市町村で調達するものとする。

エ 緊急輸送車両の確保申請

- a 町は、車両による緊急輸送に際して、緊急輸送車両確認申請書を総合支庁又は警察に 提出し、緊急輸送車両である旨の証明書及び標章の交付を受けるものとする。
- b 標章は車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

4 資料編

(1) 町有車両一覧
 (資料編 266 頁)
 (2) 災害対策用臨時ヘリポート及び設置基準
 (資料編 258 頁)
 (3) 緊急通行車両の標章
 (資料編 357 頁)

第8節 食料供給計画

1 計画の方針

災害により食料を確保することが困難となった場合における、食料を配給し又は炊き出しを 実施する方法について定めるものとする。

2 主な実施機関

みどり共創部、商工観光部

3 計画の内容

- (1) 食料の調達及び供給
 - ア 配給対象者及び数量の把握
 - a 避難所の配給対象者については、それぞれの避難所の施設管理者からの報告により把握するものとする。
 - b 在宅者については、関係機関及び自主防災組織等の協力を得て把握するものとする。
 - c 応急対策従事者については、関係各部班の協力を得て把握するものとする。

イ 食料の調達方法

あらかじめ西川町商工会、さがえ西村山農業協同組合等優先供給協定を締結している事業者から必要に応じ調達するものとする。町だけでは十分な調達ができない場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域応援に関する協定」に基づき、他の市町村に応援要請を行うものとする。

なお、応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

a 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

b 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

また、被害が甚大で他の市町村間の応援が困難な場合又は他の市町村の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対し、必要な食料の供給応援要請を行うものとする。

ウ 調達食料

主食品、乳児食、その他の副食品・調味料、要配慮者向けの食品

工 調達等、集積場所

食品は次の場所に集積し、集積場所ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、管理に万全を期すものとする。

- a 町役場
- b 小、中学校体育館
- c 町民体育館分館
- d 各地区の公民館
- e その他特に必要なときは公共の建物

オ 炊き出し

a 炊き出しは原則として、避難所内又はその近くの適当な場所を選び既存の給食施設若 しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行うものとする。 b 炊き出し要員が不足する場合は、日本赤十字社山形県支部又は県、自衛隊に災害派遣 を要請するとともに、災害ボランティアの活用を図るものとする。

カ配分

被災者への食料の配分にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- a 避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- b 住民への事前周知等による公平な配分
- c 要配慮者への優先配分
- d 避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分
- (2) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の炊き出し、その他による食料の給付の対象者、期間、経費等については、県災害救助法細則の定めるところによる。

4 国によるプッシュ型支援

国は、県や町において正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。

県及び町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第9節 給水計画

1 計画の方針

災害のため、給水施設の破壊又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料に適する水を得ることができない者に対し、応急給水を実施するとともに、被災した諸施設を迅速に復旧し、飲料水の供給体制について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部

3 計画の内容

- (1) 飲料水の供給
 - ア 被災状況の把握
 - a テレメーター監視システム等による運転状況の把握
 - b 職員等の巡視点検による把握
 - c 住民からの通報による配水管や給水管等の漏水又は断水等の把握
 - d 地震の規模や範囲、道路等の把握

イ 給水方法

給水方法については、運搬給水方式は発災直後の混乱期には、人的、物的両面から非常に困難と予想されるため、原則として拠点給水方式を優先するものとする。

- a 拠点給水 (配水池及び避難所に給水施設を設置するものとする。また、緊急代替水源 等には浄水機等を稼動させ、給水基地を設営し、給水する。)
- b 運搬給水(給水車、給水タンク搭載車等により被災地に運搬し、給水する。)
- c 仮設給水(応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置し、給水する。)
- ウ 給水の優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所へ優先して給水するものとする。

エ 住民への周知

住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策の情報を、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

(2) 給水施設の応急措置

災害により給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図るものとする。

ア 資材等の調達

応急復旧資材等は、町において必要最小限確保するものとするが不足したときは、町指 定給水装置工事事業者から調達するものとする。

- イ 応急措置の重点
 - a 有害物質等の混入防止及び井戸等補給用水源の確保
 - b 取水、導水及び浄水施設等の保守点検
 - c 井戸水の消毒使用その他飲料水の最低量確保
- (3) 応援の要請

町は、応急給水の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ給水の実施又はこれに要する要員及び給水資機材について応援を要請するものとする。

(4) 耐震性貯水槽等の有効活用 断水期間が長期化した際は、トイレ用水等の応急的な水が必要となるため、耐震性貯水槽 等の有効活用を図るとともに、計画的な整備を行う。

(5) 災害救助法が適用された場合の措置 災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、県災害救助法 細則の定めるところによる。

4 資料編

(1) 応急給水補給水利施設
 (2) 応急給水資機材
 (資料編 262 頁)
 (3) 町指定給水装置工事業者
 (資料編 263 頁)

第10節 生活必需品等供給計画

1 計画の方針

災害により生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障が生じ又は支障が生 ずるおそれがある場合において、生活必需品等を供給する方法について定めるものとする。

2 主な実施機関

商工観光部

3 計画の内容

(1) 生活必需品等の調達及び配分

ア 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 給(貸) 与品目

- a 寝具(毛布、布団等)
- b 被服 (肌着等)
- c 炊事用具(鍋、炊飯器、包丁等)
- d 食器(茶碗、皿、はし等)
- e 保育用品(ほ乳びん、紙おむつ等)
- f 光熱器具・材料 (マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等)
- g 日用品(石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等)
- h 生理用品
- i 暖房器具

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

ウ 生活必需品等の調達方法

あらかじめ西川町商工会、さがえ西村山農業協同組合等優先供給協定を締結している事業者から必要に応じ調達するものとする。

工 調達等、集積場所

生活必需品等は次の場所に集積し、集積場所ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、 管理に万全を期すものとする。

- a 町役場
- b 小、中学校体育館
- c 町民体育館分館
- d 各地区の公民館
- e その他特に必要なときは公共の建物

才 配分

被災者への生活必需品等の配分にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

a 避難所等における生活必需品等の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配

置

- b 住民への事前周知等による公平な配分
- c 要配慮者への優先配分
- d 避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

(2) 応援の要請

町は、生活必需品等の物資供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ物資供給の実施 又はこれに要する要員及び生活必需品等物資についての応援を要請するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、県災害救助法細則の定めるところによる。

4 国によるプッシュ型支援

国は、県や町において正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。

県及び町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第11節 物資拠点運営計画

1 計画の方針

地震による災害発生時に、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、地域内輸送拠点の運営方法について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

3 計画の内容

(1) 運営体制と運営方法

ア 運営体制

県、町及び県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県が行うものとする。

イ 運営方法

a 地域内輸送拠点への職員等の派遣

輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間 委託業者及びボランティア等を地域内輸送拠点に派遣するものとする。

b 避難所等の物資需要情報の集約

パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理の うえ関係機関への情報提供を行うとともに支援物資の要請をする。

c 物資配送用車両の確保

町は物資配送用車両の確保が困難な場合は、他市町村又は県へ物資配送用車両の確保 についての応援を要請する。

d ボランティアの活用

地域内輸送拠点における業務は、多くの要員を必要とするのでボランティアを積極的 に活用するとともに、交代要員の確保に努めるものとする。

(2) 避難所等への輸送

避難所等までの輸送は、原則として町が実施するものとする。

第12節 防災営農計画

1 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業施設、農作物、家畜、 林産物に対する措置について定めるものとする。

2 主な実施機関

みどり共創部

西川町土地改良区

西村山地方森林組合

さがえ西村山農業協同組合

3 実施内容

- (1) 農地及び農業用施設に対する応急措置
 - ① 農地

町及び西川町土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水等により湛水排除を図るものとする。

② ため池

町及び西川町土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水の恐れのある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水導管を解放し下流への影響を考慮の上、水位の低下に努めるものとする。

③ その他農業用施設

町及び西川町土地改良区は、排水機場、用排水路、頭首工等の農業用施設の保全について、応急工事の実施等適切な措置を行うものとする。

- (2) 農作物に対する応急措置
 - ① 活動体制の確立

町は、農業委員会及び農業関係各機関・団体と協議し、必要に応じて冷干害対策本部及 び農作物病害虫防除対策本部を設置し、災害の予防及び拡大防止に努めるものとする。

冷干害対策本部活動要領及び農作物病害虫防除対策活動要領は別に定めるものとする。

- ② 災害対策技術の指導
 - ア 町は、県及び関係機関・団体と連絡協調を図り、災害時における応急対策技術の指導 を行うものとする。
 - イ 応急対策技術の指導は、各関係機関・団体により指導班を編成し行うものとする。 また、農業異常災害対策速報等を通じ、その周知徹底を図るものとする。
- ③ 種子、農薬品、肥料等の確保
 - ア 水稲種子籾、野菜種等の確保は、県又はさがえ西村山農業協同組合等関係機関・団体 において購入斡旋を行うものとする。
 - イ 農薬、肥料は、関係機関・団体において購入斡旋を行うものとする。
- ④ 病害虫の防除

町は、県及び関係機関・団体と連絡協調を図り対策を検討し、病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るものとする。

(3) 家畜に対する応急措置

① 活動体制の確立

町は、災害対策本部活動要領に定めるもののほか、農業関係機関・団体と協議し、必要に応じ防災活動の措置を講じ災害の拡大防止に努めるものとする。

② 集中飼育施設の確保

町は、県及び畜産関係団体の協力を得て、集中飼育施設及び責任者の確保について地域の実情に応じた管理指導を行うものとする。

③ 飼料の確保

町は、被害地の畜産農家に対し、県及び畜産関係団体の協力を得て、飼料作物等自給飼料について指導し、飼料がひっ迫している場合は、県及び関係機関に飼料の売り渡し等について要請するものとする。

④ 家畜の防疫

町は、各種家畜伝染病の発生の恐れがある場合、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、家畜等の消毒、予防注射等を実施し、家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等のまん延防止措置を講ずるものとする。

- (4) 林産物に対する応急措置
 - ① 活動体制の確立

町は、災害対策本部活動要領に定めるもののほか、林業関係機関・団体と協議し、必要 に応じ防災活動の措置を講じ災害の拡大防止に努めるものとする。

② 災害対策技術の指導

町は、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等、林産物について技術指導を行うものとする。

③ 風倒木の処理指導

町は、風倒木の円滑な搬出等について、西村山地方森林組合の協力を得て、森林所有者 に対し必要な技術指導を行うものとする。

④ 森林病害虫等の防除

町は、森林病害虫等を防除するため、西村山地方森林組合の協力を得て、森林所有者に対しその防除活動について技術指導を行うものとする。

4 応援協力関係

- (1) 町及び西川町土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合、県を通じ東北農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼するものとする。
- (2) 町は、ため池用排水路等について応急工事の実施が困難な場合、県に対し要員及び資機材の確保について応援を要請するものとする。

第13節 防疫計画

1 方針

災害時において、水道の断水、家屋の浸水等の被害による感染症等のまん延を防止するため に、防疫活動の実施について定めるものとする。

2 主な実施機関

町民部、健康福祉部 村山保健所

3 実施内容

(1) 防疫班等の編成

防疫業務を実施するため、次の班を編成する。

班	4	Ż	業務內容
防	疫	班	家屋等の消毒、消毒指導、ネズミ・ハエ等の駆除、広報等
検	病	班	検病調査、健康診断、臨時予防接種、感染症患者等の隔離、移送等
食品衛生指導班		導班	被災した食品関係業者の指導等、食品に起因する危害発生の防止

(2) 防疫活動

① 消毒等

町は、被災直後に浸水家屋、下水、ゴミ汚物の集積場所、避難所、井戸等の消毒を実施 又は指導し、汚物堆積地帯等に対しては殺虫・殺鼠剤を散布するものとする。

② 衛生教育及び広報

町は、被災地の住民に対して衛生教育及び広報を行うものとする。

③ 検病調査及び健康診断

町は、保健所等の指示・指導により、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域住民を優先して検病調査及び健康診断を行うものとする。

④ 臨時予防接種

町は、被災地の感染症発生を予防するため、保健所等の指示により、種類、対象、期間 等を定めて臨時予防接種を実施するものとする。

⑤ 患者等に対する措置

ア 町は、被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、直ちに 関係指定医療機関と連絡を取り入院勧告又は入院の措置をとるものとする。

イ やむを得ない理由があるときは、病院等で適当と認められる施設への入院勧告又は入 院措置を行う。

⑥ 食品衛生指導

町は、保健所等の指示、指導により、被災した食品関係業者の指導及び救護、食品の指導・調査、その他食品に起因する危害発生の防止策を講ずるものとする。

⑦ 連絡

町は、感染症の発生又は発生する恐れがあることを知った場合及び防疫を実施する場合は、保健所等に連絡し、必要な対策及び指示等を受けるものとする。

(3) 防疫用薬剤及び資器材の調達

① 防疫活動のため必要な薬剤及び資器材等が不足する場合は健康福祉課取引業者から調達するものとする。

4 応援協力関係

- (1) 町は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をするものとする。
- (2) 町は、防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫活動の実施又はこれに要する 要員及び資器材について応援を要請するものとする。

第14節 環境衛生計画

1 方針

災害時における被災地のごみ、し尿及び死亡獣畜の廃棄物を迅速かつ適切に収集し、処理し、 環境衛生の保全を図るための方法について西川町災害廃棄物処理計画に基づき、定めるものと する。

2 主な実施機関

町民部、建設部

3 実施内容

- (1) ごみ処理
 - ① 収集の順位

ごみ収集の順位は、衛生上の観点から次のものを優先するものとする。

- ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- イ 浸水地帯のごみや需要性の高い施設(避難所等)のごみ
- ② 収集・処理方法

ア ごみの収集は、町委託業者によるほか、必要に応じて町で運搬車を調達し実施するものとする。

ごみ処理委託業者は、「5 資料編」のとおりである。

- (2) し尿処理
 - ① し尿処理の順位 し尿処理の順位は、避難所等重要性の高い施設の収集を優先するものとする。
 - ② 収集・処理方法

ア し尿の収集は、町許可業者が行うものとする。ただしそれが不可能な地域については、 町で容器等の配布を行うものとする。

し尿処理許可業者は、「5 資料編」のとおりである。

- イ し尿の処理は、し尿処理施設で処理することを原則とする。
- ③ 仮設トイレの設置

町は、被災地及び避難所等において、必要な場合仮設トイレを設置するものとする。

- (3) 公共下水道等集合処理区域の排水及びし尿処理
 - ① 使用制限の要請

災害により公共下水道等集合処理施設又は排水処理場に被害を生じたときは、使用者に対しその使用の制限を要請し、必要な場合共同仮設トイレ等を設置するものとする。

② 排水施設、排水処理場の応急措置

災害により排水施設、排水処理場に被害を生じたときは、早急に被害状況を調査し、維持管理業者と密接な連携を取りながら、非常用発電を確保するとともに搬送用ポンプ等を用いて応急的な措置を講ずるものとする。

(4) 死亡獣畜の処理

町は、死亡獣畜の処理を必要とする場合は、総合支庁と協議の上処理するものとする。

4 応援協力関係

町は、清掃の実施が困難な場合、他市町村又は県へ清掃の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

5 資料編

(1) ごみ処理委託業者

(資料編 265 頁)

(2) し尿処理許可業者

(資料編 265 頁)

第15節 障害物除去計画

1 方針

災害により、住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木又は工作物等で日常生活に著しい 障害を及ぼしているものの除去対策について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部

3 実施内容

- (1) 住居等日常生活に欠くことのできない場所に堆積された障害物の除去
 - ① 除去の対象

災害により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれて、生活上支障をきたし自力では除去することのできない者。

② 期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

③ 費用

障害物の除去に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、原則 としてその額を超えない範囲とする。

④ 要員及び資機材の確保

町は、障害物の除去に必要な資機材の確保を図るものとする。

- ア 障害物の除去に必要な資機材は、建設業者等から借上げるものとする。
- イ 障害物の除去に必要な要員は、資機材に併せて確保するものとする。
- ⑤ 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、被害の状況、規模に応じて適当な場所を確保するものとする。

- (2) 道路に堆積された障害物の除去
 - ① 除去の順位

障害物の除去の順位は、概ね次のとおりとする。

- ア 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路(避難路等)
- イ 災害の拡大防止上重要な道路(防御線となる道路等)
- ウ 緊急輸送を行う上で重要な道路
- エ その他、応急対策活動上重要な道路
- ② 要員及び資機材の確保

町は、住居等に堆積された障害物の除去方法に準じ、必要な要員及び資機材の確保を図るものとする。

③ 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、被害の状況、規模に応じて町有地等適当な場所を確保するものと する。

- (3) 河川に堆積された障害物の除去
 - ① 除去の順位

障害物の除去の順位は、概ね次のとおりとする。

- ア 地域住民の生命の安全を確保するための除去
- イ 災害の拡大防止のための除去
- ② 要員及び資機材の確保

町は、住居等に堆積された障害物の除去方法に準じ、必要な要員及び資機材の確保を図るものとする。

③ 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、被害の状況、規模に応じて町有地等適当な場所を確保するものと する。

4 応援協力関係

町は、障害物の除去の実施が困難な場合、他市町村又は県へ障害物の除去の実施に要する要 員及び資機材について応援を要請するものとする。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費は、県災害救助法細則の定めるところによる。

第16節 災害警備計画

1 方針

災害時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持等を図るための災害警備について定めるものとする。

2 主な実施機関

警察

西川町消防団

3 実施内容

(1) 災害警備実施事項

災害警備にあたっては、概ね次の事項について活動するものとする。

- ア 警報等の伝達
- イ 警戒区域等の警戒
- ウ 情報の収集
- エ 人命の救助
- オ 避難の指示又は避難者の誘導
- カ 交通の規制及び交通秩序の確保
- キ 被害状況等の調査
- ク 危険物の取締
- ケ 犯罪の予防及び取締
- コ 遺体見分、検視及び行方不明者の捜索
- サ 広報活動
- シ 通信の確保
- ス 他機関の行う災害救助及び復旧活動に対する協力
- (2) 災害警備体制及び警備実施組織 災害に対処する警備体制及び警備実施組織は、警察の計画による。

4 応援協力関係

町及び関係機関は、警察の実施する警備活動に対し、積極的に協力するものとする。

第17節 遺体の検視・対策計画

1 方針

災害により現に行方不明になっている者で、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推 定される者の安置、検視、対策の方法について定めるものとする。

2 主な実施機関

町民部、健康福祉部、医療部

警察

西川町消防団

3 実施内容

- (1) 遺体の捜索
 - ① 捜索班の編成

遺体の捜索は、町職員、警察官、消防団員等により捜索班を編成して行うものとする。 なお、遺体の捜索に際しては、遺体の検視等が円滑に行われるよう事前に関係の医療機 関と綿密な連絡を取るものとする。

② 対象

行方不明の状態にある者で、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者。

③ 捜索用資機材の調達

捜索活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達するものとする。

④ 事務処理

災害において遺体の捜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア 実施責任者
- イ 遺体発見者
- ウ 捜索年月日
- 工 捜索地域
- オ 捜索用資機材の使用状況
- カ費用
- (2) 遺体の処置
 - ① 検視、安置

遺体を発見した場合は、医師に依頼して死因その他医学的検査を実施したのち、概ね次により処理するものとする。

- ア 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合において、遺体を特定の場所(寺院の施設の利用、または寺院の敷地への仮設)に集めて埋葬の処理をするまで一時保管する。
- イ 遺体の安置場所については各地区内の寺院をもって充て、遺体多数のときは同敷地内 に仮安置所を仮設して安置するものとする。

② 事務処理

災害時において、遺体の処理、安置を実施した場合は、次の事項を明らかにしておくも のとする。

- ア 実施責任者
- イ 死亡年月日
- ウ 死亡原因
- エ 遺体発見場所及び日時
- オ 死亡者及び遺族の住所氏名
- カ 洗浄等の処理状況
- キ 一時安置場所及び安置時間
- ク費用

(3) 町が行う遺体の埋葬

① 基準

町が行う遺体の埋葬は、概ね次の場合とする。

- ア 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも個人で埋葬を行うことが困難である と認められるとき。
- イ 埋葬を行うべき遺族がいないか、又はいても老齢者、幼年者等で、埋葬を行うことが 困難であると認められるとき。

なお、身元不明の遺体の埋葬については、警察その他関係機関に連絡しその扱いについて協議するものとする。

② 火葬場及び埋葬場所

火葬場及び埋葬場所は、次のとおりとする。

ア 火葬場

名称	所在地	TEL	火葬炉
西村山広域行政事務組合	寒河江市大字柴橋	04 4611	л Т
寒河江地区斎場	字平野 3281-2	84-4611	4 基

イ 埋葬場所

埋葬場所は、遺体一時安置所内の墓地とする。

③ 費用

遺体の埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

④ 事務処理

災害時において遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア 実施責任者
- イ 埋葬年月日
- ウ 死亡者の住所、氏名
- エ 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- オ 埋葬品等の支給状況
- カ費用

(4) 期間及び費用

遺体の対策の期間及び費用は、次のとおりとする。

① 期間 災害発生の日から原則として10日以内とする。

② 費用

費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

4 応援協力関係

町は、自ら遺体の対策の実施が困難な場合、他市町村又は県に遺体の対策の実施若しくはこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の遺体の対策についての対象者、期間、経費等は県災害救助法細則による。

第18節 住宅の仮設・応急修理計画

1 方針

災害により住宅が全壊(全焼・流失)又は半壊(半焼)し、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しての応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修理の方法について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部

3 実施内容

- (1) 応急仮設住宅の建設
 - ① 対象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者。

② 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 供与期間は2年以内とする。

③ 設置規模

一戸当たりの規模は、29.7 m² (9 坪) を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を超えない範囲とする。

④ 建設予定場所

建設場所については、保健衛生、交通、教育等に配慮し、原則として町有地を優先して 選定するものとする。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、所有者 等と十分協議して選定し、土地使用契約書を取り交わす。

- (2) 住宅の応急修理
 - 対象

住家が半壊し又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力では住 宅の修理を実施することができないと認められる者。

② 修理期間

災害発生の日から3ヵ月以内とする。

③ 修理規模

修理対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限度の部分とし、費用は、 災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を超えない範囲とする。

(3) 応急仮設住宅の供与対象者及び応急修理対象者の選定

供与対象者等の選定は町長が行うものとし、前(1)、(2)の「自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者」、「自己の資力では住宅の修理を実施することができないと認められる者」の基準は概ね次のとおりとする。

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
- ③ 前各号に準ずる経済的弱者

(4) 建設資材及び建設業者の確保

① 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、関係業者と予め協議し、必要があると認めるときは供給を要請するものとする。

② 建設業者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建設技術者は、関係業者と予め協議し、必要があると認めるときは確保に努めるものとする。

4 応援協力関係

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ建設 及び修理の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

5 災害救助法

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、県災害救助法細則の定めるところによる。

第19節 文教対策計画

1 方針

災害が発生し又はその恐れがある場合に、児童・生徒の安全管理・応急の措置、罹災児童・生徒に対する救済及び文化財対策について迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定めるものとする。

2 主な実施機関

教育総務部、生涯学習部

3 実施内容

- (1) 学校教育対策
 - ① 児童・生徒の安全確保
 - ア 在校時に災害が発生し又はその恐れがある場合、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行うものとする。

火災が発生した場合及び重傷者、生埋者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機 関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を 行うものとする。

- イ 登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認 のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き 込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警 察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認するものとす る
 - ウ 校長及び学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。
- エ 児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生し又はその恐れがある場合、校長は、帰 宅経路等の安全を確認したうえ、児童・生徒等を速やかに下校させる。小学校について は、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらうものとする。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとるものとする。

② 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、速やかに町教育 委員会に報告するものとする。これを受け町教育委員会は教育事務所を経由し県教育委員 会に報告するものとする。

- ③ 応急教育の実施
 - ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じるものとする。
 - a 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施
 - b 校区の通学路や交通手段等の確保

- c 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導
- d 学校給食の応急措置

災害救助法が適用され、応急の学校給食を実施する場合は、県教育委員会に協議・ 報告する。

- イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずるものとする。
 - a 適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)

例 公民館、体育館等

- b 授業料の免除や奨学金制度の活用
- c 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- d 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- 複式授業の実施
- 昼夜二部授業の実施
- ・ 近隣市町村及び県に対する人的支援の要請
- 非常勤講師又は臨時講師の発令
- 教育委員会事務局職員等の派遣
- ウ 町は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行ものとする。
 - a 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に 居住することができない状態となったものを含む)により、学用品を喪失又は損傷し、 就学上支障のある小学校児童、中学校の生徒

b 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品(運動靴、体育着等)

c 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書(教材を含む)は1か月以内に、文房 具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了するものとする。

- d 学用品給与の方法
 - ・ 町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配布 するものとする。
 - 校長は、配布計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配布するものとする。
- e 費用

学用品等の給与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、 原則としてその額を超えない範囲とする。

④ 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、町内の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

(2) 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画

等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努めるものとする。

- ① 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じて ハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させるものとする。
- ② 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防及び警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行うものとする。
- ③ 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとるものとする。
- ④ 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告するものとする。
- ⑤ 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力するものとする。
- (3) 文化財の応急対策
 - ① 指定文化財等の所有者及び管理者は、地震が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。
 - a 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置ものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

b 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

- ② 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- ③ 被害が発生した場合は町教育委員会に報告するものとする。これを受け町教育委員会は 県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

4 応援協力関係

(1) 学用品等の給与

町は、学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施について、応援を要請するものとする。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費等については、 県災害救助法細則の定めるところによる。

第20節 ライフライン供給計画

1 方針

電力、電話、簡易ガス供給施設、水道施設は、日常生活及び産業活動上欠くことができないものであるから、災害によりこれらの施設、設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を要するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部

東日本電信電話㈱山形支店

東北電力ネットワーク㈱天童電力センター

一般財団法人 山形県 LP ガス協会西村山支部

3 実施内容

- (1) 電力
 - ① 災害時における応急工事
 - ア 災害が発生した場合は、被害施設・設備等に対する状況を速やかに調査把握し、応急 工事を実施するものとする。
 - イ 被災施設の応急工事を迅速に実施するため、東北電力ネットワーク㈱天童電力センターの非常災害対策実施要領に基づき、必要な資機材、要員を確保するなどして電力供給確保に努めるものとする。
 - ② 災害時における電気の保安 災害時において危険と認められる場合は、危険箇所に対し、危害防止に必要な措置を講 ずるものとする。
 - ③ 応援協力関係
 - ア 被害が多大で早期復旧が困難な場合は、町、県等に対し要員及び資機材等の確保について応援を要請する。
 - イ 被害が甚大で上記アによっても早期復旧が困難な場合には、他の電気事業者に対し応援を要請する。
 - ④ 電力の広域融通

電力受給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した 融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(2) 電信電話

① 災害時における応急工事

災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合的体制の確立を図るものとする。

ア 通信回線の復旧は、次表の順位により行うものとする。

復旧順位			対	付象機関等			
第1順位	気象機関、	水防機関、	消防機関、	災害救助機関、	警察機関、	防衛機関、	輸

	送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力
	の供給の確保に直接関係のある機関
	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業
第2順位	務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又
	は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

② 通信の利用制限

通信の開通が著しく困難となった場合は、加入電話利用規定等に基づく災害時優先電話 を他の通信に優先して取扱い、災害時における非常通信の確保を図るものとする。

(3) 液化石油ガス

① 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

② 実施内容

災害が発生した場合、液化石油ガス販売事業者は、次により応急措置等を行うものとする。

ア 応急措置

各供給先における被災状況を速やかに調査点検し、容器、供給設備及び消費設備への 応急措置を実施する。

イ 保安の確保

ガス設備が火災等により危険な状態になった場合、容器を撤去し、爆発、流失等のない安全な場所へ一時保管する。

ウ 通報及び警告

警察及び消防機関へ災害発生を直ちに通報するとともに、必要があるときは、付近の 住民に避難するよう警告する。

③ 応援協力関係

液化石油ガス販売事業者は、応急措置の実施が困難な場合は、他の販売事業者、社団法 人山形県エルピーガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会に応援を要請し、又は県に 要員の確保について応援を要請する。

(4) 水道

応急措置については、日本水道協会編「水道維持管理指針」の『地震対策、掲水対策』を 基本とするものとする。

① 災害時における応急工事

ア 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水及び送配水施設の防護に全力をあげ、給水 不能の範囲をできるだけ少なくするものとする。

イ 取水、導水、浄水及び送配水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図るものとする。

② 災害時における飲料水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所からの有害物質が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時中止するよう 一般に周知するものとし、臨時応急給水に要する飲料水については衛生上の処置に万全を 期して供給するものとする。

③ 応援協力関係

町は、応急工事の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応急工事の実施又はこれに要する資器材について応援を要請する。

第21節 危険物等応急対策計画

1 方針

危険物施設等から火災が発生した場合の応急保安対策について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、町民部

消防署

一般財団法人 山形県 LP ガス協会西村山支部

西村山危険物安全協会

西川町消防団

3 実施内容

- (1) 消防法に定める危険物の応急措置
 - ① 危険物の取扱業者

町内における消防法に定める危険物貯蔵・取扱業者は、「5 資料編」のとおりである。

- ② 危険物貯蔵・取扱業者の対応
 - ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し又は冷却注水 するなどの安全措置を講ずるものとする。
 - イ 消防署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付 近の住民に避難するよう勧告するものとする。
 - ウ 自衛消防隊その他の要員により初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の 関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施するものとする。
 - エ 危険物の移動中に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を講じて住民に対し避難等の警告を行うとともに、消防署に通報する。
- ③ 町及び消防署の対応
 - ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はその恐れがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と連絡をとり、警戒区域を設定するとともに、区域内住民の避難立退きの指示、勧告をするものとする。
 - イ 火災の防ぎょは、西川町消防団及び消防署がその消防力を有機的に運用して実施し、 特に火災の規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の出動により対 応するものとする。
 - ウ 漏油した場所については、土のう、土砂等により流出の拡大を防止するとともに、周 辺の火気使用を禁止し、警戒区域を設定し係員を配置するものとする。
- (2) 高圧ガスの応急措置
 - ① 高圧ガス取扱業者 町内の高圧ガス取扱業者は、「5 資料編」のとおりである。
 - ② 高圧ガス取扱業者の対応
 - ア 販売施設、高圧ガス貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちに応 急の措置を講ずるとともに、充てん容器等を安全な場所に移動してこの作業に必要な作 業員のほかは退避させるものとする。

- イ 災害の規模が拡大する恐れがある場合は、必要に応じて従業員又は付近の住民に退避 するよう警告するとともに関係機関に通知するものとする。
- ウ 高圧ガスの移動中災害が発生した場合は、直ちに応急措置を講じて、住民に対し避難 等の警告を行うとともに、山形県高圧ガス地域防災協議会及び関係機関に通知するもの とする。
- (3) 火薬類の応急措置
 - ① 火薬庫

町内の火薬庫等の施設は、「5 資料編」のとおりである。

- ② 所有者の対応
 - ア 貯蔵火薬類を安全地帯に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけるものとする。
 - イ 通路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を水中に沈めるなど安全 な措置を講ずるものとする。
 - ウ 前記ア、イの措置によらない場合には、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、 木部には防火の措置を講じ、かつ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告するも のとする。
 - エ 火薬類の運搬中災害が発生した場合は、直ちに安全な場所へ移動するものとし、それ が困難な場合は付近の住民に避難を警告するとともに、警察又は消防署に通報するもの とする。

4 応援協力関係

防災関係機関及び関係事業所等は、町又は災害発生事業所から応援の要請を受けたときは、 積極的に協力する。

5 資料編

(1) 危険物貯蔵・取扱業者

(資料編 268 頁)

(2) 火薬類貯蔵(火薬庫)施設

(資料編 271 頁)

第22節 避難行動要支援者対策計画

1 計画の方針

災害が発生した場合に、避難行動要支援者の被害軽減や生活支援を図るための応急対策について定めるものとする。

2 主な実施機関

健康福祉部

各社会福祉施設

西川町消防団

3 計画の内容

(1) 在宅の避難行動要支援者対策

ア 発災直後の安否確認

町は、近隣住民、自主防災組織、民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否について確認するものとする。

また、救助が必要な人を発見した場合の連絡先等、対応策を講ずるものとする。

イ 被災状況等の確認

町は、避難所や要支援対象者の自宅等に、保健師やホームへルパーを派遣し、町内会長、 民生委員、地域住民の協力を得て、次の事項を確認するものとする。

- a 要支援対象者の身体及びメンタルヘルス状況
- b 家族(介護者)の有無及びその被災状況
- c 介護の必要性
- d 施設入所の必要性
- e 日常生活用具(品)の状況
- f 常時服用している医薬品等の状況
- g その他避難生活環境等
- ウ 情報の提供

在宅や避難所等にいる避難行動要支援者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリ等で情報を随時提供するものとする。

エ 避難所での配慮

避難行動要支援者に配慮した避難所の運営、環境整備及び生活必需品の供給に努めるものとする。また、福祉避難所を開設し、避難させるものとする。

オ 相談窓口の設置

庁舎内に相談窓口を設置し、総合的な相談に応じるものとする。

カ 巡回サービスの実施

町職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、在宅、避難所、 仮設住宅等で生活する避難行動要支援者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回 サービスを実施するものとする。

(2) 社会福祉施設等における避難行動要支援者対策

ア 事前避難

- a 施設管理者は、町から避難指示があった場合又は入(通)所者を避難させる必要があると認めるときは、直ちに要員を配置し避難体制を整えるものとする。
- b 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、近隣住民及び消防団等の協力を待って、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

イ 施設被災時の安全確認・救助・避難

- a 施設が被災したときは、施設管理者は直ちに入(通)所者の安全及び被災状況を把握 し、不安解消に努めるものとする。
- b 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民、消防団等の協力を得て、応急救助 を実施するとともに、必要に応じ消防機関等に救助を要請するものとする。
- c 施設の被災により入(通)所者の避難が必要となったときは、近隣住民及び消防団等の協力を得て、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ウ 受入れ先の確保

町は、施設管理者から緊急入所の要請があった場合は、他の社会福祉施設及び医療施設 を確保するものとする。

エ 被害状況の報告、連絡

施設管理者は、入(通)所者及び施設の被災状況を町及び県等に報告し、必要な措置を 要請するものとする。

また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼するものとする。

オ ライフラインの優先復旧

社会福祉施設の早期回復を図るため、電気、水道等の優先復旧を要請し、実施するものとする。

(3) 外国人の援護対策

ア 安否確認の実施

町職員や語学ボランティア等により外国人登録者名簿に基づき、外国人の安否確認を行うものとする。

イ 避難誘導の実施

広報車及び語学ボランティアの協力を得て、外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行うものとする。

ウ 情報の提供

テレビ・ラジオ等を活用して、被災した外国人に対して生活情報等の情報提供を随時行 うものとする。

エ 相談窓口の設置

庁舎内に相談窓口を設置し、語学ボランティア等の協力を得て総合的な相談に応じるものとする。

第23節 災害ボランティア活動計画

1 計画の方針

災害が発生した場合に、災害応急対策を迅速かつ適切に実施するため、災害ボランティアの 活用を図り、さまざまな支援ニーズに対応できるよう支援活動について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、健康福祉部 西川町社会福祉協議会

3 計画の内容

- (1) ボランティアに協力依頼する内容
 - ア 災害、安否、生活情報の収集・伝達
 - イ 炊き出し、その他災害救助活動
 - ウ 高齢者、障がい者の介護、看護補助
 - エ 子供、外国人の世話
 - オ 災害救援物資の配分
 - カ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
 - キ ペットの救済補助
 - クその他
- (2) ボランティアの受入れ
 - ア 町ボランティアセンターの設置

災害時に避難所や住宅等の被災者への支援並びに災害諸対策への協力などのボランティア活動の円滑な実施のため、発災後直ちに、受入窓口としてボランティアセンターを設置するものとする。

- a 町ボランティアセンターの活動
 - ・ ボランティアの要請、受入れ、登録
 - ・ 被災者のニーズの把握と分析
 - 具体的救援活動の調整、指示
 - ・ 救援活動に要する物資の確保と配分
- b 町ボランティアセンターの体制

町本部と連携を図りながら、町社会福祉協議会、日本赤十字社や災害救援活動経験者、 多数の一般ボランティアの協力により運営するものとする。

イ 県への派遣要請

県ボランティア支援本部に対し、ボランティアセンターの運営アドバイザーの派遣を要請し、ボランティアが不足する場合には、ボランティアの派遣を要請するものとする。

ウ 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共用地、建物等を ボランティアの活動拠点として提供するものとする。

第24節 雪害応急対策計画

1 計画の方針

異常降雪時や雪崩及び暴風雪時等に住民の生命及び生活を守れるよう交通、通信、電力の確保、雪崩等の雪害の応急措置について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部、健康福祉部

総合支庁

警察

山形河川国道事務所

東日本電信電話㈱山形支店

東北電力ネットワーク㈱天童電力センター

高速道路山形管理事務所

消防署

西川町消防団

3 計画の内容

- (1) 交通の確保
 - ア 高速道路の除雪

高速道路の除雪は、高速道路山形管理事務所が実施するものとする。

イ 国管理道路の除雪

国管理道路の除雪は、災害対策運営計画に基づく除雪計画により山形河川国道事務所が 実施するものとする。

ウ 県管理道路の除雪

県管理道路の除雪は、県除雪事業計画により県が実施するものとする。

エ 町管理道路の除雪

町管理道路の除雪は、除雪計画に定めるところにより町が実施するものとする。

(2) 通信の確保

雪害による通信設備の被害を防止するため、雪害対策工法と除雪期前の巡回、点検、整備を行い、雪害発生の防止に努めるものとする。

(3) 電力の確保

雪害による電線切断等の被害を防止するため、雪害対策工法と除雪期前の巡回、点検、整備を行い、雪害発生の防止に努めるものとする。

(4) 公共建物等の積雪の除去

各施設管理者は、当該建物の積雪の状況に応じ除去し、倒壊防止を図るものとする。除雪要員については各施設の管理者が建設業者等に依頼し確保するものとする。

(5) 雪崩及び暴風雪のため遭難した者の救出

事故発生の通報を受けた防災関係機関は、相互に協力のうえ、救出班を編成し救出・救助するものとする。

(6) 積雪時における住民生活の安全確保

ア 一般建築物

町は屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努めるものとする。

- a こまめな雪下ろしの励行
- b 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- c 雪下ろし中の転落による事故防止
- d 非常時における出入り口の確保

イ 要支援世帯に対する除雪援助

高齢者世帯等の要支援世帯に対し、民生委員等による世帯訪問を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の除雪については、各地区の除雪ボランティア及び西川町高齢者等除雪支援事業実施要綱に基づいて援助するものとする。

ウ 孤立集落住民の救出

雪崩等による交通途絶により集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対し、ヘリコプターの要請を行い、集落住民全員の避難救助を実施するものとする。

エ 消防水利の確保

消防活動に支障をきたさないよう防火水槽、消火栓等の消防水利の確保のため、消防団 員、地域住民の協力のもと除雪を行うものとする。

(7) 応援の要請

実施機関において、除雪及び救出の実施が困難な場合は、県に対し、これに要する要員及 び資機材について応援を要請するものとする。

4 資料編

(1) 西川町高齢者等除雪支援事業実施要綱

(資料編64頁)

第25節 突発重大事故応急対策計画

1 計画の方針

航空機の墜落事故等、高速道路での交通事故等、突発的な事故が発生した場合に、災害から 乗客や地域住民等を守るため、初動体制を確立し、被害拡大防止等の応急対策について定める ものとする。

2 主な実施機関

総務部

警察

消防署

西川町消防団

3 計画の内容

- (1) 突発重大事故
 - ア 航空機の墜落事故
 - a 航空機が墜落した場合、乗客及び住民に多数の死傷者及び火災の発生が予想されるため、航空機事故の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、「航空機の捜索救難に関する協定」に基づき、県及び関係機関に通報するものとする。
 - b 必要に応じて、現地に現場本部と応急救護所を設置し、負傷者の救出救助、延焼拡大 防止に全力を挙げるものとする。
 - イ その他の突発事故災害

その他の突発事故災害についても、必要に応じて現場本部を設置し、負傷者の救出救助に全力を挙げるものとする。

(2) 事故対策本部の設置

突発重大事故が発生した場合は、救急医療、救助その他応急対策を実施するため、町は、 事故対策本部を設置するものとする。事故対策本部については、災害対策本部組織を準用し 応急対策活動を実施するものとする。

(3) 応援の要請

町は、災害の規模が甚大で町だけでは対処できない場合は、相互応援協定に基づき、近隣 市町村に応援を要請するものとする。さらに応援を必要とする場合は、県に対し、自衛隊の 災害派遣を依頼するとともに資機材の確保について応援を要請するものとする。

第26節 物的公用負担等の実施に関する計画

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急措置を緊急に実施する必要がある場合において、施設、土地、家屋又は物資を管理並びに使用若しくは収用するための計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部

警察

消防署

西川町消防団

自衛隊

3 計画の内容

(1) 実施責任者

++++++		Les Mar Arks
実施者	実施対象(公用負担要領)	根拠等
m. E	災害を拡大させるおそれがある設備又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去・保安その他必要な措置をする場合。 区域内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用	法第 59 条第 1 項 法第 64 条第 1 項、第 2 項
町長	し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは 収用する場合。 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実 施の支障となるものの除去、その他必要な措置をする 場合。	災害を受けた工作物の 障害物を除去したとき は、適正な方法で保管 すること。
消防吏員消防団員	水災以外の災害が発生し又は発生しようとしている火災及びその他の災害に係る対象物並びにこれらのもののある土地を使用し、処分し又は使用を制限する必要がある場合。	消防法第29条第1項、 第2項、第3項 消防活動のため緊急の 必要がある場合。
水防管理者 水 防 団 長 消 防 長	水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土 石、竹木その他資材を使用し、若しくは収用し、車そ の他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その 他の障害を処分する場合。	水防法第 28 条第 1 項
警察署長	災害全般 (町長より要求のあったとき) (事後において、町長に通知しなければならない)	法第59条第2項 法第64条第7項 町長若しくは町長の職 権を行使する町の職員 が現場にいないとき又 は町長から要求のあっ たとき。
自 衛 官	災害全般 (事後において、町長に通報しなければならない)	法第64条第8項 町長若しくは町長の職 権を行使する町の職員 が現場にいないとき。

(2) 通知

ア 応急公用負担等の通知

法第64条第1項及び第2項の規定により応急公用負担等の権限を行使する場合は、その 所有者、占有者等に対して、下記の事項を通知しなければならない。

- a 当該土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所
- b 当該処分に係わる期間、又は期日
- c その他必要事項

イ 通知書の掲示

通知すべき所有者、占有者等が不明のときは、町役場掲示場又は寒河江警察署掲示場に 通知書を掲示するものとする。

(3) 公用令書の交付

ア 応急公用負担等の公用令書の交付

法第71条第2項の規定により町長が県知事より委任を受けて物的公用負担等を行使する場合は、その所有者、占有者等に対して、下記事項を記載した公用令書の交付を行わなければならない。

- a 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事 務所の所在地)
- b 当該処分の根拠となった法律の規定
- c 保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
- d 管理、使用又は受入れる施設等の所在する場所及び当該処分に係わる期日及び期間
- イ 公用令書の変更、取り消し

町長は、公用令書を交付した後に処分を変更し又は取り消したときは、速やかに公用変更令書、公用取消令書を交付しなければならない。

(4) 損失補償等

- ア 町は、法第64条第1項、消防法第29条第3項、水防法第28条第1項等の規定により応急 公用負担等を行使し処分を行ったときは、法第82条によりその処分により通常生ずべき損 失を補償しなければならない。
- イ 県は、法第71条第2項の規定により町長が県知事の委任を受けて、応急公用負担等の権限を行使し処分を行ったときは、法第82条によりその処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- ウ 町は、警察官又は災害派遣を命じられた自衛官が、土地、建物等を使用して生じた損失 を補償しなければならない。

4 資料編

(1) 従事命令書 (資料編 349 頁)

(2) 変更令書 (資料編 349 頁)

(3) 取消令書 (資料編 350 頁)

第27節 災害救助法の適用に関する計画

1 計画の方針

一定規模以上の災害が発生した場合に応急救助措置に適用される災害救助法(以下この節に おいて「法」という。)及び同法施行令に係る運用について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部、健康福祉部

3 計画の内容

- (1) 災害救助法の適用基準
 - ア 基準の内容
 - a 適用単位は町の区域単位である。
 - b 同一原因の災害を原則とする。 ただし、例外として
 - ・ 同時点又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合。
 - ・ 時間的に接近して、町の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混 乱の同一性があれば、これらの災害を一つの災害として取り扱う。
 - c 町又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合。
 - d 被災者が現に救助を必要とする状態であること。

イ 適用基準

法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、本町における適用基準は次のとおりである。

- a 住家の滅失世帯が、町の人口に応じ、定める世帯以上であるとき(町の場合、令和2年国勢調査に基づくと30世帯以上)
- b 県下の住家滅失世帯が 1,500 世帯以上であって、町の住家滅失世帯が町の人口に応じ 定める世帯以上であるとき(令和 2 年国勢調査に基づくと 15 世帯以上)
- c 県下の住家滅失世帯が 7,000 世帯以上であって、町の住家滅失世帯が多数であるとき
- d 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき
- e 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき

(2) 災害救助法による救助の種類と実施権限者

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置及び受入れ	7 日	町
応 急 仮 設 住 宅 の 建 設	着工 20 日	県 (町)
炊出し及び食品の給与	7 日	町
飲料水の供給	7 日	町
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10 日	町
	14 日	
医療及び助産救助	(ただし、助産は分娩	町
	した日から7日間)	
災害にかかった者の救出	3 日	町
住 宅 応 急 修 理	3 か月	町
住 宅 応 急 修 理 資 金 の 貸 与	3 か月 1 か月	町町
資 金 の 貸 与		町
	1 か月	
資 金 の 貸 与	1 か月 教科書 1 か月	町
資金の貸与学用品の給与	1 か月教科書1 か月文房具15 日	町町
資金の貸与学用品の給与埋葬	1 か月教科書1 か月文房具15 日10 日	町 町

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、県知事の承認を得て実施 期間を延長することができる。

(3) 申請手続き

町における被害が適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みであるときは、本部長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助方法と今後の救助措置の見込みを県知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合はあわせて法の適用を要請するものとする。

(4) 罹災証明の発行への対応

罹災世帯の認定については、法の適用並びに義援金の配分等住民への影響が極めて大きいことから、住民からの請求に応じて罹災証明が直ちに発行できるよう罹災台帳を整備するものとする。

4 資料編

(1) 災害救助法適用基準

(資料編 103 頁)

(2) 罹災証明書

(資料編348頁)

第28節 義援金品受入れ、配分計画

1 計画の方針

大規模な災害による罹災者に、全国から寄せられる義援金品を円滑かつ適切に受け入れ及び 配分するために、その方法について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、町民部

3 計画の内容

- (1) 義援金品の受付
 - ア 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想されることから、発災後概ね12時 間以内に受付窓口を開設するものとする。
 - イ 義援品は原則として、補修又は修繕を要するもの及び中古衣類、中古雑誌等で使用に耐 えないもの、また、腐食しやすい食料品等は受け付けないものとする。なお、有効活用の 観点から、被災者ニーズの把握に努めるものとする。
 - ウ 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者への周知を図るものとする。
 - エ 直接受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行するものとする。また、義援品の保管場所、集積場所を指定し、総務部長の命による管理責任者を配置するものとする。

(2) 義援金品の保管

義援金品は、罹災者に配布するまでの間、善良なる管理のもと保管するものとする。

ア 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、西川町会計管理者名義の普通預金口座 を設け、払出しまでの間、預金保管するものとする。

イ 義援品の保管

義援品については、町が直接受領したもの及び県、日本赤十字社山形県支部が受入れ、 配送されるものもあわせて、あらかじめ定めている保管場所に保管するものとする。ただ し、災害状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管するものとする。

(3) 義援金品の配分

義援金品の配分を公平適切に行うため、支援関係団体で構成する義援金配分委員会を組織 し、同委員会で定める配分計画に基づき配分するものとする。

ア 配分の基本方針

義援金品の配分は、被災地区、罹災人員及び世帯、被災状況等を勘案のうえ、人員を単位として被災状況確定後行うことを基本方針とするものとする。

イ 義援金の配分

町が直接寄託された義援金及び県、日本赤十字社山形県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに、罹災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。

ウ 義援品の配布

a 義援品の配布については、避難所、住宅における罹災者等の実態を把握し、公平に物

資が行き渡るよう配慮のうえ配布するものとする。

b 配布にあたっては、日本赤十字社奉仕団、ボランティア等の協力を得て罹災者に配布 するものとする。

第29節 原子力災害対策計画

1 方針

原子力災害 (隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により、放射性物質が大量に放出されることによる災害) に関し、町が実施すべき事項 について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

警察

3 計画の内容

- (1) 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所
 - ア 宮城県

東北電力株式会社「女川原子力発電所」宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市

イ 福島県

東京電力ホールディングス株式会社「福島第一原子力発電所」福島県双葉郡大熊町及び双葉町

東京電力ホールディングス株式会社「福島第二原子力発電所」福島県双葉郡楢葉町及 び富岡町

ウ 新潟県

東京電力ホールディングス株式会社「柏崎刈羽原子力発電所」新潟県柏崎市及び刈羽 郡刈羽村

- (2) 災害応急対策
 - ア 広報及び国または県からの指示伝達
 - a 事故の概要
 - b 災害の現況
 - c 町、県及び防災関係機関の対策状況
 - d 住民のとるべき措置及び注意事項
 - e その他必要と認める事項
 - イ 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力災害対策特別措置法第 15 条の規定により、内閣総理大臣から屋内退避又は避難 指示を受けたときは、要援護者を把握し並びに避難先の指定を行ったうえで、住民を屋 内退避又は避難させる。

ウ 避難誘導に関するマニュアルの策定

町は、避難誘導等が的確かつ迅速に実施されるよう、次の事項を記載した避難誘導に 関するマニュアルを策定しておくものとする。

- a 屋内退避の指示に関する伝達方法等、屋内退避に関する事項
- b 避難の指示に関する伝達方法に関する事項
- c 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

- d 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民 の誘導に関する事項
- e 避難の実施に関し必要な事項
- ※ 避難誘導に関するマニュアル策定の際の主な留意事項
 - a 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - b 避難先、一時集合場所及び集合方法
 - c 集合に当たっての避難住民の留意すべき事項
 - d 市町村職員、消防職員及び消防団員等の配置並びに担当業務、連絡先等
 - e 災害時要援護者への対応
 - f 要避難地域における残留者の確認方法
 - g 屋内退避及び避難誘導中における食料等の支援
 - h 避難住民の携行品及び服装
 - i 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
 - i その他、屋内退避並びに避難に関して必要な事項
- 工 緊急医療活動

町は、県が実施する原子力災害医療活動等について協力を行うものとする。

オ 飲食物の摂取制限措置

町は、国及び県から指示があったとき又は摂取制限等を行う必要があると判断した場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

カ農林水産物等の採取及び出荷制限

町は、国及び県から指示があったとき又は出荷制限等を行う必要があると判断した場合は、汚染農林水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

キ 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県並びに関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止 又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光 客の減少の防止のための広報活動を行う。

第30節 大規模土砂災害対策計画

1 方針

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、町が実施する大規模土砂災害対策について定める。

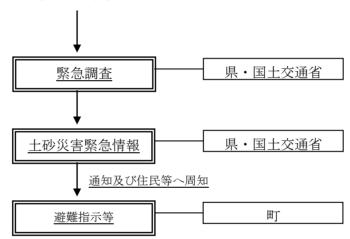
2 主な実施機関

総務部

3 計画の内容

(1) 大規模土砂災害対策フロー

*大規模土砂災害現象の発生



(2) 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。また、国土交通省は、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について県及び市町村に助言を行う。

重大な土砂災害	緊急調査	
項目	内 容	実施機関
	河道閉塞の高さがおおむね20m以上あ	
河道閉塞による湛水を	る場合	国土交通省
発生原因とする土石流	おおむね10戸以上の人家に被害が想定	
	される場合	
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さがおおむね20m以上あ	国土交通省
	る場合	国工父理有

	おおむね10戸以上の人家に被害が想定	
	される場合	
	河川勾配が10度以上である区域のおお	
火山噴火に起因する 土 石 流	むね5割以上に1cm以上の降灰等が堆	
	積した場合	国土交通省
	おおむね10戸以上の人家に被害が想定	
	される場合	
	地すべりにより、地割れや建築物等に亀	
地すべり	裂が発生又は広がりつつある場合	旧
	おおむね10戸以上の人家に被害が想定	県
	される場合	

(3) 土砂災害緊急情報

県は、法第60条第1項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報(土砂災害緊急情報)を市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びインターネット等により一般に周知するものとする。

県及び国土交通大臣は、市町村が適切な避難判断を行えるよう、判断基準の設定について助言等を行うよう努めるものとする。

(4) 避難指示等

町は、県及び国土交通大臣からの土砂災害緊急情報を受け、法第60条第1項の規定による避難指示等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や避難所等を示したハザードマップ作成、住民等への伝達方法など警戒避難体制の整備に努めるものとする。

4 資料編

(1) 土砂災害警戒区域 (資料編 245 頁)

(2) 土砂災害特別警戒区域 (資料編 249 頁)

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

1 方針

災害により被災した公共施設の、災害復旧における原形復旧及び再災害の発生防止のための 工事及び資金計画について定めるものである。

2 主な実施機関

関係各部

3 実施内容

(1) 災害復旧事業計画 公共施設の災害復旧計画は、概ね次の計画とする。

- ① 公共十木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川施設災害復旧事業計画
 - イ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - 才 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - 力 道路施設災害復旧事業計画
 - キ 下水道施設災害復旧事業計画
- ② 河川等災害関連事業計画
- ③ 災害関連緊急砂防等事業計画
- ④ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ⑤ 上水道施設災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立学校施設災害復旧事業計画
- ⑧ 公営住宅災害復旧事業計画
- ⑨ 公立医療施設災害復旧事業計画
- ⑩ その他の災害復旧事業計画
- (2) 激甚災害指定の推進

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激 甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の規定による激甚災害の指定が受 けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

(3) 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の実態を調査し、災害査定の実施及び復旧事業 が迅速に実施されるよう努めるものとする。

(4) 復旧技術員の確保

災害復旧事業のため技術員の不足を生じたときは、被害をまぬがれた他の市町村から関係

職員を求めてこれに対処するものとする。この場合において市町村間の協議が整わないときは、県知事にあっせん又は調整の依頼をするものとする。

(5) 資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金(補助金)のほか、増大した臨時的 必要経費の財源措置として、次の制度を活用して資金の調達に努める。

- ① 地方債 歳入欠陥債、災害復旧事業債
- ② 地方交付税 普通交付税、特別交付税
- ③ 一時借入金災害復旧事業貸借金(県)、災害応急融資(財務事務所及び郵便局)

第2節 防災関連施設の災害復旧計画

1 方針

災害により被災した公共性の高い防災施設を早期に復旧する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部

東日本電信電話㈱山形支店

東北電力ネットワーク㈱天童電力センター

一般財団法人 山形県 LP ガス協会西村山支部

3 実施内容

(1) 通信施設

災害の状況、電気通信設備等の被害の状況に応じ復旧するものとし、工事は次の順位とする。

- ① 被災地の応急復旧に必要な回線
- ② 治安維持の他、災害救助活動に直接関係する防災機関の専用線
- ③ ライフライン関連事業所及び報道機関の専用回線
- ④ 公的機関及び公益業者の専用線
- ⑤ 主要公衆線、重要業務専用線等東日本電信電話㈱山形支店長が必要と認めた回線
- ⑥ その他回線
- (2) ライフライン施設

電力、ガス、上下水道の管理者は、災害の状況、設備の被害状況に応じ、災害救助及び災害復旧活動に直接関係する箇所から速やかに復旧するものとする。

第3節 民間施設の災害復旧計画

1 方針

罹災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金又は資材の確保、復旧計画の樹立 又は実施等について、斡旋・指導を行うとともに、資金の融資に伴う金利助成の措置等を講じ て民生の安定、社会経済活動の早期回復に努めるための計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部、みどり共創部、商工観光部

3 実施内容

- (1) 罹災者住宅建設計画
 - ① 公営住宅の建設及び補修
 - ア 公営住宅の建設(新設)

大規模な災害が発生し住宅の被害が次の基準に該当する場合、町は、低所得被災世帯 のために、国庫補助を受け災害公営住宅を建設するものとする。

- (ア) 地震、暴風雨、洪水、その他異常な自然現象による災害の場合
- a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- b 町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
- c 滅失戸数がその区域内住家戸数の1割以上のとき。
- (イ) 火災による場合
- a 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
- b 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。
- イ 公営住宅の補修等(既設)

災害(火災にあっては、地震によるものに限る。)により公営住宅又は共同施設が滅失し、または著しく損傷した場合、町は国庫補助を受け補修するものとする。

② 住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅資金)の貸付

町は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興往宅資金の借入の促進を図る。この場合において、市町村は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 金融支援計画

① 農林漁業関係

ア 天災融資制度による融資

町は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。)が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの(以下「被害組合」という。)に対し、天災により被害を受けた

ために必要となった事業資金を融通する。

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

町は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)に対し、低利の経営資金を融通する。

ウ 既貸付金の条件緩和

a 制度資金の条件緩和措置

被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付制度資金について、 法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組 合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

b 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

エ 農林漁業者への各種措置の周知

町は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融 資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各 種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

② 中小企業関係

ア 各金融機関に対する円滑な融資の要請

被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

イ 各金融機関に対する既貸付金の条件緩和措置の要請

被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた 中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

ウ 各種広報手段を活用した周知

町は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の 広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措 置の周知を図るよう努める。

エ 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び 金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努め るとともに、必要な助言、調整を行う。

第4節 罹災者の保護計画

1 方針

罹災者の保護及び職業斡旋等を行い、生活の安定を確保するための計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、町民部、商工観光部、健康福祉部

消防署

寒河江公共職業安定所

3 実施内容

(1) 職業の斡旋

罹災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、町は、寒河江公共職業安定 所と連絡協力して職業の斡旋に努めるものとする。

① 職業の斡旋の対象被害者

寒河江公共職業安定所が職業斡旋の対象とする罹災者は、災害のため転職又は一時的に 就職を希望し、本人の有している技能・経験・健康・その他の状況から就職斡旋の可能な 者とする.

② 職業相談

寒河江公共職業安定所は、担当の職員を現地に派遣し、職業に就くことを希望する者に対して職業相談を実施するものとする。

③ 求人開拓

寒河江公共職業安定所は、罹災者の希望する就職条件に基づき求人開拓を実施するとと もに、他の公共職業安定所に対しても求人開拓を依頼するものとする。

④ 職業の斡旋

寒河江公共職業安定所は、職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧 工事等に従事することを希望する者に対しては、それぞれ希望に応じた職業を紹介するよう努めるものとする。

(2) 生活援助

① 生活確保のための資金の融資

町は、罹災した生活困窮者等の再起のため、次の事業資金その他貸付金等の資金導入に 努めるものとする。

ア 災害弔慰金及び災害見舞金の支給

イ 災害援護資金の貸付

② 被災世帯に対する住宅融資

町は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯で災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなった住宅を補修し、または非住家を改造する等のための資金を必要とする世帯に対し、次の資金を融資するものとする。

ア 世帯更正資金

イ 母子及び寡婦福祉資金

③ 町税の徴収猶予及び減免

町は、災害による被害者に対して、条例の定めるところにより町税の徴収猶予又は減免 を行うことができる。

④ 被災者生活再建支援金の支給制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものについて、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、被災者生活再建支援金を支給するものとする。

(3) 罹災証明書の交付

災害により被災者から申請があったときは、住家等の被害について、被害状況を調査し、 遅滞なく罹災証明書を交付し、当該手数料は徴収しないものとする。

罹災証明書の交付にあたっては、住家被害の調査職員の育成、県及び建築士等の専門家との協定締結による応援体制の構築など、必要な業務体制の確保に努めるものとする。

なお、火災に起因する罹災証明書の交付については、消防署が行うものとする。

4 資料編

(1) 西川町災害弔慰金の支給等に関する条例 (資料編6頁)

(2) 西川町災害見舞金支給条例 (資料編 10 頁)

(3) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (資料編24頁)

第2章 災害復興計画

1 計画の方針

大規模な災害により甚大な被害が発生した場合に、町、住民及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定めるものとする。

2 主な実施機関

関係各部

3 計画の内容

(1) 災害復興対策組織の確立

町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から災害復興対策の体制へ円滑に移行できるよう、必要に応じて災害復興対策本部等の総合的な組織体制を確立するものとする。その際、男女共同参画また多様な意見を反映させる観点から、女性や要配慮者の参画を促進していくものとする。

(2) 災害復興基本方針及び計画

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、外部の有識者や専門家及び住民代表等により災害復興基本方針及び計画について早期に検討し、策定するものとする。

(3) 被災市街地復興特別措置法の活用

被災市街地復興特別措置法は、都市計画法で定める都市計画区域内で、災害において相当数の建築物が滅失した区域、諸条件から不良な街区の環境が形成されるおそれがある区域、土地区画整理事業等を実施する区域について指定できるため、災害復興計画を作成する際には積極的な活用を図るものとする。

西川町地域防災計画

令和6年10月発行

編集発行 西川町防災会議

昭和 44 年 西川町防 昭和 54 年 一部改正 沿 西川町防災計画策定(初版)

平成 5 年 1 月 全部改正

平成14年5月 一部改正

平成24年3月 一部改正

平成 26 年 3 月 一部改正

平成30年3月 一部改正

令和 5 年 12 月 一部改正

令和 6 年 10 月 一部改正

事務局 西川町総務課

山形県西村山郡西川町大字海味 510 番地

匝 0237-74-2111 (内) 215